

平成25年6月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成25年 6月 6日 開会  
平成25年 6月17日 閉会

飯 島 町 議 会

平成25年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年6月6日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 第 2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3号議案 平成24年度飯島町一般会計補正予算（第8号）専決

日程第 7 第 4号議案 平成24年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）専決

日程第 8 第 5号議案 平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）専決

日程第 9 第 6号議案 平成24年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）専決

日程第10 第 7号議案 平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）専決

日程第11 第 8号議案 平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）専決

日程第12 第 9号議案 飯島町新型インフルエンザ等対策本部条例

日程第13 第10号議案 平成25年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

日程第14 第11号議案 飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定について

日程第15 第12号議案 飯島町介護予防等拠点施設の指定管理者の指定について

○出席議員（12名）

1番 北沢正文	2番 坂本紀子
3番 本多昇	4番 中村明美
5番 浜田稔	6番 久保島巖
7番 橋場みどり	8番 竹沢秀幸
9番 三浦寿美子	10番 折山誠
11番 堀内克美	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢隆 建設水道課長 紫芝守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮沢卓美
議会事務局書記	市村晶子

## 本会議開会

開 議	平成25年6月6日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変ご苦労さまです。これより平成25年6月飯島町議会定例会を開会します。議員各位におかれましては会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的なご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。なお今定例会は節電・省エネ対策の一環として軽装としましたのでご理解とご協力をお願いいたします。
	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。開会にあたり町長からごあいさつをいただきます。
町 長	皆様おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成25年5月20日付飯島町告示第58号をもって、平成25年6月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には今任期最初の定例会に全員の皆様のご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。6月に入りまして春の農作業も概ね終わりつつありますが、本年は天候不順が続いている中で春先からの低温とともに、4月から5月初めにかけて心配をしておりました農作物に対する凍霜害の被害が果樹を中心に発生いたしました。県下全域で特に上・下伊那管内の多くの市町村において大きな被害が発生したところでございますが、飯島町の被害も梨やリンゴを中心に約10ヘクタール、被害総額約1億円と近年にない被害となってしまいました。果樹共済に加入をされている方もおられますが、春先でこのような状況に対しまして大変心を痛めているところでございます。今後も品質低下など更に被害内容の拡大が予想されますが、県の農政部、JAなど関係機関との連携を図りながら、その対応については万全を期してまいりたいというふうに考えております。
	さて関東甲信地方の梅雨入りは異常気象が反映してか平年より10日以上早い5月の29日でありました。梅雨入り後は晴天が続いておりますが、向こう1ヶ月予報によりますと平年より曇りや雨の日が多いとも報じられております。うっとうしい季節をともに最近の雨の降り方は極めて局地的であり、ゲリラ的であることも予想されます。東日本や長野県北部の震災も未だ癒えていないだけに、今年は穏やかな災害のない梅雨であってほしいと願うものでございます。
	さて内閣府の発表した5月の月例経済報告によりますと、景気は緩やかに持ち直しをしているということで、先行きについては輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に次第に景気回復へ向かうことが期待をされてはおりますが、中国をはじめ発展途上国などの海外景気の下ブレが引き続き日本の景気を下押しするリスクとして存在すると考えられております。また上伊那管内におけます有効求人倍率は年明け後約2年半ぶりに0.7%台となり、わずかながら回復の光が見えたところではございましたが、最近発表されました実数値では再度0.6%台の前半に戻ってしまいました。これは長野県内で最も低い数値となっているところでございます。こうした雇用情勢とともに中小企業の経営環境、個人の所得状況におきましても依然厳しく、地方においては個人消費の持ち直し感も見られず、まだまだ深刻な状況が続いているところでございます。併せて一時高騰して

おりました株価や円安傾向もこのところ乱高下をしております、経済安定にはなかなかほど遠いところとなっております。にもかかわらず現状、政権発足以来、安倍政権への国民の期待度が高いことは、景気回復や先行き安定した国民生活を送ることができるようにとの期待度とも言えると思います。またこのところ政権側からの憲法改正論や道州制法案の国会提出問題などとともに、政党の党首等の発言が国内外に波紋を呼ぶなど、このことが国民にとって国の対外政策などに対しての不安材料ともなっております。このような情勢とともに昨日はアベノミクスの3本の矢の1つであります成長戦略の素案骨子が発表されましたが、その具体的な実現性への道筋に乏しく疑問視をする声も多くあるようでございますが、いずれにいたしましてもこの7月には参議院議員の選挙が予定をされております。安倍政権には何としても政策の期待倒れに終わることのないように、着実に将来の希望の持てる国民本位、併せて地方重視の政治政策実現を切に願うものでございます。

一方、町では第5次総合計画3年目を迎えました。定住促進など成果につきましてもわずかながら見えつつあるところではありますが、町の将来像である「人と緑輝くふれあいのまち」の実現に向けて前期基本計画に掲げておりますまちづくりの基本施策とともに、4つの重点プロジェクトを中心にいたしまして本年も様々な施策を実施をしておりますので、議員各位のご協力を切にお願いをする次第でございます。

さて本定例会にはご提案を申し上げます案件につきまして、条例案件の3件、予算案件7件、その他案件2件の計12件であります。いずれも重要案件でありますのでなにとぞ慎重な審議をいただきまして、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げまして、議会定例会開会の招集のごあいさつといたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、5番 浜田 稔 議員、6番 久保島 巖 議員を指名します。
議 長	日程第2 会期の決定についてを議題といたします。 本定例会の会期につきましては議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。 久保島議会運営委員長。
議会運営 委員長	それでは議会運営委員会の報告について報告いたします。本6月6日召集されました平成25年6月飯島町議会定例会の運営につきまして、5月24日午前9時10分より議会運営委員会を開催し協議をいたしました。最初に会期について報告いたします。本定例会に提出される案件は、今町長のお話がありましたように、条例案件3件、予算案件7件、一般案件2件の12件であります。当局より町長、副町長、総務課長の出席を求め、提出議案の説明を受け協議した結果、案件の内容から会期は本日から6月17日までの12日間とすることに決しました。なお審議方法は日程第4 第1号議案から第12号議案まで全12議案とも即決が適当と判断いたしました。以上、議会運営委員会の審議結果であります。議員各位の賛同とご協力を賜りますよう申し添え、ご報告といたします。
議 長	お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月

17日までの12日間、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日から6月17日までの12日間とすることに決定しました。また各案件の審議方法は委員長の報告のとおりといたします。

久保島委員長自席へお戻りください。

会期の日程については事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

請願・陳情等の受理について報告いたします。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告いたします。3月から5月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。なお一般質問に対する答弁のため市村教育委員長に出席を願うことといたしました。

次に町当局からの報告を求めます。

町長 それでは私からは4件についてご報告をさせていただきたいと思います。

まず平成24年度の一般会計の繰越明許費繰越計算書についてであります。平成24年度一般会計の繰越明許費の繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項に基づきご報告を申し上げます。平成24年度事業の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり平成25年度に繰越をいたしました。繰越いたしました事業は1つに、農業用水路水管橋の調査計画書の作成業務の委託事業でございます。2つ目には農業用排水路の工事、3つ目には林道横根山線の改良工事、4つ目には道路舗装の点検調査委託事業の4事業でございます。細部につきましてはお手元の計算書をご覧いただきたいと思います。

次に、平成24年度飯島町土地開発公社決算について申し上げます。平成24年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る5月30日開催の公社理事会において審議をお願い承諾いただきましたので、その概要を地方自治法の規定に基づきご報告を申し上げます。平成24年度の土地開発公社の事業といたしましては、工業団地の開発と保有土地の売却を進めてまいりました。開発中の土地といたしましては柏木工業団地の用地取得を行いました。また農村地域の工業等導入促進法や農業振興地域の整備に関する法律など、国や関係機関との協議を進めてきた結果、5月末に同意を得られましたので、今後はこの造成等具体的実施を進めてまいりたいと考えております。また保有土地売却関係では伊南バイパス用地について国への売却が平成24年度で全て完了をいたしました。分譲住宅地では2区画を売却し残り10区画となっております。分譲住宅地の紹介謝礼金や定住促進関係の補助などを活用して、早期売却に向けて取り組んでまいります。主な収益につきましては伊南バイパスの用地取得事業で約156,000,000円、分譲地の売却事業で約

9,000,000円など、事業収益が約171,000,000円、これに事業外収益を加えた収益合計は約173,000,000円となりました。これに対する費用につきましては取得の原価約176,000,000円に一般管理費及び事業外費用を加えて、費用合計は約181,000,000円となりまして差し引き約8,000,000円の損失となりました。また平成24年度決算において保有土地の評価を取得原価によるものから時価価格へ評価替えということで切り替えを行いまして、これによる特別損失が約70,000,000円となったところでございます。取得した当時から地価が下落し、今までの評価では実勢価格との乖離が大きすぎることから、国・県、あるいは監査委員等からのご指導もあり実施をしたものでございます。この特別損失金に前期繰越欠損金約10,000,000円を加えた欠損金合計は約88,000,000円となりました。今後長期的にはこの欠損金の処理が必要となっておりまいますが、町の財政も厳しい状況にありますので、慎重に検討しながら今後対応をまいりたいと考えております。決算内容の詳細はお手元の決算報告書のとおりでございますので後刻ご覧をいただきたいと思います。

次に平成24年度第1期の一般財団法人まちづくりセンターいいじまの決算についてご報告を申し上げます。平成24年4月2日に一般財団法人まちづくりセンターいいじまを設立をいたしまして、第1期の事業を進めてまいりましたが、決算につきましては去る5月31日の評議員会において承認されましたので、地方自治法の規定によりご報告を申し上げます。平成24年度のまちづくりセンターいいじまの事業は振興公社からの継続指定管理業務3業務に文化館の管理業務を新たに加えて4指定管理業務、及び山岳施設の管理、道の駅本郷の管理、福祉救急医療情報キット、文化館予約管理システムを構築、観光協会事務局、の5つの業務について契約に基づき業務を実施をまいりました。与田切公園管理では家族連れなどファミリーの利用者及びキャンプの利用者は増加をし、釜戸の利用客も増加しており利用料金も増加となっております。信州の名水、秘水15選の越百の水は年間を通して給水を行っておるために、県外を含めたくさんの皆様にご利用をいただいております。特に土曜日、日曜日には順番待ちができるほどの多くの方に利用をいただいております。飯島町の観光資源のスポットともなっております。千人塚公園では観光資源である桜のテングス病、古損木処理を行いながら樹勢回復のために土作りを行ってまいりました。また事業として千人塚マレットゴルフ、千人塚オートキャンプ事業を実施をいたしました。マレットゴルフの年間登録者は145人と前年に比べまして25人減少をしたために、登録利用者の利用が減少傾向にあります。実施事業のマレットゴルフ世界大会は第28回目を迎えて131名が参加をして実施をいたしました。主な収益は指定管理料収入、施設利用料の収入、委託管理料収入、補助金マレットゴルフ事業収入、キャンプ事業収入において合計で約52,930,000円に対しまして、事業費では一般管理費を加えた合計で約52,530,000円となりまして、当期支出額は399,781円の黒字決算となりました。今後も事業の効率化及びサービスの向上を図るために努力をまいります。内容につきましてはお手元の決算書を後刻ご覧をいただきたいと思います。

最後に株式会社エコーシティ駒ヶ岳の第22期の決算について申し上げます。株式会社エコーシティ駒ヶ岳の平成24年度第22期の決算につきましては、去る5月27日開催の同社株主総会において承認をされました。地方自治法の規定によりその経営状況についてご報告を申し上げます。まず第22期の主な事業といたしましては、平成24年4月か

らコミュニティーチャンネルのハイビジョン化を行いまして、チャンネル愛称を「みなこいチャンネル」といたしまして放送を開始をいたしました。また老朽化に伴う伝送路の高度化事業を施行し、平成25年3月末には一部供用開始をすることができました。工事の進捗は平成26年9月の竣工を目指して順調に進んでいるところでございます。この光ファイバー化に伴い高速インターネットをはじめとしてBSパススルー放送、固定電話での利用料金が安くなるサービスを開始をいたしました。加入者をはじめ地域の皆さんから大きな期待が寄せられております。加入状況につきましてはキャンペーンの実施、光ファイバー化に伴うサービス開始の案内などにより、新規加入がありました。大手住宅メーカーの大口解約が影響をして、通期では221件の減少となりました。一方、CATV事業に次ぐ収益事業でありますインターネット事業につきましては、大手通信業者の攻勢とモバイル時代の影響を受けて微減となったところでございます。今後はトリプルサービスと低料金等のエコーシティ駒ヶ岳ならではのメリットを前面に営業活動に行ってまいります。エコーシティ駒ヶ岳は新たなサービスと地域コミュニティーチャンネルの充実に向け、4行政や関係機関と連携しながら、地域情報の提供と加入者の皆様にとって欠かせない生活情報提供に努めてまいりますので、是非とも加入の継続並びに未加入の皆様の新たな加入をお願いをする次第であります。経営的には68,180,000円の当期純利益となりました。これは利用料収入をほぼ計画通り確保することができたことと、伝送路の高度化事業により設備の整備はされましたけれども、供用開始前の減価償却が税法上できないことから、このことによって発生した利益が含まれておるものでございます。なお決算の詳細につきましてお手元の資料のとおりでございますので後刻またご覧をいただきたいと思っております。以上4点についてご報告を申し上げます。

議 長 　ただ今報告のありました件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を受けることといたします。  
 以上で諸般の報告を終わります。

議 長 　日程第4 第1号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 　それでは第1号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例案は地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布され、一部を除き平成25年4月1日に施行されたことによりまして、地方自治法の規定によりまして専決処分をしたものでございます。条例改正の主な改正点でございますが、1つとしては個人住民税で地方公共団体にふるさと納税を行った場合の寄付金税額控除につきまして、平成25年度から創設されました復興特別所得税分の軽減も行うこととなり、その軽減増額分を住民税の特別控除額から縮減するもの。2つとしまして住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年間延長して平成29年までの入居者を対象とするもの。なおこのうち、平成26年4月から平成29年12月までの間に入居した場合の控除限度額が課税所得金額の5%から7%に引き上げられております。3つ目として東日本大震災の被災者に関して滅失した家屋の土地を相続人が譲渡した場合にも長期譲渡取得の軽減を受けられる等の優遇措置が設けられたものでございます。4つ目として固

定資産税関係でございます。地域決定型特例措置、通称、我が町特例と言われておりますが、これに新たに都市再生特別措置法の規定による備蓄倉庫に係る5年間の特例割合3分の2を新たに定めるものでございます。5つ目として金利が低迷していることを踏まえ、国税の見直しに合わせまして地方税に係る延滞金及び還付加算金の利率の引き下げを行うなどが主な改正点でございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

住民税務課長 (補足説明)  
 議 長 　これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
 (なしの声)  
 議 長 　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これより討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)  
 議 長 　討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第1号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)  
 議 長 　異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 　日程第5 第2号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
 本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 　第2号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例案は地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年3月30日に公布され、一部を除き平成25年4月1日に施行されたことにより、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては平成20年4月に施行されました後期高齢者医療制度に伴いまして、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことによりまして、その世帯の国民健康保険の加入者が1人となるいわゆる単身世帯につきまして、最長5年間医療給付費と後期高齢者支援金分の世帯別平等割額が2分の1となる軽減措置がございますが、これを恒久化するもの。更にこの後引き続き3年間、4分の1の軽減ができるように改正されるものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いたします。

住民税務課長 (補足説明)  
 議 長 　これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
 (なしの声)  
 議 長 　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これより討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第2号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第6 第3号議案平成24年度飯島町一般会計補正予算(第8号)専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第3号議案平成24年度飯島町一般会計の補正予算(第8号)専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき今回の議会において報告し承認を求めるものでございます。まず初めに平成24年度事業につきましては、厳しい財政環境の下ではありましたが概ね計画どおりの行財政運営ができました。これもひとえに町議会の皆様をはじめ町民の皆様の深いご理解とご協力の賜と、心より感謝申し上げます。さて今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ46,992,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,515,158,000円とするものでございます。主な内容であります。歳入につきましては特別地方交付税を約73,000,000円増額をし、地方譲与税など各種交付金を交付確定に基づいて補正をいたしました。また事業の確定により、町債を47,500,000円減額補正をいたしました。次に歳出の内容であります。地方特定道路の整備事業について国と町の施工区分の決定により事業費を減額といたしました。その他平成24年度の決算処理に当たって必要な補正を行ったところがあります。歳入歳出予算の調整を行った結果、減債基金からの繰り入れを50,000,000円減額をし、かつ財政調整基金に60,000,000円、公共施設等整備基金に20,000,000円を積み立てることといたしました。これにより財政調整基金の平成24年度末残高は約900,000,000円となっております。細部につきましてはそれぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき承認を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)

住民税務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 堀内議員 1点お伺いしたいと思います。24ページの2304、一番下ですが、老人保護措置費の関係で2,440,000の減額になっていますが、今、措置入所されている方が何人おられるのか、またこの減額の原因は退所による減額なのか、その点についてをお伺いいたします。

健康福祉課長 当初予算、措置されている方5人おりましたので5人の予算を立てさせていただきました

議長 他に。

1番 北沢議員 歳入の18ページ、町有地売払収入、この内容についてもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。それから同じく歳出でございますけれども、22の協働のまちづくり推進事業補助金の関係でございますけれども、これはあのいわゆる自治会なり耕地が防災備品というか消耗品みたいなものを購入する場合も対象になる事業かどうかお伺いしたいと思います。

総務課長 町有地の売払収入でございますが、田切の日方磐神社の社務所のある部分、それからその北側にあります山林部分、これがあの当時いろいろな経過がございまして、学校からあの公民館とかいろいろこういう形で動いてお使いになっておられたんですが、そこがたまたま町有地という登記でございます。で、現実的には管理をもう田切の皆さんがやっていたということで、当初、無償という話がございましたけれど、法的にみると無償ということはできないという中から神社の皆さんとお話をさせていただいて、今回、約900,000少しになりますけれどもその額で譲ったという形のものです。

それから、協働のまちづくりの推進事業補助金でございますが、ここに載っている今回減額補正したものでございますけれども、このものにつきましては地域で協働のまちづくり、要するに活性化とかいろいろの形の中でやっていく事業をやっていた団体の皆さんへ交付する補助金ということで、実績的にはあの若干減少気味でございますけれども、あの備品の整備のみについても該当する部分でございますけれども、補助率は低いわけでございます。ですので、これは要するに協働のまちづくり事業という補助金が主体の事業でございます。以上です。

議長 はい他に。

2番 坂本議員 29ページですね3225の地域マネージャー賃金のことをもう少し、予算盛られているんですけども、使わなかったとかそういうような話だったんですが、具体的にもう少しお願いいたします。

産業振興課長 地域マネージャーの選任なんですけれども、現行あの営農センターには事務局長がおりまして、事務局長は別に任用をしておりました。で、その他に地域の営農活動の相談や指導をするという立場でマネージャーを選任する予定だったんですけども、なかなか適任者が見つからないということで1年間不在のままできました。まあその間はあの農政係長及び営農センターの事務局長が2人でそのマネージャーの役を勤めていたということでございます。

8番 竹沢議員 27ページの2853に関連をしてお伺いいたします。後であります国保、また高齢者、介護などの給付費は全体に減ってきておりますので、医療費節減ということの効果はあると思うんですけども、3,500,000の委託料が減っております。これは要するに町が計画している5次総に基づいた健康づくりのためのまあ、予防医療のためのまあ検診の推進ということで数値目標も設定されておるわけですが、減額になっておりますしまた実費徴収金ですか歳入も減っておりますがこれはあのそれべしの原因があるんじゃないかと思いま

健康福祉課長 すが、町としてはどのように分析されているのかお答えください。

健康福祉課長 実はこの2853ですが、例年あの検診関係の申込みをしてから予算立てができれば一番あの正確な数字が出てくるわけですが、時期等の関係がございまして、申込みの前に予算立てができます。で、予算立てするにあたりまして回数が多いものでございますので予算が足りないという困るということもございます。若干多めに予算計上はさせておいていただいております。で、最終的にこの精算でもって減額をするという形でございます。検診率につきましては実質的にはあの少しずつ上がっているという現況でございます。以上でございます。

議 長 他に。

中村議員 ページ23ページ総務費の中で04選挙費なんですけれども、ここで169,000円が増額されております。各他の自治体等を見ますとですね、この選挙費に対するいろいろ費用を削減していこうという働きが出ているんですけれども、当町を見ても人件費等いろいろ減っている中、役務費の中で増額になっているのがここに影響しているのかなというふうに思います。この増額になった理由の説明をお願いいたします。

総務課長 選挙費の関係でございますけれど、まあ他市町村に比べて総額でははっきり言って多いというようには思っておりません。で、まず今お話がございました役務費の関係でございますが、これはあの不在者投票、今不在者投票というのは例えば病院におられてその方が投票するという、これで郵送料が結構、なるべく早くしなくちゃいけないということの中で郵送料ということであの投票できなくなったということを防ぐためになるべく早くするために費用的にも掛かったということで今回補正していただきました。以上です。

議 長 他にありませんか。よろしいですか。

議 長 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより第3号議案平成24年度飯島町一般会計補正予算(第8号)専決を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第3号議案は承認することに決定しました。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻を11時5分といたします。休憩。

午前10時51分休憩  
午前11時 5分再開

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。

議 長 日程第7 第4号議案平成24年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第4号議案平成24年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算(第4号)専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の専決補正につきまして、予算規模におきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ16,648,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ939,452,000円とするものでございます。内容につきましては歳入では国保税の収納状況及び保険給付費の確定によります国県支出金、療養給付費の交付金、共同事業の交付金、前期高齢者交付金等を補正し、歳出では保険給付費、共同事業の拠出金などについて平成24年度決算書にあたって必要な補正を専決をさせていただきます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承いただきますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより第4号議案平成24年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)専決を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第4号議案は承認することに決定しました。

議 長 日程第8 第5号議案平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第5号議案平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計の補正予算(第3号)の専決について提案説明を申し上げます。今回の専決補正の予算規模におきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ740,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108,134,000円とするものでございます。内容につきましては徴収保険料、一般会計の繰入金、後期高齢者医療広域連合の納付金の確定などによりまして、平成24年度の決算書にあたって必要な補正を専決させていただきます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより第5号議案平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)専決を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。よって第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第9 第6号議案平成24年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第6号議案平成24年度介護保険特別会計の補正予算(第4号)専決について提案説明を申し上げます。補正の予算規模につきましては予算の総額からそれぞれ63,172,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ966,504,000円とするものでございます。内容につきましては介護保険料を増額をし、国県及び社会保険の診療報酬支払い基金からの負担金、及び補助金、保険給付費、及び地域支援事業について実績や執行状況等に基づき減額をするとともに、介護給付費準備基金繰入金からの繰入額を減額するなど必要な補正をいたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 長 (なしの声)  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 これより討論を行います。討論はありますか。

議 長 (なしの声)  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議 長 これより第6号議案平成24年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)専決を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第10 第7号議案平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第7号議案平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算(第3号)の専決について提案説明を申し上げます。補正の予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,530,000円を減額し、歳入歳出それぞれ410,345,000円とするものでございます。主な歳入につきましては事業の確定によりまして町債と諸収入を減額をし、新規加入者の増加に伴い分担金及び負担金を増額をするともに、使用料を増額補正するものでございます。歳出につきましては事業関係で事業の確定により事業費及び公債費を減額したほか決算処理に必要な補正を専決させていただきました。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 長 (なしの声)  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 これより討論を行います。討論はありますか。

議 長 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議 長 これより第7号議案平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)専決を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第11 第8号議案平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第8号議案平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算(第3号)専決について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ33,500,000円を減額し、歳入歳出それぞれ252,753,000円とするものでございます。主な内容について歳入につきましては県道の竜東線関連工事に伴う町債、それから分担金及び負担金で、新規加入金及び諸収入としての補償の減額、それから下水道使用料の増額等でございます。歳出につきましては一般管理費として公債費、管理費及び予備費を年間事業実績によりまして減額をいたしました。細部につきましてはご質問により担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 長 (なしの声)  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 これより討論を行います。討論はありますか。

議 長 (なしの声)  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議 長 これより第8号議案平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)専決を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。よって第8号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第12 第9号議案飯島町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第9号議案飯島町新型インフルエンザ等の対策本部条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げます。この新設条例の制定は新型インフルエンザ及びそれ以外の新型感染症の発生時にその脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるように国が制定した新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年の4月に施行されたことに伴う町の体制整備の一環として同法の37条に定められている町の新型インフルエンザ等対策本部の町の体制整備について条例を制定するものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。



健康福祉課長 (補足説明)

議 長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 浜田議員 細かい質問ですけれども、第3条2項で町職員その他の中に国の職員その他というふうにあえて明記しているのは特別な理由があるのでしょうか。と言いますのは、医療関係者とか教育関係者とか現実には関わる方が多いと思うんですけれども、ここであえて国の職員というどちらかという公務員を想定されるような記述をした何か理由があればご説明いただきたいと思います。

健康福祉課長 まああの県の職員との関わりの方が強いかと思いますけれども、国についても、例えば発症地がここになってしまった場合、そういった場合、国との関わりが非常に強くなってまいりますので、そういったことも踏まえた大枠の中での国の職員も参加できるというような形になってございます。

議 長 はい他にありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより第9号議案飯島町新型インフルエンザ等対策本部条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第9号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13 第10号議案平成25年度飯島町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第10号議案平成25年度飯島町一般会計の補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出の予算の総額にそれぞれ76,092,000円を追加し、歳入歳出それぞれを4,456,045,000円とするものでございます。主な内容であります。企業の支援型地域雇用創造事業を活用し事業に取り組むことといたしまして、歳入歳出それぞれに約3,200,000円を予算計上いたしました。次に市町村振興協会の基金の交付金や地域発元気づくり支援金について交付決定がなされましたので予算措置をいたしました。町債につきましては防災行政無線デジタル化増設工事について、交付税措置率の高い有利な起債であります緊急防災減災事業債への振り替えをいたすことといたしました。歳出でありますけれども、鳥羽市あるいは斑鳩町との交流事業の内容が記念事業等概ね決まってきたことによりまして増額をさせていただくとともに、旧コスモ21の敷地内の道路用地の取得費用に12,000,000円を計上いたしました。また有利な緊急防災減災事業債を活用しての消防の広域化に対する負担金、並びに消防団の車両の更新費用を計上をいたしました。その他新年度となり間もない時期でございますので、当面必要最小限の事業執行に必要な補正をさせていただきました。細部につきましてはそれぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますよ

うお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 北沢議員 2点程お願いいたします。1つはあのバスの関係でございますけれども、タクシーに変更するということになると今まで使っていたバスは最終的にはどういうふうにされるのでしょうか。それともう1つはあの備品購入費で産業振興課の方で搬出機とウッドチップターの購入があるわけですが、こちらの方関係の維持費みたいなものがここには計上されておりませんが、この機械の運用はどのようにされるのかお願いいたします。

総務課長 それではあのバス、保育園児のバスの関係でございますけれど、あの現状は迎えは使う、要するに片側、帰りだけなんですけれど、運転手の確保がひとつは難しいということと、該当の園児が1名になったということと含めましてタクシーに替えたんですが、まあ経費的にはなから同じ位で済むんじゃないかという中で、同額の組み替えをさせていただいておりますけれど、まあこれがもしまた人数が復活してくればバスの活用ということも考えられますが、ひとつはあのバスの運転手の確保、今までは2名おりましたけれど1名が若干あの体調的な問題があったりいたしまして、現在やっていたいていないという状況からもちょうどまあ1名になってしまったということも含めまして、そういう形に替えました。であの活用については現在あの半分は使っておりますので使っていないという状況ではございません。

産業振興課長 ウッドチップター、搬出機等の使用の関係でございますけれども、現在あの要綱等整備しているところでございますが、今、産業振興課で保有しておりますホイールローダーと同じような形で貸与するという形になると思います。なおあの有効に活用していただくために、できるだけ利用していただく方の範囲を広げてまいりたいと思っております。なおあのそれに関わります維持費の関係でございますが、当然あの修理等が出てまいるかと思っておりますけれども、出てきた段階でまた補正等で対応させていただきたいと思っております。

議 長 他にありませんか。

4番 中村議員 12ページ土木費の中ですけれども、赤坂地区の道路新設用地の内容についてなんですけれども、以前、全協の中であの道路の歩行者の安全性を確保してほしいということを要望いたしましたけれども、そのようなことも入ってこの金額ということで理解してよろしいでしょうか。また、その辺は確保されているのかどうかお聞きします。

建設水道課長 こちらにつきましてはあの敷地付近6メートルということで計画をしておる、それで予算をお願いしておりますところでございます。その中で以前にあの全協の中でご要望をいただいておりますが、まだあの計画の中でそちらの詰めはまだできておらないということですので、時この形で予算の計上をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思

議 長 他に。他にありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第10号議案平成25年度飯島町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 第11号議案飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定について。  
日程第15 第12号議案飯島町介護予防等拠点施設の指定管理者の指定について。  
以上2議案につきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定に関する案件で関連がありますので、これを一括議題といたします。本2議案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第11号議案飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定、並びに第12号議案飯島町介護予防等拠点施設の指定管理者の指定について、2議案を一括して提案説明を申し上げます。今年度事業で親町地籍の旧保健センター跡地に建設をいたします高齢者・障がい者交流センター内に、来年4月から移転開設を予定をいたしております飯島町障がい者地域活動支援センターやすらぎ、及び同一敷地内にあります既存の飯島町介護予防等の拠点施設、これはコスモス園でございますが、この2つの施設の管理及び運営について地方自治法の規定に基づき指定管理者として、社会福祉法人親愛の里を指定するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉課長 (補足説明)

議 長 これより質疑を行います。質疑は2議案一括して行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論は2議案一括して行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第11号議案飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定について、第12号議案飯島町介護予防等拠点施設の指定管理者の指定について、以上2議案を一括採決いたします。お諮りします。本2議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第11号議案及び第12号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会といたします。ご苦勞様でした。

午前11時59分 散会

平成25年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年6月10日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

久保島 巖  
北沢正文  
橋場みどり  
坂本紀子  
中村明美  
折山 誠

○出席議員（12名）

1番 北沢正文	2番 坂本紀子
3番 本多 昇	4番 中村明美
5番 浜田 稔	6番 久保島 巖
7番 橋場みどり	8番 竹沢秀幸
9番 三浦寿美子	10番 折山 誠
11番 堀内克美	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 宮沢卓美  
議会事務局書記 市村晶子

## 本会議再開

開 議 平成25年6月10日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。なお、本日の一般質問の答弁のため市村教育委員長にご出席をいただいております。

議 長 日程第1 これより一般質問を行います。  
通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、質問趣旨に則り明確に質問するようお願いをいたします。なお、町長に反問権を与えておりますので、その旨も念頭に置いていただくようお願いをいたします。

6番 久保島 巖 議員

6番 久保島議員 それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいりたいと思います。最初にですね、始まる前に1点報告事項がございます。私の3月の定例会の一般質問の中で、4月開催のママさんバレーボール大会に町の強力なバックアップ体制が欲しいという話をさせていただきました。当日4月14日は与田切公園の桜祭りのイベントございまして、私はちょうどそちらの方で参加しておりましたので会場には行けなかったんですけども、主催者サイドと綿密な協議をされて町長、教育長はじめ職員の皆さん多数協力体制が布かれた。参加企業もたくさん集まって大変盛り上がった大会になったということを知っております。私の友人の娘さんがやっぱり選手で参加しておまして、帰宅されてご家族にすごい大会だったと、飯島町はすごいと、うれしかった、みんなもそう言っていた、というふうに大喜びだったそうでございます。本当によかったなというふうに思うわけです。こうした若い人たちが飯島町に誇りと愛着を持っていく、そんなことができていけば飯島町の未来も明るく、将来にも夢が持てるようになってくるだろうというふうに思うところでございます。主催者はじめ参加選手の皆さんが大喜びでお帰りになったということをご報告させていただきますというふうに思います。

さて今回は私3点の質問をさせていただきます。1つは福祉タクシー券、この辺の運用拡大をしてはどうかという話。2つ目は今話題のLINE@、これに取り組んではどうかというお話。3点目はプレミアム商品券をもう一度お願いしたいというお話の3点でございます。最初に第1点目、町は現在、1級2級の障がい児者、並びに75歳以上で交通手段を持たない高齢者世帯の該当者に福祉タクシー券を給付しています。利用状況を見ますと平成21年度が配布者数が174名中利用者140名、80.5%、また枚数のベースでいきますと69.8%という利用率です。22年度はと言いますと164人に給付して148人が利用、まあここは90.2%の利用者、枚数ベースでいくと75.2%、平成23年度はと言いますと180人中158人で利用者率は87.8%、枚数ベースでいきますと74.7%となっています。まあこの2年間の枚数ベースの利用はですね、75%前後ということになっていまして、言ってみれば利用している方も余らしているなというふう に感じるわけです。余らしていることは私は別に追及しているわけではありませ

町 長

ん。配布枚数の4分の1程度は使われていないなというふうに結果なっていると思います。また23年度でいきますと配布者の内ですね12.2%の方が使っていないという状況でございます。でこれは使いたくても使えないのか、それとも不要な方に配布しているのかまあその辺のとはちょっと不明なんですけれども、この実態はどうなんだろうかとということでございます。そこでまだ最終集計終わってないと思いますけれども、24年度昨年度ですね概算利用状況、実態、また業務をやっていく中でですね問題点課題など出てきましたら、そういうことがありましたらちょっとお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

それでは今議会一般質問の最初の質問者でいらっしゃる久保島議員の質問にお答えをしてみたいと思います。先ず、最初のご質問は福祉タクシー券の適用拡大ということでございまして、その利用実態はどうかという内容でございます。今もあのこの仕組み若干ご質問のお話にもございましたし、それから各あの年度間の平均的な利用実態のお話も出ておりますけれども、もう1辺整理してあのこちらの方でその趣旨と内容をご報告申し上げたいというふうに思います。現在福祉タクシー券の交付は飯島町に住所がありましてタクシーの利用が可能な方で、ご自身または家族による交通手段のない75歳以上の高齢者と、1級2級の身体障がい者手帳の交付を受けた方、それから1級の精神障がい者の保健手帳の交付を受けた方、更には重度の療育手帳の交付を受けた方々でございまして、かつ町税等の納税義務的な納付を滞納されていない方ということになっております。こうした方に年間24枚、一月あたり2枚の計算で交付をいたしております。そのタクシー料金、1枚は中型車の初乗り運賃として今年度は700円というふうに統一をしております。利用状況につきましては今もお話、平均的な数字はございましたけれども、24年の昨年度の実績が出ておりますので申し上げますと、高齢者は183人に4、324枚の交付をいたしましたところ、156人3、149枚の利用実績がございました。概ね73%の利用率で事業総額は2,204,300円というふうになってございます。それから障がい者の方につきましては5人に対して120枚の交付をいたしましたところ、4人で68枚の利用がございました。概ね57%の利用率でございまして事業費は47,600円というふうになっておりますので現況ご報告を申し上げておきます。

久保島議員 ありがとうございます。やっぱり24年度もですね75%の利用率を切っているということでございます。実はあの私がですね歩いている間に、75歳にはまだならないんだけど障がい者手帳は5級の方だということの方ですが困っているという話を聞きました。窓口で相談に行ったんですけどもやっぱりそれは適用要件に合わないよということで給付はされなかったということです。これはもちろん無理はないということです。で、給付要件は今町長が細かくおっしゃっていただきましたけれども、1級2級また障がいがある方で自身または家族で運転とか送迎ができないという方は町長が認めたという方に給付されているということなんで、まあ障がい児者1級2級の方はもちろんなんですけれども、下肢、足ですね、か、もしくは体幹の方に障がいのある方っていうのは歩行も非常に辛いということが、不便をきたしているんじゃないかというふうなことでございます。本人もそういう話をしておりました。まああの自転車でね移動することがまあ可能かもしれないんですが、本町はご存じの通りその段丘とか谷がありましてですね、自転車には非常に不向きな土地柄でございます。私も健康のためにということですね自転車の移

動を試みたんですけれども、股関節痛と内側副じん帯損傷というようなことになりまして、もちろん私は体重がオーバーだったかもしれませんが、私のような丈夫な者でもこんなことになっちゃうんですから体の不自由な方はもちろん苦労されているということが推して知るべしというふうに思うところでございます。そこで下肢や体幹に障がいのある方でご自身で運転できないと、また家族での送迎も難しいという方にはですね是非適用を広げて緩和していただきたいなというふうに思うところでございます。またですねもう一方、同居家族というのはいらっしゃるんですけれども、家族は勤めのために、あの子育て世代になるとですね父ちゃんも母ちゃんも働きに行っていますので誰もいないと、まあ独居老人同然という、その病院通いをするにも困るよという方もいるということでございます。この辺もですねちょっと考慮する必要があるんじゃないかなと思うんですね。で、余らしている方もある一方、必要としている方もいるということでございますので、まあこれ相殺するというわけにはいきませんかと思うんですが、仮定の話で非常に恐縮なんですけど、75%の利用率であるならば後25%分は拡大してもなんとか予算内に収まると、もちろんあの75%の予算計上をしているんだということであればこれは問題ないですけども、そういうことも言えるんじゃないかなと思うんですね。そんなに負担増にならなくてもいい感じがあるんですね。でここにまああのいわゆる循環バスのことについても見直しのこともあるようですが、その辺もちょっと含めた中で考えてみたらどうかということでございます。3級から7級の下肢や体幹に障がいのある方、また平日独居高齢者、これは私の作った造語ですけども、その方にもまあ同等の枚数給付されればよろしいんですけども、もし予算的に厳しいとなればまあ2分の1給付ということでもいいので、まあこれはまだ私が勝手に言っていることなんですけど、勘弁していただくことも考えてですね、いろいろなことを考えながら、どうもこちらの方を充実させていくということが、拡大をしていくということが求められているんじゃないかというふうに思うところでございます。困っている方に手を差し伸べていくということが行政の仕事であり、実は高坂町長の政治信条、スタンスでもあるというふうに私は理解しておりますのでご見解をお伺いしたいと思います。

町 長

この福祉タクシーの利活用について少しまあ考え方を拡大できないかというご質問でございます。まあそのことを考えるにつきまして、先ほど申し上げましたようにあの現在75歳以上の高齢者1,733人の方に対しまして183名の対象者ということでございまして、身体障がい者1・2級の方は約70名のうちの5名にまあ絞られておるという実態でございます。まあそうしたあの実態でまあ現在まで制度運用をしております。こうしたあの制度設定をいたしまして5年が今現在経過したわけでございますので、この福祉のあるいは独居老人、障がいを取り巻く環境といったようなものも年々まあ大きくはあの現実問題として変化してきておることはもう当然のことでございますので、そうした5年経過した1つの今時点で、一方であの循環バスの運行ともあるわけでございますが、その辺の兼ね合いも含めながらですね全面的に見直しをしたいというふうに考えております。そうしてまあ例えばあの交通手段のない形で年齢の基準に該当されない方、今もお話ございましたけれども、それから障がい者等の基準に該当されない方で実態としてはなかなか厳しい方もおるといいます。それから独り暮らしの方で交付要件に合致しないけれども現実にはやはり足を持たないということもいろいろあるかと思っておりますので、まああの予算面の執行率云々がございましたけれども、そういうこととは別の角度からですね総合的な実態の把握

に努めて来年度から事業の拡大について検討してまいりたいというふうに申し上げたいと思います。

久保島議員

是非ですねお取り組みをいただきたいというふうに思っております。あのよく公平、不公平という話をされますけれども、あの公平、不公平っていうのは誰にも同じように分け与える、もしくは給付するっていうことが公平ではなくて、ある一定の水準までのところに達するように手当てをするということが公平なんだろうというふうに私思いますので、是非ともですねご不便な方には何卒そういったご不便を解消してもらおうということと考えていただきたいと。町長今お話いただきましたので是非ともお取り組みを期待したいと思います。

では、次にまいりたいと思います。まあ最近ソーシャルネットワークの広がりっていうことはですね、以前のパソコンを利用したものから携帯電話、スマートフォン、タブレット端末にと移ってまいりまして、外出先でも気軽に見られるという媒体の普及ということで、否応なしにその発信側の対応ということも変化をせざるを得ないというふうになってきていると思います。情報の開示とかまたお知らせということで行政に求められているっていうものは常に新しいものに挑戦をしていく、どんどん取り組んでいく必要があるということだろうというふうに思います。現在本町でもですね定住促進室やまちづくりセンターいいじまでですね、ツイッターとかフェイスブックをやっています、情報発信しています。いわゆるフォロアーとか友達が増えてですね飯島町のPRに非常に貢献しているというふうに私は考えております。また町のホームページもだんだん充実してまいりまして、年々変わってきているというふうに思っています。また今年度はですね、桜祭りの単独ホームページを立ち上げるというそんなような環境でインターネットを使ったもの、これが町の情報発信の主流になってきているというふうに思っています。また本町では早くから災害時の情報発信ということがまず主眼だと思っておりますが、いいちゃんメール、これに取り組んでまいりまして情報発信をしているということでこれは評価するところであります。いまひとつですね登録が進んでいないという状況も聞いておりますけれども、まああの登録した人によりますと、私も今登録しているんですが、イベント情報なんか来てですね非常に盛りだくさんな情報が入ってくるということで好評を得ているということでございます。こういったですねあの町のインターネットもしくはソーシャルネットワークの全般の取り組み、それからその反響とかですね効果、この辺を町長はどういうふうに捉えて評価をされているのか、まずその点をですねお伺いしたいというふうに思います。

町 長

2つ目のご質問はLINEの公共サービスの取り組みということにつきまして、定住促進室、まちづくりセンター等のツイッターやフェイスブック、これをどう評価しておるかということでございます。定住促進室が手掛けておりますツイッターやフェイスブックあるいはブログにつきましては、飯島町の定住促進を進める上で、まずは町の認知度を向上させる必要があるという考え方から、平成24年の6月1日に定住促進室の公式ページとしてそれぞれ開設をいたしましてちょうど1年を経過をしたところでございます。この間におきましてツイッターでは町の出来事や、定住促進に関連する様々な事柄を1,100回以上投稿をいたしまして、約200名のユーザーから支持をいただいております。それからフェイスブックでも同様の内容を取り扱ってまして、延べ104名のユーザーから支持をいただいておりますとともに、直近の1週間では300名以上の方々に投稿内

容を話題として取り上げていただいております。こうした町の情報発信にはさまざまな媒体の活用と地道な取り組みが必要であるというふうに私も認識をいたしておりまして、こうした日々の情報発信も広がりや繋がり、これを見せつつ現在ありますので、今後もぜひ継続して取り組んでいくべきものと評価をいたしております。なおあのまちづくりセンターの取り組みにつきましても組織は違いますが、この法人と協議をする中で同じように考えて取り組んでいくべきであるというふうに考えております。

久保島議員

ありがとうございます。やっぱりですねあの今の若い人たちっていうのはインターネットの携帯ですねスマートフォンで見ているということが非常に多いわけですので、是非とも効果があるだろうというふうには私は考えております。当町もそういうふうなご判断ということで話を進めてまいりたいと思いますが、いま話題になっております、まあ端折って言いましたがLINEというのがあります。ローマ字でLINEというふうに書くんですが、登録すると無料で通話ができたりトークっていうですねチャットと昔言ってたんですが、その会話のような短い短文をやりとりするということができたりですね、若者を中心に支持が広がってまあ多くの年代で普及しています。で、日本全国ですね今現在41,000,000人の登録があるというふうには言われておるものですね。そのLINEで昨年の12月からLINE@という、@ですね、その一般のユーザーとは違うサービスを始めました。これが3つございましてローカルアカウントといって飲食店とか小売店とかアパレルとか美容関係とかっていうそういう実際の店舗が使うもの。それからメディアアカウントといってTVとか雑誌とか新聞とかっていうそういうメディアが使うメディアアカウント。それからもう1つ特徴的なのがパブリックアカウント、いわゆる地方自治体とか公共サービスとかっていうところやという3つのものがございます。もともとはこのLINE@はあなたのお店をLINEでプロモーションしませんかというようなもので、友達に登録してもらってきた人にサービスやイベントのお知らせをしてですね、来店をしてもらおうと、いわゆる発信だけではなくてですねまあ俗に言うオンラインとオフラインって言いますかね、OTOとか言っていますが、それを狙ったものということですね。で、割引クーポンとか来店サービスがそんな情報が入ってくるということで非常に反響が大きいようでございます。地方自治体でもですね、この公共サービスをシステムを利用してこうということで取り組みが広がっているところがございます。画面にプッシュ通知というのが来まして、あのユーザーの画面ですね情報が届いたことを知らせるんですね。誰々さんからこんなようなお知らせが来ますよっていうことをピンポンと来ます。そういうことからですねあの見られる確率っていうのは非常に高くなっているということです。メッセージをこちらは送るだけですのでお友達登録した人からのメッセージが返信してきても自動応答しかできません。ですからこれまでのソーシャルメディアの問題だった発信した情報に対して返信が返ってくるとか、例えば質問が返ってくるとか、どうですかっていうことが返ってくるということはないわけですね。今まではその返信が来れば説明責任ありますのでお答えをしなければならんということもあった、手間も掛かったわけですね。ここが行政側としてはマンパワーで対応しきれないということがあって、なかなか取り組み大変だと。まあ現在、定住促進室やまちづくりセンターでもですね1,000何回というつぶやきをしているということで、これはもう大変な作業ですね。しかしこの

LINE@のシステムはですね、再返信の必要もありませんので、逆にあんまりあのメッセージをたくさん頻繁に送るとですねユーザー側からブロックされてうさよというふうにされてしまいますので、まあ多くても1週間に一辺、言ってみればいいちゃんメールのペース位だというふうに考えているんですね。そうするとこれはやっぱり行政向きではないかというふうに思うところがございます。フェイスブックやツイッターは古い情報はどんどん下へ流れて行ってしまいますので、頻繁に更新することで今現在っていうことをアピールしていくっていうことに役立っていくと。で、ツイッターは1日に何回も更新するというので、しなきゃいかんということでそういう期待もされていますし、負担になってくるというわけですね。LINE@はいわゆるその住民活動における重要な情報、お知らせしたいイベントこれを提供していくインフラと考えていけばいいんじゃないかと。これを両方比較する必要は全くなくて、それぞれに役割はあるだろうというふうに思います。ゆくゆくはいいちゃんメールをLINE@、まあ私は最初はねいいちゃんメールを双方にLINE@と両方に発信していくっていうことは始めて段階的にいいちゃんメールからLINE@に替えたら、移行したらいいかなと思っているんですね。と言うのは配信希望者のアドレスの管理、入力も必要ありません。それから返信ということの作業も必要ありません。この辺はメリットはですね、行政側として大きいと。で、登録ユーザー側も無料っていうことはもちろんなんですが、自分のアドレスを役場に知らせる必要はないんですよ、LINE上でお友達になるわけですので、そうすると誰が受けているかっていうことが分からないわけですのでそれもユーザー側もメリットがあるということです。で、今現在パブリックアカウントは公共サービスに限っているんですが初期登録料は無料、それから月額利用料も無料、容量も制限なしというふうになっていますので、是非ともこれはやるべきだと思うんですね。で、審査があります。資格審査があってちゃんと適合したところじゃないと許可されませんので即時開始というわけにはいきませんが、是非とも取り組むべきと。近隣の市町村ではどこでもやっていますので、飯島は1番でいきましょう。なおですねその今までのように定住促進室とか危機管理室とか文書情報とかっていうんじゃなくて、私の考えではできれば町長室、飯島町長室とかね、というような形がいいかなって思っているんですが町長いかがでしょうか。

町長

このソーシャルメディアの1つであるLINE@機能、それぞれあのお話ございましてあの非常にその効果的には良いものであるということはお話ございまして非常にあの近隣ではまだないけれども全国の自治体の中では一部まあ採用を始めておるというふうなニュースもお聞きしておるわけですが、非常にあの専門的な部分ですぐ判断と言われてもちょっと私もしかねますけれども、内容的にいろいろとまあ研究しておりますので具体的な実務面も含めてですね総務課長の方から答弁させていただきたいと思えます。

総務課長

それではあの今お話のございましたLINEを含めましたソーシャルメディアの関係について若干自分の方からお話をさせていただきたいと思いますが、確かにあのソーシャルメディア関係については便利ということでございます。情報の伝達、それから町内外からの貴重な意見を聞くことができる重要な手段ということでLINEもソーシャルメディアという中で最近増えてきておる状況というふう聞いております。でこのLINEの関係でございますけれど、個人間、まあ個人と個人、それからお話ございましたように組織内

での情報等の交換ができて、その上お話のありましたように通話が無料ということであり  
ます。昨今利用者が急増しておるという状況であります。自治体の利用ではあのご存じ  
じゃないかと思えますけれど、多分ご存じだと思いますが、鳥羽市の議会では活用されて  
いるようでございます。若者へのメッセージを中心に配信したり、それから福岡市でござ  
いますPM 2. 5というこの予測の情報など安心安全に関する情報の配信を行ってい  
るというように聞いております。これらは紹介されているわけでございますが、先程お話  
ございましたようにこのLINEを活用するっていう自治体がだんだん増えてきていると  
いうのも事実のようでございます。ただあの一方ではこれらのソーシャルメディアには匿  
名性それから一方的な記述が可能という特性もありまして、不正確な情報それから不用意  
な記述が意図しない問題に発展するという恐れも出てきているようでございます。これは  
活用する中でフェイスブック、ツイッター、LINEを含めたソーシャルメディアに対す  
る特性、それからリスクを十分検討する必要もあるんじゃないかというふうに思っており  
ます。現在のフェイスブックそれからツイッターの活用の推進をより図っていくことは当  
然大事だと思いますが、半面、便利な状況にありますこのLINEを含めたソーシャルメ  
ディアにつきましてはこれらを活用した犯罪がまあ若干増加傾向にあるということも聞い  
ておりますし、危険性もありますので、まず町といたしましてはこのソーシャルメディア  
全般を適切かつ有効に活用するための運用ポリシー、まあ指針、規程になるかなと思いま  
すが、そこら辺を検討していく必要があるんじゃないかというような状況でありますので  
よろしく願いいたします。

久保島議員

課長おっしゃったようにですねあのセキュリティーの問題で多少問題がありました。最  
近ですねそこを払拭されてLINEの方も非常に安全になったということでございます。  
私も当初ちょっと懸念があったんですがうまく使えば大丈夫ということでございます。そ  
れから返信等がですね受け付けませんのでその点はですねあのLINE@の方は非常に有  
利ということが言えると思います。まああの少ない人材の中でですね、人材っていうのか  
あの人員の中でマンパワーをあまりね捌かないようにしていくにはやっぱりこの辺のと  
ころを取り組んで、簡単にしかも軽度に行けるということで是非ご検討いただきたいと。  
それから今課長のお話にありましたように運用ポリシーですねこの辺についても今現在は一  
応規程みたいな内規みたいなものがあるみたいですが、それをですね充実してもら  
って是非取り組んでいただきたいというふうに思います。あの今お話がありましたように、  
鳥羽のですね市議会ですらやってまして、ここで市民懇談会をするという話を載せたんだそ  
うですね、そしたら東京から帰省してきた若者が何人もいたということございまして、  
そういった情報に対して価値があるということであれば思わぬところから反響があるとい  
うことございますので、是非とも取り組みとしては面白いんじゃないかというふうに思  
います。町長にもう一度そのLINE@、前向きに取り組むいただけるかどうかご返事を  
いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長

まああのいずれにしても今後のまあ研究をさせていただきたいということをお願いし  
たいと思います。

久保島議員

それでは私もですね議会の方にも提案して皆さんにも\_\_\_\_\_しながら、議会の方も取  
り組んだらどうかというふうに思っておりますので町長もよろしく願いいたします。

それでは3番目のお話にまいりたいと思います。本年の2月から飯島町それから飯島町

商工会、JA上伊那の飯島支所、七久保支所で販売をしているいいちゃん共通商品券とい  
うのが発売されました。町内の利用者の便宜を図っていくとともにですね、町の中で消費  
をしてもらおうと消費拡大を狙っていくという意味で、町からですね研究実施に対する予  
算が付いてこの事業が出てきたわけでございます。販売実績なんですけど、これをちょっと  
古いデータで申し訳ないんですが5月17日の日にですね総代会、商工会の総代会がござ  
いましてその時の発表で807枚ということでございます。まあ3カ月半ですのでもあそ  
んなもんかなというふうに思うところでもありますけれども、いまひとつ町民の方には認知  
されていないということでございます。そこでJAと商工会会議、取り扱いができるわけ  
でございますのでその辺をアピールすると、それから町内の消費を拡大していくというこ  
とで、実は21年度にやったですねプレミアム付商品券これをやってみたらどうかという  
ふうに思うところです。以前にも竹沢議員の方からも提案がございまして是非活性化に  
向けてやるべきだというお話がございました。この場面でちょっと違ってまいりましたの  
で2月の段階で共通商品券というのが出ましたので、前回21年度の時に実施した商品券  
と考え方は同じでございます。当時はですね20%のプレミアムということでしたので、  
かなり大きくてJAもちろん商工会もですが、商工会に未加入の業者これも一応でき  
ると、いわゆる登録してもらえばですね、ということにしたということであるとして  
は画期的なものだったと思います。地域活性化経済危機対策臨時交付金っていうのがあ  
ったんですが、それが6,700,000円それを利用して総事業費37,130,000円という大規模な事業でござ  
いました。販売時の反響、回収率からしましても大成功と言っていいだろうというふう  
に思います。大きな成果を生んだと思うんですね。で、この経済効果だけでなくて実は昨年  
実施されたJAと商工会、町の協働によるいいちゃん産業まつり、ここにつながって  
いったというふうに思います。連携がとれてきた、相互にいがみ合うことなくですね、お互  
いに頑張っていきましょうよということの礎になったというふうに思うんですね。一体感  
が出てきたと。そこで今年も1月に予定されているいいちゃん産業まつりなんですけれど  
も、ここのイベントの目玉としてですね、この共通商品券を使ったプレミアム商品券、こ  
の販売事業を行ったらどうかと、ちょっとあの今登録店舗もですねちょっと寂しいとい  
うふうな状況もございまして、この辺の拡大ということも図っていったらどうかとい  
うふうに思っておりますが町長お考えいかがでしょうか。

町長

プレミアム商品券の事業の取り組みということで更にこの事業を取り組んだらどうか  
ということでございます。お話にもございましたように飯島町では国からの経済危機の臨  
時交付金という資金を活用いたしまして平成20年度にプレミアム商品券を発行いたしま  
した。その後は今年の2月に多くの事業の皆さん方にご協力いただきまして、共通の  
商品券発行事業をして現在に至っておる次第でございます。その売れ行き等お話ござ  
いまして、町といたしましては共通商品券発行から現在まで4ヶ月がまあ経過をした時  
点でございますが、発行後の2月・3月は発行額が100,000円と低調でございました。お  
話のように若干低調、認知をまだされていないのかなというような考え方もございま  
したけれども、新年度に入りまして300,000を超えてまいりまして、次第にまあ認知  
度が上がってまいりまして事業の効果や実績もこれから一層まあ出てくるという段  
階になってきておると思います。従ってまあこの共通商品券が更にまあ定着を  
して事業を出すことを何としても考えていかなきゃならんし、そのことがまず先決  
だろうというふうに思っております。

またご提案のこのプレミアム付の商品券の発行につきましては、実際実施をいたしますことになりましてかなりの規模でまあ実施をしていかなければならないと、その効果が得られないという過去の実績もございますし、当然のことながら財源手立てをしていかなきゃならんと、現在のところ当時のようなこの臨時交付金というような制度もございませんので町の一般財源を確保していかなければならない、数千万円の事業費を確保しなきゃならんというようなことになるわけでございますので、現在ではこのプレミアムの商品券を発行する考え方は持っておりません。とりあえずまあ当面発行中の共通商品券の完売、それからその販売効果この検証を優先して取り組んでいくことが先決だろうというふうに思っております。なおあのこうしたあの前のプレミアムの商品券発行業務に派生して J Aさんやそれから商工会さん、町も一体となったこの産業祭が実現したことは大変あの評価をいただいておりますが、今年もこの券の発行有無に関わらずですね、秋には具体的にそのことの計画が今立てられて実施をしていくということでございますので、その点につきましてもひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

久保島議員 今、町長、数千万円の資金が必要だというお話ございましたけれども、当時もあの地域活性化経済危機対策臨時交付金は6,700,000円を使って町から300,000円出して7,000,000円で、総事業費が37,000,000になった、要するに商品券を売ってなったので、実際に出し分としてはまあ20%やるとしても7,000,000円だろうというふうに思うんですね。でその辺私の方からは財源のことはね、よく分からないのでなんですけどどこか引っ張ってくるあれはないでしょうかね、その非常に景気対策っていうことも言われている中で何か適用になるものはないかどうかその辺どうでしょうか。

町長 あの事業規模で数字を申し上げてちょっと誤解をあれしたことをお詫びしますが、あの今のこの経済対策の状況の中ではそうした資金は手立てはございません。あの臨時雇用の交付金だとかいうものはあるわけでありまして。そのようにご理解いただきたいと思っております。

久保島議員 是非ともですね、いいちゃん産業まつりも成功したいということの中で、共通商品券もですね是非とも効果を挙げていきたいというような欲張った考えが、是非ともですねこの辺はやってやったらどうかなあということの提案でございました。ご提案をさせていただいておりますので町長は今のところ考えはないということでございますので、是非とも今後のですねお取り組みすることを期待いたしまして私の質問を終わらせていただきます。

議長 1番 北沢正文 議員。

北沢議員 それではあの通告に従いまして2番手として一般質問させていただきたいと思っております。今回取り上げましたのは教育委員会制度について、学校給食について、防災倉庫の運用についての3点でございます。まず教育委員会制度についてでございますが、町長に伺います。首長部局と教育委員会との相互理解に基づいた教育行政が必要と考えるが、教育委員会制度について町長の考えを伺うものでございます。現在の教育委員会制度について昨今マスコミを大変賑わすようになりました。特にあのこの問題に関しては記憶に新しいところでは2011年に起きた大津市の中学2年生の男子生徒が自殺した問題で、市教委の対

応に批判が集まる中、大津市長が首長が間接的にしか教育行政に関われない制度は疑問に思うと述べ、首長から独立した機関である教育委員会制度に異議を唱えていく考えを示した報道がございました。現在の教育委員会制度については論点が多岐に亘り様々な意見がございます。今回のこの質問はこうした中で制度改革の論議を行うためのものでなく、現行制度に基づいて如何に機能を発揮し本町教育行政が進展し、子どもたちが健やかに成長し、将来どこで活躍しようとも変わらぬ郷土愛を育んでもらいたい、こういった願い、思いからでございます。島根県の出雲市では教育委員会制度の中で芸術、文化、スポーツ、生涯学習の一部を市長部局の職員が補助出向する試みを行いました。要は学校教育この分野に教育行政を集中するこういった組織改革を行ったところでございます。これに対し、当町は幼児から一貫した支援対策として教育委員会に町長部局の子育てに対する一部を補助出向させるとしております。子育て支援を重点施策としている当町における教育委員会制度について町長の立場からの様子をお聞きをいたしたいと思っております。現行教育委員会制度の3つの意義、この一番は政治的中立の確保でございます。教育の中立性の確保は大原則として現在の複雑化した教育問題に対処していくためには、独立機関としての教育委員会とはいえ町長部局との意思疎通、情報の共有は大変重要であると考えておりますが、町長は現行教育委員会との意思疎通あるいは情報の共有は十分行われる体制にあると考えているか。以上の点を踏まえ首長部局の立場から教育委員会との相互関係についての視点を伺いたいと思っております。

町長 それでは北沢議員からはまず教育委員会制度につきまして、子育て支援を重要視しておる施策を進めておる当町におけるこの教育委員会制度についての町長見解ということでご質問をいただきました。戦後67年新教育制度の下で教育が果たしてきた役割は計り知れないものがございます。このことは誰しものが認めることと認識をいたしておりますし、教育こそ国家100年の大計でありまして、国の基盤をなすものであることは改めて申し上げるまでもございません。一方まあ昨今のこの学校現場などで様々な問題が生じて、教育への信頼が問われるとともに教育委員会制度そのもののあり方が指摘をされておることも承知をいたしております。この教育委員会制度が創造的で人間性豊かな人材を育てて社会に送り出すとともに、生涯学習の推進あるいは教育、文化の創造など幅広くかつまた教育行政を一体的に推進していくこのうえで重要な役割を担っていることも当然のことでございます。当町の子育て支援を大切に考えている私からも教育委員会制度についてはその意義については理解をしており、尊重をしておるところでございます。そしてまた教育委員会当局との町長をはじめ行政との理事者とのコンセンサスの問題でもございますけれども、教育の政治的中立性を強く意識するあまりに教育委員と首長との意思疎通が十分に行われず、相互の理解が十分でないというこの文科省の地方教育行政のあり方審議会における報告があることも承知をしておるわけでございますが、当町におきましては、町の規模や行政の事業内容、それからまた教育委員会の事業運営から見れば首長部局と教育委員会とが連携、連絡を図りながら進めていかななくてはならないものが大変多くあるということでございまして、例えばまあ私自身が教育委員会所管の青少年問題協議会や人権教育の育成協議会などの組織の責任者として緊密な連携を図りながら会を統括して運営に当たらせていただいておりますし、それから教育の実態を掴むにも学校の儀式や行事には可能な限り出席をさせていただくように努めております。また事務局とは各課懇談の機会や幹部職



員との連絡会において教育情報を求め、人事交流も含めてですね教育課題や問題について理解を図るように努めておるつもりでございます。一貫した子育て支援を柱としております現在の町の総合計画の推進にあたっては今後とも教育委員会と一層意思疎通をとりながら、情報の共有や連携を密にしていく考え方でございますのでご理解いただきたいというふうに思っております。

北沢議員

教育委員会に対する町長のお考え結構かと思えます。ただこういったお話がございます。まあ教育委員会の不要論の中でございますけれども、教育委員会は既に首長部局の一部化している実態があるんじゃないかというふうに言われております。予算案や議案についての権限がなく、教員の人事権もない。こういったことが形骸化に拍車をかけているといった意見もございます。しかしこれらを語るときにまあ大きな都市での論議、こういったことにまあ国が動かされるとこういったことがありまして、まあ当町は10,000人クラスの町村でありまして、まあこういった町村がこの実態として教育委員会と首長部局が連絡を協調しながらやっていると、こういった実態が見過ごされてしまうような状態があるわけでございます。是非あの当町規模なりの首長部局と教育委員会の連携を密にさせていただいてお願いをしたいと思えます。町長ちょっと伺いますけれども、実はあの教育委員と意見交換をする機会を町村では67.5%が設けていないというような全国調査がございます。町長この点についてはいかがでしょうか。今まで教育委員さん直接と町長と懇談会をするというような機会を改めて設けたというようなケースはあるんでしょうか。もしなければ今後そういったケースを作っていたら、是非綿密な連携を図っていただきたいというふうに考えるところでございます。

町長

まああの教育委員4人の皆さんとはいろんなあの行事や、それから学校のいろんなあの研修機会等で顔を合わせる機会が多いわけで、その都度断片的なまあいろんな問題についてはあのお話し合いをする機会もあることはあるんですけども、やはりあの定期的なテーマを絞った形の中での突っ込んだあの議論の場というものもは現在残念ながらございませぬ。そのことも定期的にはやっぱり大事かなというふうに思っておりますので、今後そうしたことをまた教育委員の皆さん方にも投げかけをさせていただいてですね、できれば意思の疎通を図っていききたいというふうに思っておりますし、それからあの予算の編成のことにつきましてこれはあの確かにあの町長執行部局が予算の編成を司ってはおりますけれども、この予算要求や査定等を通じてですね現場の声を十分あの反映させたものが上がってくるということでございますので、決してあの町長部局、町長が教育委員会の予算については一刀両断的にこうだということを決していたしておりませんので、その辺のところは十分現況の中で必要な課題については対処していくという形でやっておりますのでその辺もひとつご理解をいただきたいと思えます。

北沢議員

是非良好な関係を維持し、なお積極的に交流をお願いできたらというふうに考えるところでございます。次に教育委員長にお伺いをいたします。教育委員会制度の意義の1つに地域住民の意向の反映ということがございます。教育委員会の役割や活動について地域住民に十分な理解が得られていない、あるいは接点が少ないという指摘がありますが、委員長の立場からこうした住民意識に対してどのように応えるか伺います。現行の教育委員会制度が確立して半世紀以上が過ぎましたが、その教育委員会制度自体が十分に理解されていないという意見を耳にいたします。いじめや体罰、教員の不祥事などの問題に対する教

育委員会の対応のあり方が批判されることもあります。これは教育委員会の役割が住民にはよく理解されていないのではないかと、十分活動が伝わっていないのではないかと考えます。特に当町のように地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めがある20の職務権限、これは教育委員会の職務権限でございますけれども、以外に保育園行政など子育て支援に関する行政をはじめとして広範な執行を伴う組織になりますと、一番肝心な子どもたちの教育に関する部分の情報発信が薄れてしまっているのではないかとこの頃感じているところであります。そこで年度の初めであります本定例会において当町の教育委員会委員長の立場からこれらの声をどう受け止めているか、また今後委員長としてどのように住民に伝えていくかお伺いをいたします。

教育委員長

教育委員長の市村幸一でございます。北沢先生のご質問にお答え申し上げます。まず議会本会議の席上で初めて発言をさせていただく機会をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。さてお尋ねの件でございますが教育委員会が住民の皆さんから十分な理解を得られていない、また接点が少ないのではというご指摘につきましては真摯に反省しなければならないと考えております。いじめ、体罰などの不祥事から端を発し、マスメディアの厳しい報道とも相まって教育委員会そのもののあり方への問題にまで発展していることも十分承知いたしております。私ども今の制度の長所を理解しつつ最大限の精進を重ねてまいる所存でございますので、先ずご理解を賜りたいと存じます。現在の制度では教育委員会には財政的な権限がなく財政支出を伴う施策や事業を教育委員会が独自で企画実施することは難しい面がございます、こうしたことから教育に関する住民の要望に直接応えられていないという側面もあって、住民の皆さんに距離感を与えてしまっているのではないかと反省をいたしております。しかし私ども当町の教育委員会といたしましては、昨今の教育問題に対してこれまで以上に一步踏み出して保護者の皆さんの考えや住民の皆さんの声やお考えを積極的に伺いしよう、そして当町の教育活動の理解を広めようと年度当初の会議で確認したところでございます。また当町の教育委員は4つの地域から選出されているという地域バランスが考慮されておりますところから、地域における声をお聞きするには大変有効と考えております。これからも地域の皆さんに近いところで職務に努めてまいりたいと考えております。

当町の教育行政における、特に子どもたちの教育に関する情報発信についてのお尋ねでございますが、地教行法の職務権限に保育園行政などを加えた保・小・中を連携した当町の教育体制の効果は議会の先生方も十分ご理解いただいているところでございますが、この体制の経験を積み重ねる中で更に研究と実践を積み重ね、効果が理解され信頼が高まる内容としてまいりたいと考えております。その背景の中で私が子育てと子どもの教育について考え、学ぶ子ども、教える人、育てる人、支援して下さる人たちにお伝えしていることがございます。1つは当町の教育理念でございます。それは当町の第5次総合計画の中の「人を育むまちづくり」の中に謳われております。次世代を担う子どもたち一人ひとりが確かな学力と豊かな人間性、柔軟な創造性を身につけ、生きる力を育む学校教育を推進するとともに、家庭、企業、地域が一体となって子育てを支え、将来本町で育った子どもたちが自信と誇りを持って社会の中で役割を担うことのできる大人として成長できる環境づくりを進める。であります。この理念に基づき私がお伝えしてきていることが3つございます。その1つは学ぶことの厳しさを自覚するというところであります。学ぶことには

3つあります。教えられて学ぶこと。共に学び合うこと。自ら挑戦して学ぶことであります。学ぶ側、育てる側、教える側、支援する側、いずれの側でも学ぶことへの地道な意欲と努力、そして挑戦する勇気が大切であります。学ぶことに価値を見出し努力するその厳しさへの自覚が大切とお伝えしているのであります。2つ目は社会性の習得であります。社会の中で共に生活するにはそのルールを身に着け守ることは当然のことです。その中で自分を愛し人を愛する、自分を思いやり人を思いやる、自分の力と人の力を合わせ共に社会に貢献する、このことが大切であります。3つ目は体力を養うことの大切さであります。体力は生きる上ではもちろん学ぶこと、行動すること、チャレンジする上での原点であります。長い人生の中で学ぶ時期の今、心と体の力を身に着けることこそが大切であります。今飯島町で学ぶ子どもたちはやがて町を超えて学び、社会に飛び込みますと広く国内外の人たちと肩を並べていかなければなりません。この豊かで恵まれた環境の中で育つ子どもたちが学力もさることながら体力で遅れをとることがあるといたしましたら、育てる私どもの責任であります。学ぶ子ども、育てる者、教える者、支援する者、共にその自覚と努力が大切であります。これが今私がそれぞれの機会をお借りしてお伝えし、またお伝えしていこうとしていることとさせていただきます。

飯島町の教育委員長をお引き受けいたしております私は教育者としての経験を持ちません。しかも当町は私で4代続いております。他市町村のほとんどは委員長、教育長ともに教育者がその席を担っております。その中で当町は教育委員会創設時のレーマンコントロール理念を引き継がれていると考え、その重責の意味をわが身に叩き込み独善を排除し合議制のメリットを発揮して、保護者はもとより教育現場や住民の皆さんの理解をいただきつつ、飯島町の教育行政の発展のために精進してまいりますので、議会の先生方、町長様はじめ町のご当局の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、まずは私のお答えとさせていただきます。

委員長のお答えをいただきました。まあ最近、地域で子育て、子どもたちを育てるところといったことが言われておまして、当町においても七小においてコミュニティスクールの立ち上げがございます。七小においては既にそういった取り組みが長年に亘って行われているので、今更といった声があるようにも聞いておりますが、いずれにしても地域が子どもたちを育てる、その子どもたちがやがて地域を背負って立っていただく、また世界のどこで活躍しようとも飯島町というこの飯島の地で育った子どもであると、こういった自覚を持っていただくと、こういった行政を進めていくためにはやはり地域で子育てを行っていくことが必要ではないかと、そのための前提としてはやはり保護者にのみを伝えるのではなくて、やはり地域にそういった情報を開示して訴えていくことが必要ではないかというふうに考えるところであります。今後もただいま答弁をいただきました姿勢を持って教育行政に当たっていただければと考えるところであります。

次の質問に移ります。次は学校給食センターについてであります。一番初めにお聞きをしたいのは学校給食センターが使用開始から24年が経過して、今後は良好な維持管理が年々難しくなることが心配されることとありまして、これに対して国や町も同じですが、特に国は近い将来厳しい財政立て直しを余儀なくされていくと言われております。こうした状況を考えるときにこうした施設は早めに計画的に対処して、常に安全安心な給食の供給体制を整えていただくことが必要と考えるわけでございますけれども、整備計画はどう

なっているのか伺います。私もあの学生時代から社会人になってしばらくまではまあ俗に言うメタボではなくて理想的な体型をしておりましたけれども、その後ストレスの解消や私自身の言う地域活性化を十分に行ったためにまあ現在のような体型になったわけでございますが、ちょうどあの私が育つ頃は学校給食が始まった頃でございます、小・中学校の忘れない思い出の1つでございます。その頃とは格段に給食の内容が違うと思えますけれども、小・中学校の故郷の良き思い出、こういったものを持って卒業をし育っていた、こういったことが必要と考えるところでありまして、この給食センターの重要性を位置付けているものでございます。整備計画はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

それではあの学校給食に関わる質問でございますので、管理する教育委員会の立場からお答えをしたいというふうに思っております。学校給食センターの建設がですね、昭和58年でありますので、ちょうど今年で30年ということになるのでしょうか。まあこれまであの部分的な修繕、改修を重ねてまいりましたけれども、最近ではあの平成21年度に屋根それから外壁の塗装、それから厨房器具の更新、それから一昨年度と昨年度、厨房のエアコン設置などまあ必要に応じた維持修繕を行ってまいりました。まあ一応の修繕改修は進めてきたところでありますけれども、これからも必要な部分の改修については行ってまいりたいというふうに考えております。今あのご指摘の給食センターの建屋でありますけれども、まあ建物本体の老朽化につきましては今後避けて通れませんが、いずれはあの施設の更新に迫られるであろうことは認識しております。現在のところ具体的な改修あるいはあの建設計画はございませんけれども、まあ児童生徒の推移、あるいはあの時代に合った給食の提供、まあ状況を踏まえ加えてですね有利な補助制度あるいは国のそういう改築計画を促進するような流れがありましたら、これはあの積極的に考えていきたいというふうに考えております。

あのまあ建物というのは老朽化していきます。特にあのこうした給食施設では昆虫などの入り込みだとかそういったことが心配されるわけでありまして、一定規模の更新がやはり必要ではないかと考えているところであります。まあこの整備計画については早めに計画を作っていただいて、特にあの飯島の場合には場所等についても非常に難しいことが予想されます。計画は早めに、それから対応は早めにこれを是非お願いしたいところであります。まあこれからその給食センターの具体的な内容について伺ってまいりたいと思います。細かい内容につきましてはまた同僚議員からの質問もございましてそちらの方に委ねるといたしまして、特にいくつかの点について絞ってお願いしたいと思います。思い出深い給食の1つとして特色ある給食、こういったことが挙げられると思えますけれども、現在どのようになっているのでしょうか。学校給食はその目的からして全部食べて必要な栄養量が摂取できるとこういった計算がされていると思えます。食育、郷土食などを取り入れて一生懸命食べていただく、そのために学校栄養士は日夜苦勞されていると思えますが、側面支援、食材の情報提供、こういった体制はどうなっているか伺いたいと思えます。

また現在はアレルギーの問題が命に関わる重要な課題となっております。食物アレルギーでは例えば当町の特産品であります五平餅にはクルミが含まれておりますが、これらもアレルギーの対象でございます。その他先日のNHK「ためしてガッテン」ではお好み焼き粉に発生したダニによるアレルギーを報じておりましたが、アレルギー対策はどのよう

教育長

北沢議員

北沢議員

教育長 な体制で現在行われているか伺いたいと思います。

あの給食の時間はですね、子どもたちにとっては最も楽しい学校生活の中の一時であります。まあこのことを踏まえまして栄養士を含め学校職員あるいはあの教育委員会の事務局関係者で、子どもの嗜好やそれから季節に合ったもの、それから行事に合わせたものを提供できるよう献立委員会で立案をしております。その中で特徴的なものをいくつかご紹介したいというふうに思いますけれども、お花見給食、それから間もなくやってまいりますけれども七夕献立、それからクリスマスではクリスマスの献立など季節や行事を意識した献立、それから今お話にもありましたが、おやきなどの郷土の食べ物を取り入れたもの、で更にはそれぞれ3校の子どもたちの要望を取り入れた、希望献立ということを実施しております。まああの工夫して子どもたちに楽しめる、またあの楽しいひととき、あるいはあの郷土を振り返る、まあ給食は以前も申し上げましたけれども、重要な教育活動の1つというふうに捉えておりますのでそのような工夫をして提供をしております。

もう1つのあのご指摘ありましたアレルギーの対応についてでございますけれども、今年度該当する児童・生徒14名というふうに報告を受けております。まあそれぞれ症状あるいはあの対応は違うわけですが、原因物質がですね小麦からはじめまして牛乳、卵、大豆、貝類など非常に多岐に亘っておるということでもあります。まあ食物事故を避けるために原因となる食材を取り除きまして、個別に除去食を提供したり、場合によっては必要に応じて弁当持参を認めるなどの対応をしております。まあ最近食物アレルギーに起因した給食事故が発生し、中には死亡に至るというような事故もございますけれども、保護者からの子どものアレルギーに関する情報提供をいただいて個別の対応を図っております。加えてですねこれご承知いただきたいと思っておりますけれども、今年度からでありますけれども、そうしたアレルギーの、あるいはあの必要な子どもに対してアナフィラキシーショックと言うんでしょうか、そういうのに対応する緊急補助治療、まあ通称エピペンというものであるようでございますけれども、これにつきまして学校職員やあるいはあの学童クラブも該当してその指導員が合同でですね病院の医師からエピペンの使用方法についてまあ緊急時に備えるということの研修を受けておりますので、是非この機会にご承知いただきたいことを付け加えましてお答えを申し上げます。以上です。

北沢議員 まああの今取り組まれている内容についてはお聞きしました。まあ思い出の深い当町の特色ある給食、こういったものを提供する、またはこのアレルギー対応、まあこういったものは人海戦術でございます。例えば飯島町の町で生産される食材を取り入れるとするとまあ衛生管理の問題からいろいろありまして、納品する農家は大変でございます。まあそういったものを給食センター側でこう受け入れる態勢を作っていただく、そういったことによってそういった特色ある給食というものが実現できていくのではないかとこのように考えるとございます。そういった部分についても是非お心配りをいただけたらと思うところでございます。

次にお伺いしたいのは給食費の滞納状況、単価設定、給食費の支払い困難な家庭に対する支援についてでございます。これらは直接献立内容に影響のある項目であるので近隣の学校と比較して適正であるかこういった点について伺います。

教育長 それではあの詳しい内容につきましては給食センターを統括する次長よりお答え申し上げますのでよろしくお願ひします。

教育次長 それではあの私の方から滞納状況、単価、給食費の支援について現況をお話したいと思います。給食費の滞納状況ですが平成18年度以前から件数にして10数件、金額にして800,000円から900,000円の滞納額で推移してございましたが、関係者の努力によりまして平成25年3月末では1件、13,000円のみとなりました。またこの1件についても分割で入金していただけるものでありまして、この7月には完納になる予定であります。次に給食費の単価ですが給食材料費のみを保護者から負担していただいているわけですが、飯島小学校では一食当たり低学年が239円、高学年が269円、七久保小学校は一律でありまして253円、飯島中学校は一律302円となっております。近隣の市町村と比べて若干ですが当町の給食費は安くなっている状況でございます。またあの給食費の支援については要保護、準要保護の該当児童生徒には給食費の実費分を近隣の伊南4市町村とも支援している状況でございます。以上でございます。

北沢議員 給食費の単価、これらはあの例えば米飯給食でありますと、パンは加工賃までが保護者負担、米飯は加工賃は町負担ということでありまして、米飯給食の方が若干その町負担が出てくるんじゃないかというふうに考えるところであります。まああのいろんな中でほぼ適正な単価設定がされ、また滞納についても0ということはこれは全国的にも1つのモデルケースじゃないかというふうに考えるところでございますが、関係者の努力を称えるところでございます。また給食費の支払い困難な家庭に対する措置としては、現在国の方で生活保護法の基準が検討されておりますが、まあこれらの基準をもとにして準要保護がもし算定されているとすれば、そういった部分において若干その保護の切り下げとなって困難な家庭に対する支援、こういったものの範囲が狭まるんじゃないかというようなことが予想されるわけでございますので、これはあくまで予想でございますので今後の中でそういった部分についても是非弾力的な扱いができるように検討をいただく必要があるんじゃないかという思いでございます。

次に安全な給食提供、または従事する調理員の皆さんの安全確保に必要な設備・備品・食器についてでございます。とくに食中毒や異物混入の予防措置に関するものとして食品の管理状況、労働災害の状況、食器の安全点検の状況について、給食には良い思い出を作る必須の事柄でございますのでこの3点に絞ってお伺いをしたいと思います。

教育次長 次に安全な給食の提供に必要な設備、備品、食器等、十分点検をされているかということでございます。給食センターの設備や備品については法定点検の他、保健所による衛生指導があるわけでございますが、その際の点検を受けております。また職員による日常的な点検も十分行っており、ガスのメーターの取替えや流し台の修繕等、必要に応じて設備等の改修または更新を行っております。食中毒や異物混入の予防については食材の適した温度管理に努め、料理の際には異物の有無について再確認を行うなど細心の注意を払い、食材の完全な加熱を実施しておるところでございます。またあの食材の納品は米や乾物など一部を除き、原則は調理当日に納品しその日のうちに使い切ることとなっております。調理員は事故防止の意識が高くて毎日健康チェックや月2回の検便、それから調理室への出入りの際の着替え等、確実な衛生管理を行っており、現在まで労災事故など起きてはおりません。またあの食器類についてでございますが十分予備もございまして、それぞれ破損に注意し必要に応じて交換を行っております。

北沢議員 まあ今のところあのこういった関係のお話は聞いておりませんので、今後も良い関係を

作っていただきたいと思います。特にあの食器類等については、いわゆる洗った後に傷があるとそこにタンパク質が残ってしまう、まあこういったことがありまして常に更新が必要というふうに言われております。まあそういった部分においては検査の試薬もあるようでございますので、そういったものを使いながら必要な予算を確保していただきたいと思っております。

次に関係がございますので伺いますが、防災計画上の学校給食センターの位置付けでございます。被災者に対する給食提供施設となっていると思っておりますが、今回の中央防災会議の方向では国民に対し7日間程度の備蓄を求めるものでございます。これは流通の滞りを勘案して被災が予定される地域だけでなく全国民に発せられるものと理解しておりますが、給食センターはどのような対応能力があるか、また食品の保管などのため食品の品質低下をきたさない設備を備えた備蓄倉庫などが必要ではないかと考えるところでありますが、どうなっているか伺います。

教育長 飯島町の防災計画におきましては、町の災害対策本部の設置の要綱の中に教育部の分掌事務といたしまして、学校給食施設の炊き出し供与に関するものの項目がございます。その中に具体的な活動内容、まあ基本的なベースといたしまして次のような記述がございまして、それに基づいて行うわけでありまして、災害の状況に応じ学校給食施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力するとなっております、これがあの根拠のものでございます。それに基づいて進めていくわけでありまして、備蓄の具体、それから体制につきましては具体的なことにつきましてはセンター長よりお答えいたしますのでお願いいたします。

教育次長 それではあの現在の給食センターの実態における対応を申し上げたいと思います。給食センターでは緊急時の対応を目的とした食料の備蓄は、先ほど申し上げましたがしてございません。常備在庫として米がそれでも最低70キログラムあります。また味噌、醤油、塩などの調味料、カツオ節、煮干し等の乾物が若干ありますので、非常用としての利用が可能だと思います。炊き出しとして1食を米80グラムとした場合は875食のご飯の提供が可能となるという状況でございます。

北沢議員 先ほどのあの部分もございまして、まあ原則として食材はその日に調理するものはその日に納品するところといった原則であるようでございますが、例えば米であれば備蓄が可能であると思っております。ただしせっかくこの良い米をですね仕入れても保管途中のですね食材の変化が起きてしまっただけは何の価値もないわけでございます。まあそういった部分においてはもう少しその食材の保管能力のある防災倉庫などが併設されれば、その食材を保管していくことが可能であるし、ましてや子どもたちに、まあ例えば1週間程度米が納品されるとすればその間の方が一の米の質の低下、こういったものも防げるのではないかと考えるところであります。まあ備蓄倉庫と併せて町内の災害時のこういった能力を高めるためにも備蓄倉庫などの検討が必要ではないかというふうに考えるところであります。で、これに関連してでございますが、最後の質問でございます。最後の質問は防災倉庫の活用の部分でございますけれども、私あの職員と住民の両方を経験させていただいておるわけでございますけれども、この思うことの中の1つはスピードアップということでございまして、行政はじっくり考えるところは考えて結論を出していく部分も必要でございますが、既に方針が決定されていることについてはスピードアップとマスコミに協力してもらっ

て早く住民にその意思を伝達することが必要であると考えているところであります。この備蓄倉庫の問題については先の議会で同僚の竹沢議員から質問してございますので、その具体的提案を行いたいと思います。1つは高齢者支え合い拠点施設などの設備を防災計画上一時避難施設として、各自治会、耕地と協議をして指定し、避難所として運営を依頼しておくこと。それにより今回設置の各それぞれの自治会、耕地はこういった施設の横に防災倉庫を置いている例が多いわけでございますけれども、防災倉庫に備えるべきものはつきりしてきますので例示などをして早期にこの防災倉庫の能力が引き出せるようにしたらと思うのですが、町の方ではこの部分についてどのように考えられているか伺います。

町長

それでは最後のご質問は防災倉庫の運用・活用についてであります。各地区へのこの防災計画上の基本的役割を徹底しておくかどうかということでございます。お話をいたしました各地区にまあこの度設置いたしました防災倉庫につきましては、昨年度国の防災・減災事業を基金を活用いたしまして要望を取りまとめた上で配備をさせていただいたところであります。併せて非常用の発電機、投光器の配備も行っていました。防災計画上の基本的な役割につきましては震災対策編に耐震化あるいは資機材の備蓄に努めることとしておりますとおり、要望の取りまとめをした折にもその目的について周知徹底を図って整備をしてきたところでございます。そこでまあ1字避難所としての避難運営を地元の耕地や自治会の皆さん方に徹底しておくこと、これについてはまあ当然のことといたしまして配備後に何を基本的に備えるべきかということのご質問に関しましては、この度まあ政府がああ南海トラフの最終報告でも報告がございましたように、1週間分以上の水や食料の備蓄、場合によっては無線機などの充実、それから倒壊した家屋での救出に役立つであろうこのジャッキやチェーンソーなどの用具・工具、あるいは避難所としてある程度の人数の利用に備えた毛布や懐中電灯、ガスコンロ、携帯用のラジオや女性用の身の回り品などの内容も報告をされておまして、そうしたことも当然地域としても考えていく必要があるというふうに思っております。またあの自治会・耕地で自主的に配備をされたところでは既にテントやリヤカー、救急用担架等の設備も発電機、投光器とともに充実をさせていただいておるところもあるようにお聞きをしております。まあ更に今後どのような備蓄品を必要であるかどうか十分検討いたしまして、またスピードアップを図りながら地域の皆さん方にお示しをしてマニュアル作りをしてまいりたいというふうに思っております。まあただこれらの備蓄品を全て町の費用の中で配備をすることは到底困難であろうというふうに思っておりますが、まあ一部町の予算も計上しながらこの町の自主防災組織の施設整備補助制度というのがございますので、それをまあ活用をいただくというようなこと。それから更に有利な助成事業の活用、まあ宝くじ等の還元金もあるわけでございますけれども、そうしたことを活用いただきまして町と地元の自主防災会等組織が協力をして有事のための配備の充実を努めていくべきであるというふうに考えておりますので、是非ご協力いただきたいというふうに思っております。それからあの一般的にこうしたあの町の考え方、それから地域のトップの考え方はだけではこの防災対応というのは到底できるものではございません。住民一人ひとりがこの防災上の備えというものを自分のこととして認識をいただきまして、今後お示しするハザードマップ等の活用もいただきながら是非ひとつ防災意識の高揚を図っていただき、身近なところではこの家具等の転倒防止等の対策、あるいは身近な飲料水や食料の備蓄などを個人の責任

でやっぱり進めていただくことも大切であるということ併せてお願いをしていきたいと思ひます。以上であります。

北沢議員　　まああの防災倉庫、せつかく作っていただきましたのでこれを中を充実させなければ何の効果もございません。先の総代会でもそういったお話がなかったように聞いております。是非、一避難所として指定をする、まあこういうことであれば、地域の防災訓練もそういったものを踏まえてやるということが可能になる、その中でそういった話し合いもできると思ひます。町として積極的に取り組んでいただきたいと思ひますが、町長最後にもう一度その点をお伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

町　　長　　いずれまたあの近々のうちには今年度の防災訓練、総合訓練等の企画もしていかなきゃならない。どういったまたあのマンネリ化することのないような取り組みも考えていかなきゃならんということでございますので、そうしたことに對してまたあのその勉強会等も各地区で開催されております。耕地担当等の制度もございますのでそうしたことも含めてですな地域地域でひとつお話し合いをいただいて、その方針も伝えながらその備えを期していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議　　長　　ここで休憩といたします。再開時刻を午前11時5分といたします。休憩。

午前10時44分 休憩  
午前11時 5分 再開

議　　長　　休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

7番 橋場みどり 議員

7番 橋場議員　　それでは通告に従ひまして質問をしまひます。初めての質問でございますので大変緊張しておりますのでよろしくお願ひいたします。似通った質問があるかと思ひますけれどもご答弁の方よろしくお願ひいたします。初めにコスモ21の跡地利用に町としてどのように関わっていかれるのかお尋ねしたいと思ひます。コスモ21が閉じられ、商店が減り買い物ができなくなり、行き場のなくなった高齢者が家の中でテレビを見て過ごす時間が毎日となったり、人の行き来も少なくなり寂しくなった町になりました。その上に更に高仲医院、羽生医院、平沢医院と次々に閉院になりました。子どもの頃、夜中に急に熱が出たり、おなかが痛くなって先生をお願ひした時でも先生の顔を見るとおなかの痛いのがどこかへ行ってしまつて、ああ恥ずかしいなといったような思い出もござひます。家族の具合が悪くなつてもすぐに往診に来ていただき安心できる時代を経た私の世代にとっては特に不安に思つているところです。大きな病氣は昭和病院、伊那中央病院に行けばよいのですが、近くで見てもらえる医療生協が新しくスタートすることは医療過疎になるのではないかと心配していた私も安心できます。しかし常駐する先生が居てくれるかどうかというところが一番心配されるわけでございます。医療生協も幅広く活用方法の協力を求めておられますけれども、建物、敷地を買っていただきましたのでそれで後はよろしくということではなく、そういう先生が常駐していただけるのかどうかということも含めまして町は医療生協に提案していくことができるのか、また提案していただけるのかということをお尋ねいたします。

町　　長　　それではこの度当選をされまして議会一般質問初登場というまあ初々しい橋場議員の質問にお答えをしまひたいと思ひます。まずコスモ21の跡地利用について、移転が決まっております医療生協との今後どのように町が関わっていくのかというご質問でございます。旧コスモ21の跡地利用につきましては約3年半ほど前になりますか、平成21年の10月の完全閉店以来、町も含めて関係機関とともに何とかこの跡地利用についてという思ひから、延べでまあ40数社を超える様々なスーパーをはじめとした企業等に働きかけをしてきたところでございますけれども、残念ながらこの事業経営に関わる位置的なもの、あるいはこの店舗面積、全体の土地の大きさ、それから建物の価格や地代等々、まあいろんなあの要因が重なり合ひましてなかなかこの利活用が具体的に進まなかった3年半でございました。その一方でまあ1年、約1年ほど前になりますか生協診療所のいいじまさんのこの施設が手狭になってきていることや老朽化をしてきていることなどから、新たなまあ建設とそれから移転場所について検討をされておるといふ状況の中で、具体的に上伊那医療生協協同組合から間に入つていただいた方の肝いりもございました。それから町や県、それからコスモ21の清算組合の皆さん、それから土地所有者、近隣の方々ともいろいろとまあ協議を進める中で、それぞれの皆さん方のご理解とご協力をいただいて、最終的にまあ旧コスモ21の施設へこの上伊那医療生協が移転計画を決定をいただいたわけでございます。診療所機能にプラスして様々なまあ福祉事業の展開という形にまあなつておるわけござひまして、このほど建物の売却が完了をいたしまして、土地につきましても町の土地開発公社が中に入りまして今年度もう間もなく上半期中には売却の目途が立つて現在に至つておることをご報告を申し上げたいというふうに思ひます。現在上伊那医療生協、生活協同組合では準備室を立ち上げまして、生協診療所いいじまが現在実施しております医療施設としての診療所機能とそれから介護保険施設としての通所介護事業や訪問看護事業としての機能を持った施設整備などの計画を進めていただいております。町といたしましては現在これらの施設開所に関わる国や県の補助事業の内容や介護サービスの実態などの情報提供を行つて協議をそれぞれ進めておるところでございます、特にまたこうした進出移転についての様々な活性化についても一緒にまあお話し合いをしまひたいということござひまして、あそこにあつたスーパーがまあ無くなったという1つの今のお話の寂しさもあるというお話もござひました。そうしたまあ商業関係との関わりの中でも医療生協さんも建物の一部を活用しながら、町や関係団体の皆さん方のご提案をいただきながら多面的なこの利用についても検討をしていきたいというふうな提案もいただいておりますので、今後一緒になつて検討をしまひたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

橋場議員　　一緒にあの検討していただけるということでござひますので、時間がまだありますので是非町民アンケートをとるなど、皆でより良く安心できる町となるようにお願ひしたいと思ひます。次の質問ですが、医療生協の進出は町にとつても力となり活性化に弾みがつくのではないかと期待するところでございます。この機会に高齢者にやさしいモデル地区になるような、車いすでも買い物ができる場所、親子連れが安心して来られる場所、また商店と連携し高齢者対象の商品のワゴンセールやフリーマーケット、その他のイベントなどでコスモ21跡地を盛り上げるとともに、更に広小路商店街と共に協力し合い、人に優しく安心でき元気のある町になることを期待しますが、この機会を捉えて町は構想があるの

でしょうか。何かありましたらお願いいたします。

町 長

医療生協さんのまあ進出に伴うこれを含めたまちづくりの活性化構想というご質問でございます。このコスモ21跡地利用は今も申し上げましたように医療や福祉の拠点施設として、地域医療や福祉の充実という観点から町にとっても大変大きな意義があるというふうに考えております。そして生協さんもこの施設を多面的にまあ医療と福祉と加えてあのいろんな提案をいただきながら活用も考えてまいりたいというふうに言われておりますので、町もまた関係の皆さんも含めてその協議に加わって活性化に結び付けていきたいというふうに思っております。なおあのその前の今の質問で、この医療、診療所の医師体制等のご質問、少しちょっとあの洩らしてしまいましたけれども、今あのお考えをお聞きしておりますのは一応あの昼間、昼間のこの医療医師の体制については常駐していくという形ではありますが、夜間までというような普通のあの開業医の先生のようなわけにはいかないと思いますが、ただあのすぐそばにはまたあの野々村先生がおられます。先生ともいろいろお話し合いをお願いしておりますけれども、連携をしてまあやっていくことに協力もやぶさかではないというようなこともお聞きしておりますので、そんなことでまた具体的に煮詰めてまいりたいというふうに思っております。そこであのどうまあこうしたことを含めて活性化に結び付けていくかということでございますけれども、いろいろまあ課題の多いこの町の街中の振興策でもあるわけでありまして、1つにはこのJRの飯島の駅の問題も常駐化することによっての駅前広小路界隈のまあ賑わいを取り戻していくようなことへの思い。それからJAさんや八十二、信金等の金融機関もございますのでそれらとの連携、更にはまた153が開通に向かって工事が進んでまいります。この期待される土地利用、沿線の土地利用等々まあ全体的なこの点と点を結ぶようなこの地域活性化を今後検討してまいるといことで、今いろいろとプロジェクトチーム等でも検討を進めておるわけでございます。まだあの具体的に絵に描いてこうだというものも成果が出ておりませんが、いずれにしてもそうした方向への取り組みだけは進めておる状況でございますので、お話にございましたように新たな商業も含めた振興に向けて、何とかこれをまあ結びつくような今度の移転計画であってほしいと期待をしながら、町もできるだけのご協力、支援をしていきたいというふうに思っております。以上であります。

橋場議員

先程のすいません、医療生協の先生の常駐の件なんですけれども、あのそうですね近くにありますあの野々村先生ですか、とも本当に連携していただきましてあの是非夜間の診療が本当に心配されるところでございますので、夜間の診療できるように是非あのお願いしたいと思います。そして町の方の活性化でございますけれども、このチャンスこの機会を本当にいいチャンスだと思いますので、是非このチャンスを逃さずに高坂ロードを更に広げていただきまして、人に優しく安心できる元気のある町にさせていただくようお願いしたいと思います。

2つ目の質問に入ります。現在外国籍住民は減ってしまいましたが以前は400人からの外国籍が飯島町にもおりました。その多くはブラジル人であり当初は日本語が話せる人が条件で日本に来ていましたが、経済の発展とともに日本語が話せない人も多く入国するようになり、言葉の壁、生活習慣に苦勞する外国籍住民が増えました。その方たちのお手伝いをしようとボランティアの日本語教室ができ、私もそこでお手伝いをしてきました。お手伝いをする中で友人もでき、その中でもっと何か手伝えることがあるのではないかと

思う中で、故郷に近い味、集える場所をつくろうと焼き肉の店を開店いたしました。この店を開いたことで様々な問題が見え始め国際交流に関心を持つきっかけになりました。飯島町からも多くの方がブラジルに移住され頑張ってこられました。移住された方の中からブラジルフェラス市とのご縁が生まれ、飯島町は昭和50年にブラジルフェラス市との姉妹都市を結び、一時は町からの表敬訪問や農業交流研修での職員派遣などがあったようですが、現地の治安悪化などを理由に途絶えたそうです。せっかくのご縁が薄くなっております。今後の交流をどのように考えていかれるのでしょうかお尋ねいたします。

町 長

それでは2つ目のご質問は、姉妹都市であるブラジルのフェラス市との交流について今後どのような交流をしていくのかというご質問でございます。お話にもございましたように、ブラジル国のフェラス市とは昭和50年の5月に戦前戦後を通じて大変まあ長い間に亘るこの移民・移住ということが取り持つご縁によりまして、やはり飯島町から移住をされましたお1人である当時のフェラス提携時のフェラス市長さんの井口誠さんのお父さんである井口吉三郎さん、もう数年前にお亡くなりになったわけでございますけれども、この井口吉三郎さんの肝いりで姉妹都市を提携をしていただきまして、38年というまあ年月が今日まで経過をしております。その間何度か研修等を目的にフェラス市へ訪問をさせていただいておりますし、私もまあその1人で今から30数年前訪問をさせていただいたことがございます。ただ最近におきましては平成23年の10月にフェラス市庁舎落成セレモニーにご案内をいただきまして、招待をされまして飯島町からは議長さん、副町長をはじめ4名で公式訪問をしております。交流に際しましては大変まああの地球のちょうど裏側というような距離的な問題もございまして、また当然のことながらこの言語が、まあ主体はポルトガル語ということですが通じないために、この仲介につきましては当時の市長の井口誠さんや長年交流のかけ橋をいただいております当時まあ高遠原に在住で現在は飯田市でございますけれども、片桐信男さんのお2人にまあその調整役をやっていただきながら交流を続けてきたところでございます。一方昨年10月にこのフェラス市から市長さんはじめ井口さんも含めて当町へまあ答礼的な訪問団も含めて来ていただく交流会の計画を立てさせていただいて予算計上もお願いしておったところでございますけれども、残念ながら直前にフェラス市ご当局の都合によりまして実現することはできませんでした。今後何らかの交流の機会を設けたいと考えておりますけれども、その後市長がフェラス市では交代をして状況が変わったことと、それから井口元市長さんただ1人がまあ窓口であるというようなことの中で、なかなかこの連絡調整的なこともうまくいかない面もあるわけございまして、今後の交流というのは現実問題としていろいろまあ課題があるというふうにも実感をしておるところでございます。まあこうした状況ではありますけれども、やはりあの元へ戻って定期的なこの相互訪問というのがなかなか難しいというふうにも考えておられて、ただこのそれぞれの公の機関が手を握り合った友好姉妹都市でございますので、この精神というものは維持しながら国際親善それから友好親善というこの考え方の上に立って、できうる限りの交流は続けていきたいというふうにも考えております。いずれにいたしましても交流のチャンネル維持だけは確保していきたいというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

橋場議員

今チャンネルの維持だけは確保したいというお話でございましたけれども、確かにあのブラジルは反対側であるということ遠いということがありますが、遠いとはいえ今

世界は本当に近くなってきております。そしてブラジルにおきましても今日本にいるブラジルの子どもたちにしまでも、今大変便利なパソコンというものがございます。パソコンで今ブラジルと日本にいる子どもたちとの教育ということもやっておりますし、アマゾンの奥地に対しましてもパソコンを置きましてあの教育ということもしております。そういう面でパソコンを使っていたら子どもたちとの交流とかそういうことも可能であると思いますので、是非その辺も使っていただいて交流を深めていただきたいなと思います。それから次に同じように質問なんです、今町長もお話されましたけれども、平成23年に副町長、議長、総務課長がフェラス市を訪問されました。その時の折に今仲介となってくれる方が井口さんという方と片桐さんという方のみであるというお話でございましたけれども、その時にですね向こうであの何かそういう中継をしていただけるような方を作るというようなお話だとかそういうことはされなかったのかと思うんですけども、ブラジルは早くからバイオエネルギーを使っておりますし、1本木を切ったら5本の木を植えなければいけないというような環境問題にも熱心な国です。そういうところからでもあの日本も緑の多い国でございますし、あの学ぶところも多いかと思えます。そういうところも現状を見られてきていると思いますので、そういうところから今後どのような交流にしていきたいかというところの具体案とか、具体的なお話があればお聞きしたいのですが、お願いいたします。

町長 あの前にお話に申し上げましたように一昨年の10月行っていただきまして、向こうの様子それからフェラスの現況等、実際に行った副町長の方から様子をお答えさせていただきます。

副町長 それではあの23年の10月に10日間に亘りまして姉妹都市ということでブラジルのフェラスへご招待を受けまして行って来た立場で、向こうの状況等少しお話をさせていただきます。あの昭和63年以来の訪問ということで、私たちの招待を受けましたのはフェラスの市の庁舎が完成するので是非出てきていただきたいということで井口さんの方から電話をいただき、市の方からも正式な招待状もいただいたわけですが、実はあのこの落成の時期については本来であればもう少し早い時期ということで言っておりましたけれども、まあ向こうの落成の時期が遅れ遅れになっているということで23年の10月ということになったわけでございます。で、これに参加することと、もう1つの目的を持っておりましたのはブラジルへ移民されましたけれどもまあ日本に戸籍が残ったままでもう100歳を超えるような人が幾人かおられるということで、当時戸籍の中でもそういった課題があったということで、その辺の消息についても知ってきたいというようなことで、当時の総務課長でありました現在の折山議員がその点についていろいろと資料集めを兼ねて同行していただき、向こうとの交流を図ってきたということでございます。またあの同行しました片桐信男さんももう何回もブラジルの方に訪問をしており、向こうにも親戚の方がおるといことで向こうの事情もある程度理解をしておっていただけるということで、同行をして行っていただいたわけでございます。まああのご存じの通りブラジルも非常に今経済成長の発展の途上にあるというようなことでございます。まあ日本も先日出場を決めましたワールドカップ2014年に開催をされるというようなことでサッカー場も急ピッチで作っておるといような現場も見させていただきましたし、2016年には夏季のオリンピックが行われるというようなことで、非常にインフラ整備もあちこちで

行われておるといことで、国全体が活気に満ちているというふうな印象を持ってまいりました。またあのフェラス市は当時あの交流を始めた頃は40,000人くらいの市の規模ということで紹介を受けておりましたけれども、私たちの行ったときにはもう人口が200,000人の都市ということで井口さんから説明を受けまして、今、年にだいたい1割くらいのペースで人口が増えているというようなお話も説明を受けてまいりました。また少し加えますと市の庁舎の落成というのでお邪魔したわけですが、まあ完成をしておいたのはあの市長の執務棟が完成をしたということで、一般の職員の執務棟は別の位置、まあ近いところですけれどもまだ骨組みの状態ということで完全には完成をしていない状況でしたので、市長の執務棟の中での落成ということのセレモニーに参加させていただきました。4月に井口さんと電話で連絡して「あの庁舎は完成したんですか」と聞いていたらまだ完成していませんというようなことで、どうも向こうへ行っている話を聞いた状況ではお金ができれば少しずつ作るというような何か雰囲気もありそうで、まあかなり年数がかかっているというようなふうにお聞きしました。またあの姉妹都市、友好都市をやったときにブラジルの方に訪問したときに「飯島通り」を名付けの通りがございました。この辺りも行ってきましたけれども住宅街にここはみっちりとなっておりますし、また当時の小池卓美町長が町の町長でございましたのでその時に「小池卓美通り」という名称の道路も名板が付いてございました。ここはあの工場団地ということで周りにはもう工場でいっぱいということでございます。またあの井口吉三郎さんの功績を称えて作られました「飯島学校」というのがありましたけれども、これはもう既に市立から州立に代わって1日を午前、午後、夜間に分けるまあ3部制の学校ということで運営をされているというふうにお聞きしました。なおあの市内には小・中学校が56校、保育園が19、幼稚園が8つということで、当時約7,000人の子どもたちが通っておるといような説明を井口さんから聞いてきたところでございます。またあの飯島との姉妹都市を提携して以来、お互いにまあ記念品を贈るといことが訪問した都度の儀式でございましたけれども、それぞれの贈られた記念品につきまして、例えば大正琴だとか日本のあの兜、そういったものは市民の皆さんがいつでも見れるようにということでフェラス市の歴史記念館というのがちょうど私たちが行ったときにオープニングセレモニーをやったわけですが、その中に全部展示されております。またそこでフェラスの歴史も見られるし、またあの代々の市長の功績も称えておるといようなことで、井口さんの写真もあつて功績もその中に表れておるといようなこともございまして、市民も飯島との交流はやっておるといことはそういったものから見られるのではないかというふうに思います。なおあの昨年、市長選がございまして、ブラジルはご存じの通り2期8年でもう立候補できないということで、前の市長さんが退任されるということで市長選がございました。まあそういったような時期でございましたので日本へ来ていただく時期のそのタイミングがなかなか取りにくかったということで、ブラジルから日本へは来ていただけなんだといことでございます。今あの井口さんに新しい市長さんとコンタクトをとっていただきまして、是非早いうちに飯島へ来ていただくように調整をお願いしたいということでお願いをしております。まあ月に何回かというほど連絡はなかなか取りにくいわけですが、井口さんとはあの電話で情報交換をしながら、そういった情報のお互いに確認をし合っておるといことでございます。あのフェラス市の近所、先ほどまあ環境で樹木というよ

うな話もありましたけれども、私たちの動いた範囲の中ではどうもフェラスの中、あまりその緑が茂ったというような雰囲気はちょっと見られなんだような記憶が今残っております。赤茶けたような土の中で皆さん住宅を建て工場を建て活発に活動しておるといふうに見てとれました。またあの言語的にはもうポルトガル語でないと通じないということが私たち行って分かりました。英語でしゃべってももう一切通用しないというようなことで、私たちもポルトガル語、片言でもいいもんですから話せるようなことでないと向こうの人とは会話ができません。幸い、行ったときには井口さんの他に1人、市の職員で日本語を学んだ三世の日系の方がおりましたので会話もできたり案内もしていただいたというようなことでございますので、まあ距離的に遠いということ、それからいろいろのまあ習慣が違うというようなこと、まあ言語がなかなか通じにくいというようなことで非常に難しいところもありますけれども、移住された日本の皆さんとの交流を介して地域との交流は今後とも少しずつでも進めていけるんじゃないかというふうな感想を持っておりますのでよろしく願います。

橋場議員

確かにあの外国の人とお付き合いするには、先ず一番先に問題となるのが言葉の問題なんですけれども、現在あの日本にもまだ少なくなったとはいえブラジルの方がたくさん在住しております。そういう方たちの中でもそういう交流のためにじゃあ何かお手伝いができればという方もいらっしゃるし、ブラジル国の方にもそういう方はいらっしゃると思いますので、その辺はそういう方たちをあの使っていただきまして、そういう方たちに協力していただきまして、是非あの交流も可能かと思っておりますので、あの姉妹締結に関わられたフェラス市の関係者の方は故郷である飯島町と繋がってほしいという思いがその締結になったんだと思います。フェラス市にも今お話を聞くと飯島と名の付くものがあります。今後とも是非その繋がってほしいという気持ちも大切にいただきまして、海外派遣条例の策定ですとか飯島ブランドのアピールや交流をするために町としてもできるだけの措置をとっていただき、交流をしていただきたいなと思っております。

次の質問に移ります。今、民間企業の大小や業種を問わずグローバルな人材の育成と確保が課題となっている中で、私は民間レベルも含め教育、スポーツ、産業、観光などの分野でも有意義な交流を進め、互いに学び合う関係を築いていきたいと考えます。駒ケ根市は交流するネパール国ポカラ市に1998年より職員の派遣をしておりました。しかし2012年、職員を協力隊員として姉妹都市ポカラ市に派遣することで両市の関係を更に深められること、また協力隊員としての活動は若手職員の人材育成になるとJICAとボランティア連携派遣事業で合意書を締結し、ネパール国ポカラ市へ職員を派遣しております。私も関わりましたパキスタンのムルブン村、リンゴの技術支援の時には町から大変ご支援をいただきまして感謝をしておりますけれども、駒ケ根市のようなこのような関わりを見ますと飯島町はまだ遅れているなど残念に思うところでございます。飯島は農業の町です。素晴らしい自然と素晴らしい農業技術と知恵があるということも、私もパキスタンの技術支援の中で学びました。それらをもっと海外にアピールし国際交流推進に力を入れてほしいと願いますが町はその辺をいかがお考えでしょうか。

町長

まあブラジル、フェラスをはじめとして更にまあグローバル化に対して国際交流、国際理解を深めていくような取り組みをということでございます。冒頭お話にございましたように橋場議員におかれましてはこのいわゆる民間レベルのこの海外協力、国際親善とい

うことについて飯島町の国際交流会の会長さんとして長年お務めをいただきまして、特にジャイカ、外務省が所管をいたしますこの草の根協力事業ということに大変まあ意を注がれまして、向こうでのリンゴ植栽栽培ということに意を注がれてそれが実現できて、ご自身も何回もまあ向こうへ行かれてその先駆的な役割を果たしていただいたということでございまして、心から敬意と感謝を申し上げますと同時にまた、こうした国際交流の事業につきましてもご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げたいというふうに思っております。

そこでまああの当然のことながらこのグローバル社会が一層まあ進む中であって、町が当時38年も前にこのフェラス市と国際友好の締結ができたということは、小さい町にとりましてはまさに画期的なことであったというふうに思うわけでございまして、それなりの意義深いものがあるというふうに思っております。その当時あの先ほど申し上げました井口市長のお父さんである吉三郎さんが当時の町長である小池卓美町長さんに寄せられた手紙の思いの一節がございまして申し上げますけれども、この書簡の中では「市民と市民との交流はやがては争いも戦いもない平和をこの地球上にもたらすことを信じて、かつ願ったすものであります」という一節からまあ始まってくるわけでありまして、大変あのまさにその通りだというふうに思いますし、今だにこのその通用する大切な意味深い言葉であろうというふうに思っております。そしてまあこうしてグローバル化が進む社会の中で、国の垣根を越えて相互理解と協力、友好を深めて広い国際的な視野と国際協調を養うために、当町ではこれまでもまあ交流研修の派遣をしまいいりましたけれども、なかなかいろんな事情で中座をしておるといふ状況の中で、1つにはやはりあのお隣にこのその協力的な機関であるJICAの駒ケ根海外青年協力隊という、大変まあ身近にそうした当町にとっても大変まあ貴重な機関があるわけでございまして、今もお話にございましたように、この辺との連携を深めながらまた全体的な国際協力・友好ができることを一緒に考えていきたいと。で私どもあの町長、副町長、教育長含めて3役が駒ケ根のこうしたあの協力隊の育てる会の組織の中の一員としてまあお付き合いをさせていただいておるわけでございまして、いろいろあそこのJICAの所長さんともお話をお聞きする中でそうした情報の収集にも努めておるところでございまして、今まであの町も直接あのブラジル、他にヨーロッパ等も含めて職員の海外的な視野を養ってもらおうというようなことの中で派遣制度も設けておりましたけれども、諸般の事情でこれも今はまあ中断しておるといふような状況でございまして。いずれにしてもこれからの国際化は待たないでございまして、町も乗り遅れないようないろんな状況の中でできうるこの交流というものを更に深めてまいりたいと、その取り組みをしまいいりたいということでございまして、やはりあの国際協力というもの1つの、国もそうでありますけれども、民間がひとつの主体的な関わりを持っておるのが経済界の中でも非常に多いわけでありまして、すべて行政という形でなくてどうか橋場議員もはじめとしていろんなあの経験をお持ちの方も多いわけでありまして是非一つまたお力を貸していただいたり、自らも行動願えれば大変ありがたいというふうに思っております。そんなことの中で今後の国際協力・交流を進めてまいりたいというふうに思っております。

橋場議員

私もあのパキスタンの事業に関わる時には、パキスタンの方も核を持っている国であったりとか、いろんな事情があつた複雑な問題を抱えている国でございまして考えるところ



もございましたけれども、やはり草の根のそういう国だからこそ草の根の交流そういう事業協力というものが大切であると考えてあの一生懸命やってきております。今後の町の発展のためにも国際化に是非遅れをとらないように、海外派遣条例等も事情が変わってきておりますのでそれらも是非策定していただきたいなと思っております。そしてまず町内の外国籍住民も以前より減りましたけれども、今また、ただ働くだけで住んでいるのではなく家を持ち、定住する外国籍住民も増えてきております。お互いがやっぱり違いを理解し協力し合い安心して暮らしていくため、この地域に住む外国籍住民に温かく構成していく努力も、私もまた関わるNPOも惜しむものではございませんけれども、私たちの力だけではできないものではございませんので、どうぞ国際理解の向上など交流を推進するためお隣の近くのJICAというあの機関もございまして、そこらもうまく連携協力していきたいながら推進をしていっていただきたいなと思っております。以上で質問を終わります。

議長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時43分 休憩

午後 1時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 坂本紀子 議員

2番

坂本議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたしたいと思っております。まず初めに社会福祉協議会の自立の道筋と今後の町内の役割をどのように考えているかという質問であります。社会福祉協議会が平成元年に法人化され今年で25年目になります。当初、局長、福祉活動専門員、ボランティアコーディネーター、ヘルパー3人の計6人でした。事業内容はボランティア講座、手話、点字、福祉教室、もちつき大会、リサイクル事業などでコンピューター導入にも力を入れたそうです。その後平成6年4月に現在の「石楠花苑」ができ、そこに社協は事務所を移し5月からデイサービスが開始されました。そして各種介護事業を手掛ける中で障がい児者支援で「こまくさ園」や「やすらぎ」の運営を加えてきました。平成12年に介護保険制度ができケアマネジメント事業、訪問看護事業、デイサービス事業の3事業の中で町の高齢者福祉がなされ、収益も出ていると聞いております。現在町からの委託事業、町補助事業が加わり、また社協独自の事業が追加され、約、2億5,000万ほどの会計で運営されています。そのうち人件費は約4分の1となっております。正規職員・嘱託職員23人、契約職員42人、全部で65人の職員で事業運営されております。社協への補助金が年々増加してきておりますけれども、その原因はどこにあると思われまするか。その点についてお答えいただきたいと思っております。

町長

坂本議員からは社会福祉協議会の自立の道筋という点から、その役割をどう考えていくべきかということでございます。まず社協に対する補助金でございますけれども、お話のように年々増加しているわけではないことをご理解いただきたいと思っております。今年度予算では平成23年度と比べて約400,000円の減額、平成24年度との比較では約2,500,000円の減額となっておりますので後刻ご確認をいただきたいと思っております。なお平成24年度におきましては社協の福祉バス購入事業がございまして、特殊事情を勘案をいたしまして約

1,800,000円の補助金を別途支出をいたしております。毎年予算編成時におきまして社会福祉協議会の事業状況、決算状況及び財政状況を見ながら補助金の対象と補助金の額を決定をしてきていますのでご理解いただきたいと思います。以上です。

坂本議員

私の方ではその補助金ということもありましたけれども、委託料、修繕料に関しまして建物の部分ですが、平成16年から23年を見ますと年々老朽化に伴い増加傾向になってきておると思っています。で、そういう部分も委託料に関して土地の敷地料に関しては平成20年から社協、それまでは全額町の負担だったと思っておりますが、平成20年からは社協の方でも負担をするような形で平成20年度は1,090,000いくらかという形でまああの敷地料に関しては負担をしてきておりますが、委託料、修繕料に関してはこちらの方の町の持ち出しとなっております。で、そういう部分であの運営の中では委託料という形では増えていないかもしれないですけども、そういうハード部分では実際問題としては増えてきておると思っておりますが、その点はいかがでしょう。

町長

最初のご質問の趣旨が人件費を中心にした補助金という質問設定でございますのでそんなような傾向を申し上げたわけでございます。この他にあの施設運営等の委託料を含めますと内容的には非常に複雑になってまいりますし、あの全体としては確かに建物全体の老朽化も進む中で、一緒にご相談しながらまあリニューアルしていくというようなことも取り組んでおりますので、そうした傾向にあることかと思っておりますが、ちょっとその辺につきましてはまた担当課長の方から申し上げますが、いずれにいたしましてもこの平成6年にスタートした石楠花苑という町のこの福祉の拠点施設、これはあの町が設置をした施設でございます。当然町の持ち物、そのことを社会福祉協議会に委託運営していただいて維持管理していただくという内容でございますので、そこは本来、町の責任で維持すべきものをお願いしておるといふ側面がございますから、委託料全体として含めて補助金も含めてその町の一般会計から交付するお金の額が云々ということにはちょっとこれはあの物差しの感度が違うというふうに考えていかなきゃならないというふうに考えておるところでございます。

健康福祉課長

町の行政財産につきまして実際あの石楠花苑につきましては社会福祉協議会の方で自主事業をしている部分もございます。従いましてその部分につきましては地代等につきましては按分をしながら納めていただいているということでございますし、こまくさ園につきましても2階部分につきまして町の委託事業も入っておりますので、そこら辺につきましても地代等勘案する中で応分の負担をいただきながら進めているということでございます。また石楠花苑へ戻りますけれども、その部分のまあ老朽化に伴う修繕につきましては、先程町長からお話ありましたように、町の行政財産でございますので一定規模を投入しまして平成25年度は改修事業にしていきたいということでございますけれども、一定の負担を社会福祉協議会でもいただくというようになってございます。以上でございます。

坂本議員

わかりました。そしたら2つ目の質問になりますが、町内には現在あのデイサービスをする施設が石楠花苑を除きますと6施設できました。それぞれ建物は国や県の補助金をもらい、まあ足りない部分は自己資金で補い建てられており、また経営もそれぞれ特徴を持った中でのデイサービスを行い利用者拡大に努めております。社協においてはまあ今現在あの町長がおっしゃったように、建物は町が社協に貸しておるといふことで、維持管理は町が持つということをおっしゃってございましたけれども、そういう中で課長級の職員を局

長として出向しており、その給料は町からの持ち出しとなっております。現在社協内部には内部の中での人材が育ってきており、社協の給与体制での局長にしていくよう社協に求めていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

と言うのも、あの一般のデイサービスとか福祉施設はやはりあのポリシーを持ってその経営を、まあ、哲学っていうかそういう考え方をやってやっている方たちがおり、現在社協のそういう局長はある程度3年とか2年とかっていうサイクルで人材は代わっております。であのまあ市民の方の声としては25年経ってきているのだから独自の内部の職員を当てて、その方が局長となった方がいいのではないかという意見がありまして今回の質問といたしておりますが、その点はいかがだと思いますか。

町長 社協の管理運営の中でいわゆる人件費、町が人材を派遣してその給与体制もまあ町が持つておるということに関してのご質問でございます。社会福祉協議会につきましては社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体というふうに規定をされております。そこで社協の行うまあ事業といたしまして、1つには社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、2つ目には社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、3つ目には社会福祉を目的とする事業に関する調査や普及、宣伝、連絡調整、及び助成、となっております。また4つ目には社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業というふうにされておまして、地域の福祉の推進を図ることを目的とした幅広い事業が位置付けられております。当町におけます福祉行政、住民福祉の向上のために町とともに車の両輪となってこれまで活動をしてきていただいております。具体的なご質問の町の職員派遣の件でございますけれども、これまでに社会福祉協議会への組織活動や人事管理それから人材育成、また健全で適切な財政運営を行っていくための支援策として、平成21年度までは事務局長と事務局次長これはあの課長級と係長級相当になってございますけれども、この2名を派遣をしまりました。22年度以降は事務局長のみの課長職1名を出向派遣しておるところでございます。ご質問の趣旨はまあ相当数年数も経過して人材も育成してきておるので、町からの今後の職員派遣、特に局長職をやめて社協内部のいわゆるまあプロパー職員ということになります。この登用についてどう考えるかということかと思いますが、確かにあの社協も自立を独立して自前の運営でやっていくことにつきましては、それは大変結構なことであるということでもありますけれども、こうした点も含めて町の相対的な福祉行政との位置付け、それからこれにかかりますその施設の管理運営委託の部分、あるいは社会福祉法人としての経営環境等々、いろいろあ他のNPOとはちょっと違う側面も持っておる社会福祉協議会の運営でございますので、人材育成という面も含めて社協の会長さんはじめ皆さん方との意見を町側と共有をする中で、今後どういうあり方がいいのかということを経営的に判断していく時期にはきておるといふふうには思っておりますけれども、そんなことの中で少し今後検討課題とさせていただきますようお願いしたいと思います。

坂本議員 今あの町長が言われました、4つの社協としての役割を述べられたわけですが、あの実際あの私たち議員は社協の具体的な事業についての、ここではあの社協に対してまああの出しているお金に対しては質問はできますけれども、具体的なあの社協、町が委託している事業の細かいことに対してはあの質問はできませんし、それは社協の中の事業としての形の中でどういうふうに行っているかということになっていると思います。しか

しあのまあ行政報告書にもそれが載ってはきておりますけれども、あの実際お金を出していれば事業に対する効果に対しては町としても検証をしながら、その事業が住民にとって広く行われているかどうかということは見ていかなければいけないと思っておりますが、それは決して今まではそのような具体的な形ではされていなかったと思っておりますが、そういうことも今後意見を述べていくような形になればいいと思っております。

次にあの1-3であります。自治体や耕地に加入していればまああの年間1,500円を協議会の会費として払うようになっております。で、社協の地域福祉活動のそのあの1,500円払われたのは全部集められまして資金に寄付ということになって使われていると思えます。でその形は町内約8割強の世帯の方々も納めておまして、金額としては約5,000,000円ほどになりますけれども、それに地域の会社などや個人の方たちの寄付金や共同募金の協力費を含めると約7,000,000円ほどになり、250,000,000の会計の約3.3%になります。この数字はあのまあその会費の方ですね、会費の方はここ数年ちよとずつ減ってきておるといふことですが、個人でもあのまあそういった形で会費を払い、また町もいろんな形の中で、まあ先程は補助という形では減ってきておるといふことでしたけれども、あの人材も派遣しながらまあサポートしているということになっております。で社協は事業に対するお金の流れをあのもう少しですね住民に対して分かりやすく情報公開していくべきだと思いますし、評議員会の方で話し合われている内容も公開する必要があると思っております。というのはあのこういった質問がなかなかあの議員サイドの方からもやりにくい、あの行政報告書を見ても非常に分かりにくい内容となっているので、住民にとってもあの年会費がどのような形の中で使われているかということが分からないという感じしております。先程あの言った事業対効果の考え方の中でも町の委託事業や町補助事業など社協単独の内容を厳しくというか検査し、自立をするための努力をすべきと思っておりますが今後まあ25年経つ中で今後考えていくということだったと思っておりますけれども、町長の今後の社協に対する考え方をお願いしたいと思います。

町長 質問の趣旨は補助金等をそろそろまあ打ち切って自立を促していくべきであるというご趣旨かと思えます。まあこれにあの関連してまあ会費をいただいて社協の運営がなされておる側面から、このやっておる仕事の内容やその仕組みというものは社会福祉協議会の内容というものがまあ議会ははじめ一般町民に非常にあの分かりにくいと、情報公開もなされていないというふうにご指摘が最初にあったわけでございますけれども、これはあの私は決してそうではないというふうに思います。あの確かに議会に報告をしてというようなあのCATVや広域連合や伊南行政、まちづくりセンターいいじま等々のああしたあの自治法上の規定から社協の補助に対するその報告義務というものは位置付けはされていないわけでありまして、ご承知のようにあの2カ月に一偏、町の「ふくし」という表題の機関紙が発行されております。読んでいただければこれはあの全世帯に配られておるわけだと思いますけれども、坂本議員もご覧いただいておりますけれども、予算、決算、事業の内容、人員配置、その他諸々の情報というものが満載されて発行されておるわけでございますので、町民の皆さん方にその内容が行き届かないということはないということを是非ご理解いただきたいというふうに思います。それからこの社会福祉協議会につきましては先程も申し上げましたように、地域の福祉の推進を図ることを目的とする団体ということで、決してあの営利を上げることを目的とした一般協と、あるいは他の事業経

営をするこの法人とは性格が違う団体であるということをご理解をまずいただきたい。それから町から職員の人件費の一部に関わる補助金を支出しているところではありますけれども、これは事務局の職員や福祉活動の専門員の設置に掛かる費用としてこの従事の状況を勘案いたしまして補助金の額を都度決定をしておるわけでございます。そこでまあ社協の法人としての運営に要する費用と、公益事業である地域福祉事業に要する費用につきましては、本来住民の皆様からの会費や寄付金、それから各種事業に対する町や関係団体からの補助金で賄われるというのが実態でございますけれども、平成24年度の決算の中身を見ましても法人の経営費約22,000,000円余りに対しまして、会費と寄付金の額は先ほどもお話がございましたが約7,300,000円、33%、3分の1になります。会費の納入額も年々まあ減少をしてきておる実態は先程言われたとおりでありますけれども、なかなかあの会費の運営費を賄うための値上げをお願いするというわけにはいかない実情もあることは事実だろうというふうに思いますし、それから町の社協では高齢者の世帯、あるいは障がい者をお持ちの皆さんなど地域の皆さんで支えていかなければならない方々を対象として、事業的には安心コール事業、日常生活の用具の貸付事業、福祉車輛の貸付事業、有償ボランティア事業、それから耕地や自治会単位で運営をされております「ふれあい生き生きサロン」へのまあ支援等々、様々な分野で福祉活動事業を実施をさせていただいております。町とともにこの福祉行政の増進に取り組んでいただいておりますので、他の福祉に関わるNPOとはちょっと趣を変えておる存在であるわけでございます。従ってまあこのような地域福祉事業を維持をし、今後衰退させないためにも、先程申し上げましたけれどもまあ常にあのこの見直しや検討を図っていかなければならないことはもう当然だと思いますけれども、毎年度の予算編成時におきまして社協の決算状況を見ながら判断をして、必要な支援は継続をしていくべきというふうに考えておりますので、お話の期限をいつまでにという、見切って決めて打ち切るというようなことは今考えておりません。

坂本議員

それでは次の質問であります。現在でも町内には介護保険事業内のデイサービスをする施設が石楠花苑を入れますと7つあります。今後ですねコスモ21に生協診療所が移転してデイサービス、リハビリ指導を行うようになりますと社協にとってはデイサービスの利用者がどのようになっていくのかということとはまあ微妙な問題であります。それでまあ利用者にとってはその選べる、何店舗もありますので、利用者の方にとっては選べる状態になってきておりますが、その今後の介護保険事業での、現在まあ社協内部ではその介護保険事業においては収益が出ているというお話でしたけれども、今後そういう形になってきますとあの利用者さんがどのように流れていくかっていうのは分からないところとなっております。今後の町としては社協に対してその後のオープン後の形をどのようにしていくかという話は何かされているのでしょうか。

町長

先程の質問にも出ておりましたこのコスモ21跡に医療生協さんがまあ入って医療活動と福祉活動をするということに関して、社協への役割との関わりの問題でございます。社会福祉協議会では介護保険制度の発足時から町内におきまして高齢者のデイサービスセンターを先駆的に開発をして今日に至っておるところでございます。このデイサービスセンターにつきましては、現在では町内にいくつもの事業所がその後開設をされております。利用をする方からすれば事業所を比較・選択できる機会が増えてきたという反面、社会福祉協議会からすれば一般の事業者と比較して選択をされるというこの競争性もまあ出てき

ておるということで、当然のことながらそういうことが生じておりますけれども、こうした部分につきましてはそれぞれの企業体、事業体が経営努力と営業努力を重ねながら、いわゆる良い意味でのこの競争性を発揮しながら事業の継続と発展を願っていくべきであるということ、そのところをまあ期待をしておるわけでございます。実際にまだあの施設が足らなくて待機者もおるといふ部分もございまして、それぞれまた競争のなかで1つ良い意味でのそうした役割を果たしていただければというふうに思っております。そこで社協ではあの地域福祉の向上・充実のために、先程申し上げたいろいろな福祉事業の他にもボランティアというこの団体の育成やその関係者、関係団体との連絡調整、これにはあのなかなか他に例を見ない各種の事業を行っていただいております。それからその一方でまた日本赤十字社の長野県長野支部飯島分区としての役割も担っていただいておりますので、それから大規模なまあ災害時の発生の折にはボランティアの受け入れ等、町の行政に次ぐ災害援助の拠点施設、組織として様々な活動が担われるということが予定をされておりますので、大変そうした意味では重要な位置付けになっておるところでございます。従って町との連携を図りながら行政とは違った視点から地域の課題を拾い上げていただいて、これまで各種の福祉事業への取り組みをしていただいたこれまでの足跡・実績というものは大変大きくまあ評価をされておるといふことだろうというふうに思います。特にまたあの近々では6月16日今週の日曜日になりますけれども、新たな取り組みとして「みんなの笑顔が地域の福祉に」をテーマとした社会福祉大会、内容を変えて新たに発足をするという形でご通知もいただいておりますし、坂本議員も社会文教委員の一員としてこのご案内がきておると思っておりますけれども、そうした機会を通じてまた社協に対する理解も深めていただく良い機会ではないかというふうに思っております。今後とも社会福祉協議会に対する期待は大変大きいというふうに私も思っておりますのでご協力をいただきたいと思っております。

坂本議員

あの社協が様々なボランティア団体とともに交流をしながら、またあの地域のそういうボランティア団体の活動を支えているというのは十分分かっておりますし、あのそういう中では決して社協がやってこないというかあの、まあ費用の中ではできないとかそういうことではないんですけれども、あのただ事業としてはあのまあ地域福祉活動という社協独自の事業の中にいくつもの事業がございまして、それと共にまあ障がい者福祉活動という中で障がい児者のこともやっており、また町の補助事業それから町委託事業という形で、事業内容としてはすごく大きな形になってきておりますので、まあその中で介護保険事業が入ってきまして、人数とともに事業内容も膨らんできてまあ250,000,000というような形になってきているかと思っておりますが、今後のそれがどんどんあの福祉というかその事業を増やしていくと、増えていく金額的に大きくなっていくっていうことが、中である程度の事業の大きさの中でその福祉・ボランティアの助けたりとかそういうことがね、できるような形を取っていかないと、まああのそれに目を向けていかないとあの高齢化が進んでいる中ではそのままやっしまえば、どんどん事業を増やしていくような形になれば金額としてもまああの社協の中の金額が大きくなって、町もそれを一般会計から繰り出すような形になるのではないかと私は心配しておるわけですが、あのひとつあの下条村というところには社協という組織が以前はあったんですけれども、社協自体が老人ホームを抱えておりましたデイサービスもやっていた中で一般会計からの繰り入れが多くなって財政を圧

迫してきた現状の中で、新村長の平成16年度からの方針ではそれらの老人ホームやデイサービスを全部民間の法人に引き継いでもらい、社協としてはそういうケアマネのような方がいて、介護度を決定してそういう民間の法人の方たちに介護する方たちを紹介するようなそういう仕事の中で、社協という組織をまた違う形で展開しております。なので会計自体は本当に2人の人件費だけの中で回っておりまして、またあのここでは広域の中の福祉社会から抜けておりますのでそれに対する判定費用というも節約されまして、本当にあの村内のデイサービスとそれから老人ホームでほとんどのそこの老人たちは入ることができ、まあ町外に出ている方たちは全体で25人とそれからプラス9人ということで、185人の方たちは村内の施設で対応できている、そういう所もあります。それとともにまたあの飯島町と同じような財政規模の中でデイサービス事業を展開してくる中で、一般の法人のデイサービス事業が増えていった中で社協のデイサービスが利用者が減ってきて赤字がここ数年続いているということで、そこでもあのデイサービスを要するに切り離して社協の地域活動のみにするというような話、そういう大胆な発想をする理事者の意見も伺ってきましたが、まあいずれにせよ、今後生協診療所のコスモ21の移転で、また利用者さんの形態っていうか流れが変わってくるかもしれません。そういう中で社協が社協独自のまあ介護保険での運営と、それからあの現在抱えているそれぞれの事業が適切に運営されるような形で、町もそれをあまり一般会計からの持ち出しをしないような形で運営が行ってもらえるような形でチェックしていく必要があると思っております。

それでは次の質問にいきたいと思います。次のあの樹木の管理についてですけれども、最初の2-1として先日あの子どもひろばのサポーターの仕事で七久保小学校に伺いましたら、用務員の方がプールの川端にあるイチョウの大木に梯子をかけて切っておりました。「危ないのでプロの方をお願いした方がいいんじゃないですか」ということを言いましたら、その方が「ちっとも予算をつけてもらえないので毎年少しずつ切ってきているんです」という返答でした。で、こども室長に聞いてみましたところ、「こちらも予算を望んでいるけれどもなかなか予算を取ってもらえない」とのことで、グラウンドの2年前にも「七久保小学校のグラウンドの桜の木の老木が危ないので切りたい」という学校側からの要望があったんですけども、こども室に相談したところ予算がつけてもらえずに、樹木医をお願いして低料金で切ってもらったという経過があります。実態はどうなっているのでしょうか。

教育長 それではあの学校施設に関わるご質問ですのでお答えを申し上げたいと思います。まずあの基本的な考えを申し上げて具体的な項目にお答えをしたいと思っておりますけれども、学校の施設管理は教育委員会の責任において行うのが原則ですし、実際の日常的な管理につきましては学校現場が行うということが一般的であります。あの具体的には子どもたちによる毎日の清掃作業、清掃活動、あるいは、先程議員は用務員さんというお言葉を使っておられますけれども、現在ではあまり用務員さんというのは庁務員さんという表現を、あるいはあの校用技師さんというそういう言い方をしておりますので、私からは庁務員さんというふうに置き換えてお答えをしたいと思っておりますけれども、まあ庁務員さんによる簡単な補修・修繕、あるいは定期的には学校職員によるあの安全管理の日に基づいた確認を行っておりまして、まあそれぞれ管理責任となっている場所について安全点検を通して行っておりますし、時にはあのPTAの皆さんによるボランティア活動的に、まあ具

体的にはPTA作業による施設補修や環境整備などを行っております。ご指摘のイチョウの木につきまして、まあ学校の方から事前にですね「茂った枝の切除をしたい」という連絡は受けております。今申し上げましたようにその枝の切除につきましては通常の作業範囲内での作業、仕事というふうに認識にいたしまして、それはあの報告を受けておりました。実際の現場を見ましてかなり大掛かりで大胆なほどに切除されておりました。あの樹木の頂上付近まで学校の庁務員さんと教頭の2人が作業したというようなこと、それからあの後からまあ現場を私も確認したところ、大きな事故にならなくて安堵したところでありまして、事前に細かな作業計画予定を報告させなかったことにまあ問題がありますし、予算取りの時にもですね、どの程度の作業というようなこと具体的な細かなところまでは報告がありませんので、今まで通常の作業として軽微な作業であってもこれからはまあ危険を伴うものについては、まあ詳しく報告をしながらまああの今お話のありましたように予算に反映し、やはり専門的な立場のそういう技を持っている方に依頼していくということが今後考えていきたいというふうに思っております。

坂本議員 そしたら2つ目の質問になります。今あの教育長は、実態が思っていたより大きな木だったということで、やっぱり危険にならなくて良かったという話ですが、もう1カ所その2つ目の質問にあります飯島小学校東側の大木も大きくなり過ぎて、手入れをしないとまずい状態だというお話を伺っております。まあ大木だけに関わらず、以前、町民体育館の南側にありました立派なドウダンツツジをバッサリ切ってしまったという事件がありました。そういうこともありまして町内には何人も樹木医の方がいらっしゃる、公共施設や街路樹の手入れなどその方々をお願いをし、予算をとり、定期的な管理と手入れをするべきだと思っておりますが、その点はどのように考えておられますか。まず教育長お願いしたいと思えます。

教育長 今あの議員のお発言の中にですね、事件というふうにもまあセンセーショナルな表現が使われたことにつきましてはちょっと意外なといいますか、そのように私どもは受け止めておりませんので、また機会あるごとにですねお話をする場面がありましたら枝の切除作業というふうに置き換えていただければということをお知らせを申し上げます。学校や他の樹木の管理については先程も申し上げましたように、基本的にはですね通常の作業、まあ一般的に私共も自宅の庭を切ったりですね、それぞれの管理をするところがあるわけですが、その通常できる範囲内での対応をお願いしているところでもありますけれども、以前あの飯島小学校もですねかなり高いところの枝を、ヒマラヤ杉の枝を切らなくちゃならないところがありましたところにつきましては専門の業者に依頼したという経過がございます。またあの今後も学校、保育園以外も教育委員会の管理になっている施設でその様な作業が行われる場所につきましては当然ながら予算取りをしておりますし、要望しておりますし、これからはですね決してそのボランティアに全て委ねるのではなくて、安全にあるいは専門業者に委ねたところがよろしいということが、その方が望ましいという箇所につきましては財政当局と予算を確保しながら進めていきたいという、そういう考えでございますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

坂本議員 今ですね学校に関してお答えを願ったわけですけれども、あのまあ町内のその街路樹の管理なんですけど、結構枯れているところも出てきたりして、あのそういうところも手入れとしてはあまりいい状態ではないと思っております。先程あの言いました樹木医がいる

のでまああのその方たちにお金を払うということになると思いますが、予算を取ってそういうあのまあ町の美観にも関わることであり、それを大事に守っていくという1つの方向の中で予算を取り、その定期的な管理をしていくべきだと思いますが町長はどのように、そういう点についてはどのように考えておられますか。

町 長

まああの公共施設の維持管理は基本的にはそれぞれのまあ町、それぞれの施設の管理責任ということの中でやっていかなきゃならんということももう当然であります。あの七久保小学校のイチョウの枝切り払い、私もちょっとあの見ておりましたけれども、あの梯子を1つ架けて登って枝を切る作業だったと思いますが、あの普通私でもできる作業かなあというふうに思っておりました。そうあの森林組合を頼んできてやる程の作業ではなかったんじゃないか、そういう意味でちょうどあの町民の方と、教頭先生が一緒だったかな、教頭先生も率先してそのことに取り組んでいただいたことについては大変あの敬意を表しております。できる管理はやっぱり施設の中でやっていただくということも大事だろうと思いますが、あの飯島小学校の東のもみの大木の枝についてはこれはちょっと素人では手が付かないなというふうに思っておりますので、また折りをみて現場と相談して必要な管理はしてまいりたいというふうに思っております。

議 長  
坂本議員

答弁漏れは。公共施設の、公共の場の。

あの大木がってということと、それからその立地状態がやっぱりあの七久保小学校の場合はイチョウの木は川側にあって柵より向こう側にあつたと思います。ので、あそこに斜めに梯子を架けるのが非常に見えて危険だと、まあ町民の方がそれは私はやっているのをみたんですが、「危ないので気をつけてくださいね」という話をしたわけですが、まああのその大木だけではなくてその木がある立地条件によりましてはやはりあのプロの方をお願いして、やっぱり安全にあのやっていくような形を考えていただきたいと思ひますし、あのまたまあそのシーズンごとに定期的な管理をする中でやりきれないというところはやはり、そのまあ森林組合までいかなくても町内にはそういうあの庭師のような方がおられますので、そういう方を使って是非あの安全に綺麗な形の中で街路樹からまあ学校の木を管理していつていただきたいと思ひます。以上で一般質問を終わります。

議 長  
4番  
中村議員

4番 中村明美 議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。1、緊急情報から学校関係の連絡用メール配信システムとしても広く活用できる「地域安心安全メール」の導入をについて伺います。午前の質問においてもソーシャルメディアにおいて運用ポリシーの検討をしていくとの町サイドの答弁がありましたが、私は同じまあ情報といっても町民の側に立った目線での質問をさせていただきます。現代社会では携帯電話やスマートフォンはほとんどの人が持ち、連絡、情報収集などには必需品となっています。そこで先ごろメール機能を活用し住民の安心安全対策を先進的に行っている伊那市を視察してまいりました。そして町民のサービスにおいて町のメカニズムを有効に活用していく中で、安心安全メールシステムの導入を早急にすべきと感じ、この質問をいたします。伊那市の例を挙げながら進めてまいります。伊那市はこのシステム業務の目的は、情報利用者に使い勝手が良くまた配信が容易であること、システム構築の必要性としては3つ挙げられておりますが、1、自然

災害から市民を守るのは市の責務、2、緊急情報等の発信は防災無線による広報、単一的な方法だけでなく複数の方法で行い確実な周知を図る必要がある、3、現代社会においてメールの活用による情報の受信発信は市民のニーズに合わせた1つの有効な情報伝達手段であり、市民の安心安全のために活用される情報インフラ整備を行う必要がある、とあり、平成16年に国の実証実験に参加し伊那市地域情報共有システム、通称「伊那市安心安全のネットワーク」を構築、このシステムは緊急時メール配信を主とした運用を行っておりますが、現在では市におけるイベント情報の案内メール、小中学校では連絡メールの配信システムとして広く活用されています。私が注目した点はこの学校関係の連絡メールの配信にも活用しているということでございます。この世代の親御さん方は連絡のやりとりをメール配信で行うのが主流になってきており、このシステムを有効に活用していくべきと思うからです。同市では活用関係者や学校関係職員の手を煩わして本来の業務に支障がないようアクセスの問い合わせから登録、削除、通知用フォーマットの作成、個人情報など運用管理は全て危機管理課が一括して行っております。当町で言えば総務課になるかと思ひます。職員は連絡文書を作成しメールを配信するだけで、通常の業務は妨げになりません。また通知メールのアクセスは1世帯で何人でもでき、家族間で学校情報が見られること。家庭内のコミュニケーションが図れ、家庭の絆を深めることにも一役を果たすと考えられます。伊那市では導入時から年々登録者人口が増加、特に東日本の災害後から急増してきたこと、その結果、住民が市の情報や取り組みに関心を持ち理解も深まってきているということでした。当町においても午前中の質問でもありましたが、いいちゃんメールやインターネット配信により町の情報案内を行っております。アクセス状態はイマイチというように感じております。学校でも緊急メール配信システムがありますが、学校からの依頼により教育委員会が配信を行っております。配信にはワンクッションがあるのが現状です。また通信連絡の活用はなくですね、あくまでも緊急時のみとのことです。私の認識の範囲です。誤りや補足がありましたら後程教育長の方から付け加えていただければと思ひます。このようにせっかく導入したシステムをもっと有効に活用すべきではないでしょうか。学校関係においては教職員に負担をかけないこの安心安全メールシステムは緊急時以外の連絡メールに活用し、親御さんとの連絡強化、また子育て環境を支えてくださる地域の方々もアクセスできるので子どもたちが身近に感じられるのではないのでしょうか。地域ぐるみの健全育成でも大きな力につなげていけると考えます。教育長のお考えも伺いたいと思ひます。

大事なことはたとえ緊急メールシステムがあつたとしても、いざという災害時にスムーズに対応がなければ意味がないでしょう。そうならないためには日常の中でメールシステムを使いこなし、住民に使いやすいかを確認していくことは大変重要だと考えます。伊那市の例を挙げてきましたが、このシステム方式をプロポーザル方式というそうです。この方法は辰野町、箕輪町でも導入しているようです。構築金は国の交付金利用やシステムに盛り込む内容が異なりますので、内容は検討課題となりましょう。ただ当町も町民の安心安全をより迅速に確実に伝えるため時代の流れに沿った情報ツールとメール配信業務での支障を改善し、職員の作業効率を図るうえでも情報のインフラを整え充実させるインフラストラクチャが重要と考えます。安心安全メールシステム導入への考えを伺います。

町 長

それでは中村議員からは地域安心安全メールの導入システム構築ということのご質問を

いただいております。ご承知の通り町では現在総務課で配信をいたしております「いいちゃんメール」、それと教育委員会こども室で配信をいたしております学校・保育園の「緊急連絡メール」というのがございます。いいちゃんメールと学校・保育園の緊急連絡メールにつきましてはメール配信に関するシステムは無償ソフトであるこのメールディストリビューターというのをシステムを採用して使用しております。いいちゃんメールは一般向けで内容はお知らせ、それから緊急当番医、防災防犯、イベント情報などでございまして、現在登録者数が458名でございます。それから学校・保育園の緊急連絡メールは保育園、小・中学校向けで内容は保育園、学校に関する情報、緊急時の情報など登録者数が560名というふうになってございます。情報の発信につきましては定期的に行っているもの、随時あるいは不定期なものがそれぞれございます。現在の使用状況といたしましては先程もお話がありましたけれども、町の防災無線や、ページング放送による周知方法もございまして、発信の頻度につきましてはこれから更に登録者を増やしていくとともに活用の推進も図っていかねばならないというふうに感じております。そこでお話の情報インフラ整備を行い、情報利用者あるいは発信者が容易にこの通信可能なシステムの構築についてでありますけれども、まあ伊那市の実証実験の例をお話ございましたけれども、こうした形を町の飯島町の規模に置き換えて今このシステム導入をいたしますと、まあ財源的にはですね、そのシステム構築だけで約10,000,000かかります。それから毎年のいわゆる維持管理費、ランニングコストこれが2,200,000程というふうにまあ試算をされておるわけでございます、大変まあ多額なこの予算投入が必要であるということもございまして、従ってあの町といたしましては今後そうした面、これは時代の流れで避けて通れない課題であるというふうに感じておりますけれども、そうして検討を進めてはまいりますけれども、当面現段階では現在のシステムの更なる活用を図ることが一番というふうに考えておりますので、利用される方が1人でも増えることを望んでおりまして、中村議員はじめ町民の皆さん方が1人でも多くこの現在のシステム活用にご理解とご協力をいただきたいと、そんなことでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

教育長

それではあの教育委員会にも関わることでございますのでお答えを申し上げたいというふうに思っております。あの教育委員会の関係するいわゆる学校それから保育園への配信の関わることでございますけれども、保護者には年度当初こういうメール配信サービスがあるということを説明し、積極的に加入していただくようお願いをしてありまして、先程町長申し上げましたが、今年の3月31日現在の登録者数でございますが560人登録していただいております。新年度今年度につきましては加入をまだ未加入の方もおられるかもしれませんが総数はまだ把握してはございません。で内容についてはですね教育委員会からの学校、保育園に関する教育委員会からお願ひするものを随時行っておりますし、緊急時には学校や保育園に関する情報をその緊急時に提供し連絡をするという、そういうシステムであります。またあの健全育成の立場からあの子ども相互の情報ツールとしてはというそれに関わるようなお話がありましたけれども、あの以前から申し上げている通りですね、あの今積極的に子どもたちに携帯電話なり情報ツールを持たせるということは勧めておりませんし、近隣のつい最近もですね情報メールを使ったまあ学校職員の不祥事があったわけでありまして、あの子ども個人でその携帯を持っている子ども個人に個々に情報を流すというようなことはこれからも考えてはおりませんのでご理解いただきたいとい

うふうに思います。以上です。

中村議員

町長、教育長からご答弁をいただきました。実態等をお聞きしたわけですがけれども、確かにまあ今現状で飯島がやろうとすると10,000,000、また年間2,200,000という高額な費用がかかるということでございます。が方法はですね単純にこれで割り出すというだけではなく何か方法もちゃんとされることができるとはなにかというふうに思います。また教育長の方から内容の現状がありました。その緊急は学校からというふうに教育長今ご答弁されたんですけども、それは学校が直接メールを配信するというそのような理解でよろしいでしょうか。

教育長

学校からの要請に基づいて教育委員会から発信をしていくというそういう流れであります。

中村議員

それとですね情報ツールのことなんですけれども、まあそれ私の質問の方でお答えいただいたと思うんですけども、子どもに情報を流すというかそういう意味のことではなくして、もちろん対象者は大人という意味での質問でございます。それで続いてですね伊那市の例でもう一度申し上げますけれども、伊那市の登録内容には必須情報・火災、防災、防犯、選択情報・地域の情報、市からの情報、イベント情報、保育園や学校情報、とあります。必須情報以外は選択して情報を得ようになっており、住民のニーズを考慮してあると感じました。このシステムの良いところはなかなか進まない緊急情報メールが学校関係の連絡用メールを盛り込んだことにより、若い親御さんたちが町の情報や取り組み、災害に対する意識が高まります。ひいては町の責務の大きな一端である災害などから町民の生命財産を守るという役割に大いに貢献すると思われまして。先程、町の方でもまあメール発信をしているという内容でございますが、私の知るところでは本当に緊急時の時に発信するというふうに、まあ定期的に発信しているということはちょっと理解していなかったんですけども、その定期的に発信しているというのはどういう、もうちょっと詳しく知りたいんですけども。

総務課長

いいちゃんメールの場合は毎週月曜日にあのイベントの情報とか、それからまあ議会の関係についても今回流しておりますし、月曜日が更新日になってる状況です。

中村議員

分かりました。いいちゃんメールでの内容ということは分かりました。その一方的な情報提供ということも必要ですけども、やはり町民の生命財産を守るというためにその連絡メールというものがね、大いに役立つわけですけども、それがアクセス状況が低いとですねなかなかそれが住民に徹底できないという難点があります。で、伊那市のことになりますけれども、この学校関係の連絡メールシステムは保育園からスタートし、そして卒園児が小学校に入学したことで親御さんたちが学校にも連絡メールをしてほしいという要望があり学校に導入、その後中学校へと進んで現在では1つの中学校では連絡網を廃止したところもあるくらい普及しているということです。学校では全校に関する連絡内容は教頭先生から配信、学年連絡メールも頻繁ではありませんがお迎え、行事の変更、お礼など大変有効に活用されているということです。またこのシステム化は町の活性化にも繋がるというふうには私は考えます。それは子どもたちが中学校を卒業し高校に入学していくわけですが、その際にですね町の安心安全メールへのアクセスをするよう呼び掛け、町のイベント協力や参加の要請、若い知恵の結集等で飯島の発展を図っていくような取り組みが望めます。先頃の報道等によりまして今後災害告知に関する自治体責務が更に重くなるよう

です。是非住民の安心安全のためにこのような情報インフラ整備を行うことと、そしてまあ町では金額的なところでですねちょっと足踏みをしているようですけれども、まだまだそのインフラ整備が町の中には重複していてインフラ整備は整っていないように思います。また職員にも結構な負担がかかっているように思います。ですので先進的な自治体を視察しまあ導入できるのかどうなのか良い提案等がですねいただけるかもしれません。そのようなことでまずはそのようなことをもう一度ですね検討していつはどうかというふうに思いますが、町長、所感を伺います。

町長 まあ伊那市が実証実験の中で身近な学校教育部門でのスタートを切ったというふうには聞いておるわけですが、それを飯島に置き換えてすぐにインフラ整備をしていくとはひとつのこれからの課題だというふうに思いますので、まあ近くにそうした例がございますのでまたよくお聞きする中で、また庁舎内部で十分次のインフラ整備の課題として捉えて研究させていただきたいと思っております。

中村議員 ネット社会にあつて職員の専門的知識の向上は不可欠となります。まあできない理由を挙げるのはまあ簡単とかですかね、けれどもできるためにどんな困難を乗り越えればよいのかとかこう問い詰めてですね、住民の側になって勇氣ある対応をしていつていただきたいように思います。是非町民のために時代に沿った情報環境を整えて構築することを求めまして次の質問に移ります。

2つ目、子どもたちを健全育成するにあたり学校給食米を減農薬、減化学肥料に取り組んでいる飯島産の安全米に。この質問をする理由の1つは飯島町食育推進基本計画を子どもたちの取り組みから始めていることもあり、主食であるご飯を飯島の大地で育った親しみ湧く安全なお米を食べさせてあげたいと思うこと。2つ目は農業の自然共生栽培の促進を図るためです。ここでは主に稲作になりますが当町では農業農村活性化計画で昨年地域複合営農への道パートIVがスタート、飯島町の農業農村に元気が出る1,000ヘクタール自然共生農場づくりを目指す中で、自然共生栽培目標値130ヘクタールに対し、現況は74ヘクタールと目標の約半分程、年10ヘクタール増を目指していますがなかなか難しいようです。よって給食米を地元産で補うことは子どもたちの食育と自然共生栽培の推進力にもなると考えます。現在、学校給食米は給食センター関係者から伺ったところによると、年契約でJA上伊那から購入しており、麦混合で年約1.2トン、金額は10.5キログラム約3,000円とのことです。またJA上伊那に給食米の生産地を訪ねたところ学校給食用の米は駒ヶ根から南の学校へは主に駒ヶ根から南の生産米にするように努力をしているということです。ここで申し上げておきますけれども、決してJA上伊那米自体を悪く評価しているわけではありませんので誤解のないようお願いいたします。学校給食米が飯島産で賄えるか私なりに調べたところ、単純に給食に必要な米の量、精米などJA上伊那とほぼ同じ条件でできることがわかりました。最近、減農薬、無農薬、有機栽培を拡大している地域は増えており、ブランド品で売られているところもよく見ます。戦略には知恵とスピードが重要で後になって後悔のないようにしたいものです。そこで町の農業活性化の上でも減農薬有機栽培米を学校給食米にすることで、生産者も子どもたちの健全育成とあれば自然共生栽培への関心も高まり、推進も図れるのではないのでしょうか。稲作中心の当町では地元のお米を学校給食にしていこうではありませんか。町長、教育長のお考えを伺います。

教育長

それではあの学校給食米についてのご質問であります。今、議員の方で詳しくお話をさせていただいたことと重なる部分もありますがご承知いただきたいというふうに思っております。学校給食で使用する米につきましてはまず第一にですね供給の安定性、それから価格の面ということをまず踏まえて発注しているわけですが、これまで全てJA上伊那をお願いしてきたことはご指摘の通りであります。あの米の品種ごとに集積場所が決まっておりますので近隣の市町村の分についてもですね、今駒ヶ根南部というふうなお話がありましたように、同じ所に集めておりますのでまあ全て飯島産というわけではございませんけれども飯島産を含めた地元産の米を使っているというふうの理解ではあります。減農薬、減化学肥料の飯島産100%の米の供給となりますと、まあ現在の学校給食で今申し上げた米と比べて価格の面でどの程度差があるのか、まあ議員の調査によりますとそれほど差がないというふうなお話でありましたけれども、私どもも改めてこれにつきましては調査をしていきたいというふうに考えております。で、それによってですね場合によっては給食費の値上げも考えなくてはなりませんし、来年以降消費税の導入ということもありますから、保護者負担という面でも検討する余地があるかというふうに思っております。あの現在ではあの減農薬や化学肥料を使わない米作りが広まっているというお話でありましたが、まあ私どももですね安全と食味の良さが今、上伊那産米がそういう評価が高まっていいというふうなお声があるということをお聞きしておりますので、これまで通りまあ地元産をまあ飯島産を含めた駒ヶ根以南から南のですね米を中心としたお米を学校給食に提供していきたいというふうに思っておりますし、自然共生栽培による米飯用にすぐ転換するというところは考えておりませんが、いずれにしてもそういうメリットも含めてですね今後研究していきたいというふうに考えております。

町長

まああの確かにまあお米に限らずですね給食で使う食材全て地元産で地産地消の考え方で賄うことは非常にあの理想的で良い事だというふうに思いますし、また食育計画の考え方もそれに沿った形で是非一つあの関係者のご努力をいただきたいというまあ謳い方になっておるわけでございます。現実なかなかあの厳しいいろんなこの壁みたいなものもあるということで承知しております。それで特にあのお米につきましてはあのまあ地元の米、できれば無農薬、無肥料に近いこの自然共生のお米を全量使うことが好ましいわけですが、しかも飯島産全てというのが一番ベターだというふうに思いますが、そのことについてもなかなか難しい。それで今中村議員がこの飯島に限った米飯給食の資材供給は可能であるというふうに言われましたが、なかなかちょっと私どもの今までの検討課題の中では難しいと、あの当然入っておることもあるんですけども、その辺のところは誤解と考え方の差があつてはいけませんので、所管課長の方でちょっとその辺のシステムを説明申し上げてですね、何がどこでどういうふうだということをちょっとご理解いただけたらというふうに思います。

教育次長

米飯給食の関係、確かにあの地元産、地産地消で大事ということで教育長からも申し上げました通り、今のところJAでやっているという状況でございますが、学校給食の関係もいろいろ組合、学校給食組合という組合の方で一括してJAというお話も今現在やっているところで、あの給食会としてはそれぞれで検討をしているところでもありますのでそんな形で今はやっているという状況であります。以上でございます。

産業振興課長

ご質問のありました米の生産の関係ですけれども、自然共生栽培やはり面積が少ないと

ということで、どうしてもあのJAのサイロの関係で自然共生栽培も普通の栽培の米も一緒に処理しなければならないという状況があります。ですので、自然共生栽培のお米が学校給食に必ず行くということは今のところサイロの関係で保障ができないということであり、ただあの今後ですねそういったあの小ロットのお米につきましては、各地区の担い手法人の方で処理しながら、そういったあの自然共生栽培も学校給食に使ったり、あるいは特定の方に提供したりというようなそういった方法も検討しておりますのでよろしくお願いいたします。なお学校給食の関係の米の集配につきましては飯島産のお米を直接使うというのは学校給食組合の関係もありまして、今のところちょっとそちらとの調整も必要ですので難しいところがあります。今後あの組合との調整をしてみたいと思います。

中村議員

いろいろと難しい、できない内容諸々等をいろいろお聞きしましたけれども、まあJAにこだわったりとかですねそういうことをしないで、今のあるルールの中では難しいということがわかりました。でもまあ改革しようと思えば方法はあるのではないかとこのように感じます。我が国では福島原発の放射能問題以降、食品の安全が脅かされ、また輸入品などの食材不安など特に女性、中でも子どもの未来を考えるお母さん方は食の安全に関心が高まっています。自然の豊かさを自慢としている我が町です。飯島の農業を発展させ全国に安心安全な食材を届ける努力をすることは、飯島の責務と感じます。現在営農センターを中心に自然共生栽培の推進をしており、今後も4区の営農組合、また盛んな取り組みをしている地区担い手法人、今課長の方からもお話がありました4法人のご努力をいただき自然共生栽培での稲作を増やすよう進めていくことが大事ではないでしょうか。学校給食米を地元産で賄うとなると今教育長やいろいろと難しい点があるというふうに伺いました。そのようなことは私も本当に壁があるのではないかとこのように感じております。しかし味覚のですね発達の時期である子どもたちの脳裏に飯島の米の味、安全な味、美味しい味をですね脳に浸透させてあげ、地元を離れても故郷の味を愛し、健康な人生を歩んでもらうために、なお一層オーガニック栽培への推進と子どもの健全育成、食育推進の上で飯島米を給食に入れることを考えます。また地元産を給食米にすることは町の子育て支援の自慢の1つとし、子育て世代の定住促進に繋がると考えられます。単に学校給食というふうな捉え方ではなくしてですね、子育て支援または自然というものを町の自慢にしているわけですから、そういうものを全てこう網羅してですね、そして子どもたちの未来のために町が一丸となってこういう子育て支援をしていくということが、先ずこの自然共生栽培の取り組みではありますけれども、全てに共通するという考え方でJAとの交渉とかですね、この営農組合を通した中で、営農センターをですか、通した中でやっていくということを考えていくべきではないかと思いますが町長の所感を伺います。

町長

まああの今お話のようにあの地元の食材、とりわけお米についてはこの地元の飯島の米を子どもたちに食べて、大きく育ててほしいということは全く同じ気持ちでございます。あのいろいろ壁もあるようにお答えしておりますけれども、あの全部一度に一気にというわけにはいきませんが、と思っておりますが、あのいろんなやり方考え方等のお話し合いの中で徐々にでは可能ではないかというふうに思っておりますので、関係機関とまたいろいろとご相談やらお願いをして、少しでもそのグレードを上げていくように町としても給食センターのみならずですね、いろいろとまた地元の食材という面についての

中村議員

一層の促進を図っていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

きつとですねお米の生産者の方々もですね、また学校へ子どもさんを出している親御さんの中にもですね、この飯島町は稲作地帯であるにもかかわらず地元のお米を給食で食べさせられないのは残念だなあというふうに思われている方も、まあ私の聞く中でも時々あるんですけども、多いのではないかとこのように思います。是非子どもたちの、何度も申し上げますが、健全育成のためと当町が農業に活気とですね希望を生むためにこの課題に今後大いに努力されることを求めまして3番目の最後の質問に移ります。

感染者が急増している風疹への対応と妊娠初期の胎児を守るために、町は予防接種費助成をすべきでは。子育て支援やいろいろ予防接種、予防介護、予防医療等に関してですね、町は先進的に補助や助成を行っていることは大変に評価をいたします。今年に入って首都圏や近畿地方を中心に全国で風疹の流行が続いています。県内でも過去最多と県でも注意を呼びかけています。6月の梅雨から夏に最も感染率が高いということも今後大変心配されることです。風疹は大人になるほど症状が重くなり、妊娠初期に感染すると難聴や心臓病、重い障がいなどの先天性風疹症候群にかかった子どもも生まれる可能性があるということです。症状が軽い人は自覚症状がないまま他者へ伝染をさせてしまっている。当町での町民からの相談体制、感染状況の把握、予防ワクチン接種への啓発は、住民の不安と感染の拡大を防ぐために急がれる課題でしょう。町は未接種者への対応がどうか、またワクチン接種費は医療機関によって差があるようですが約5,000円と高額です。抗体反応を検査する費用も同額ぐらい掛かるので合わせると10,000円以上掛かります。対象者の中でも優先度の高い人に予防ワクチン接種費助成を行い、安心して出産等ができる環境を整えるべきと考えます。これは国、県への働き掛けも求めますが感染の拡大を危惧している他県や自治体では助成制度を整備したところもあります。子育て支援を重んじている高坂町長としてはこの予防接種費に関わる助成をですね避けて通るわけにはいかないなあと思われていることでしょうか。風疹の現対応と予防ワクチン接種費の助成への考えを伺います。

町長

3番目のご質問は、今あのだんだん急増しておるとこのように言われておりますこの風疹問題への取り組みでございます。該当者全員に一つこの検診をして風疹にかからないようにというようなご指摘も含めてでございます。大変あの最近この風疹の流行というのが毎日のように報道を目にする時代となりまして、まあ風疹は昔で言えば「3日疹」とも言われておる子どもが掛かると症状の軽い感染症でありますけれども、お話にございましたこの妊娠初期に初めて感染すると出生した赤ちゃんに心臓の障がい、難聴あるいは視力障がいが出る可能性があることの中、国の予防接種法では1970年代の末から中学校の2年生の女子に予防接種を始め、その後女子だけでは予防が不十分だということになりまして男子も対象にして、今では乳幼児と学童期に計2回定期の予防接種が行われております。風疹は1回感染すると生涯免疫ができますので、現在の対象者はかかっていない方、予防接種をしなかったために免疫がない方についての対応という形になってその方がまあ風疹が発生しておるとこのことだというふうに思います。それからまた現在、妊婦関係者に対する風疹予防についての町の対応といたしましては、結婚届を出された方へのパンフレットの配布、それから妊婦の皆様には母子手帳交付時の啓発、まあお知らせですね、それから妊婦検診の第1回の風疹抗体検査補助という形でまあ行っておるわ



けでございまして、その他まあ電話等相談につきましてはその方の妊娠などの状況をお聞きしながら本人に合ったその個々のお話を担当の方でさせていただいておるという取り組みをいたしております。加えてまあ当然のことながら町のホームページや広報や有線でこの周知活動を行っておるところでございます。そしてまあこの他あの風疹の予防接種につきましては、該当年齢者の定期予防接種として町が全額その費用を補助をしておるところでございますけれども、該当年齢で未接種のあるお子さまのご家庭には担当係から接種奨励の通知を出してきめ細かくまあ対応しておるということでございますが、そこで全てあのこうした方から漏れた、特にあの妊婦さんの問題でございますけれども、今もお話ありましたし、これまでもいろいろとあの機会あるごとに申し上げてまいりました。安心してまあ出産をいただくための妊娠初期の方を含めてですね、該当年齢外の風疹予防接種ワクチンの補助につきましては補助対象者の範囲、それからこの予防接種の実施をするこの医療機関との調整も必要でございます。それから補助方法などにつきまして検討をいたしまして、26年度の予算編成でこれを実施すべく今検討を始めておるところでございますので、そのようにご理解いただきたいというふうに思っております。

今、町長の方からこの風疹に対する、いろいろ感染に対する懸念等があり26年度からまあ検討したいということの答弁でございました。そうしますと今流行、流行というか伝染がしているわけですし、主に都会、都心部とか近畿地方の方で発生をしている。長野県でもまあ以前よりは増えてきているということなんですけれども、都心部に比べればまだ感染率は低いと思います。であのこれから地方の方に伝染してくるのではないかなあというふうに、すごい流行してくるのではないかなあというふうに大変危惧しているわけなんですよね。ですので、26年度とは言わずですね、例えば26年度の補正になるとしても遡って25年度のものも見ていくような形で26年度の補正のところでもまあ検討していくような方向でしていただきたいなというふうに思いますし、特にまあちょうど妊娠を希望されているような方々にはですね、対象者には早急に予防接種を受けるような本当に働きかけをしてほしいというふうに思います。国や県の方へもまあ党独自でも国の方へは要望を出しているわけですが、なかなか県や国はですね、はかばかしい結果が出てまいりませんので、まあ町はですね独自でも補正を組んでもですねこのような取り組みをしていただきたいと思いますが、そういう今後を見通してですね早めにこう繰り返した方がというのは、随時まあ変動的なのでしょうか。それとももう26年度からでなければという考えなのかその辺を伺いたいと思います。

まあこれについてはあの、これもそうですし、あのヒブワクチンなんかのこともそうなんです、なかなかあの県にも要望をして常にあの所管の県会の議員の現地視察等も上伊那へ毎年やってきて、いろんな面でそうしたあの保健予防の要請もするわけでありまして、なかなか現実として県は率先して予算措置を講じていただけないという繰り返しでございます。やむなくまあ町は単独でやってきて、その後まあ国なんか子宮頸がん等の予防施策の制度設計もようやくなされるようになってきたという例もあります。であのこの風疹の問題でございますが、今あの26年度の要綱設置に向けてというようなふうで申し上げておりますが、現場の方とのいろんなあれでその関係機関、医療機関との調整の問題やら実態調査の問題やら、まあ予算的にはそう大した予算ではないんですけども、いろいろあの現場の問題もあるということであつと安全的な一つの回答を申し上げた

んですが、確かにあの西の方から増えてきておるといふようなことも現実に聞いておりますのでね、できるだけ早く速やかにですね、あのできれば年度内も視野に入れて対応してみることも必要じゃないかと思っておりますので、ちょっと弾力的に考えさせていただきたいというふうに思います。

随時対応していくということで町も大変危機感を持っての対応をしていただけたということで大変評価したいと思います。またあのどうしても地方というかですね自治体になりますと、県とか国とかという動きにこうなってしまうんですけども、飯島町としては常に町長はそういう点は先進的にですね町民の健康・命を本当に第一に考えて取り組まれていることには大変敬意を表しますけれども、こういうことは少子化対策、病气予防対策は町が力を注いでいることであり、この風疹予防ワクチン接種費の助成はですねまさにその両方に当てはまると思います。是非とも町民を思う町長の誠実な心で安心安全なですね安心できる環境をなるべく早く整えることを求めまして質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開時刻を午後3時20分といたします。休憩。

午後 3時 1分 休憩

午後 3時20分 再開

休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

10番 折山 誠 議員

初日の最後の質問者となりました。新人議員で初めての一般質問でございます。どうぞよろしく願いいたします。私の一般質問でございますが、今後の飯島町が、町民のための町政運営を安定して継続していく上に外せない課題というふうに私が考えておりますうちの3つの項目に絞ってお尋ねをしてみたいです。で、私の質問の中心に据えている思いをご理解いただきたくて若干前置きをさせていただきます。平成25年度町の一般会計予算、これにつきましては今年度の地方交付税これを見ますと対前年比60,000,000円減の1,590,000,000円となっております。これは予算総額の36%余となっております。一方、町税1,086,000,000円これは予算総額の25%弱でございます。つまり飯島町は税収が少ない町、その分を交付税を当てにしているから町政運営をしていかなければならない、こういったまあ現実を目の前に見ながら、しかもその交付税額前年比で60,000,000減、これはまあ特別交付税も含めておりますのでいろんな諸事情があろうかと思いますが減少傾向には間違いなくあるんでしょう。また国の今の財政を見ておるとかなりこの先は交付税厳しい環境に置かれてくるのではないかとこういったあの現実と町は行政運営上向き合っているかと思っております。でそういった状況の中で飯島町が今後ともいかに自立をして町民の福利向上に向けた行財政運営を維持していくか、そのためにまちづくりをどういうふうに行っていくか、3項目の質問を通してまちづくりの議論を展開できればとそういうふう考えております。

では通告に従いまして順に質問をしてみたいです。項目1、高齢者、障がい者福祉の今後のあり方について質問要旨1-1に入ります。年々高齢化率が高まり、当該者の数も扶助費等経費の増加傾向にあると思われまます。現状と今後の見通しについて伺ってまいり

ます。先の新人議員研修の折に所管課の説明の中で、「当町では様々なまあ保健事業、予防事業、こういうことを積極的に行ってきた」と、「その結果給付費等の額、介護認定者の数や数の伸び、それから重症化、こういったものが抑止できる傾向がうかがえる」とそういう報告がございました。このことはあの財政的な視点で見るとこれは大変良いことだということなんです、それよりも多くの方がそのことによって健康的な生活をされ、あるいは様態の維持改善が図られている。そういったことが感じ取られまして、その報告を聞きながら私大変嬉しく感じたものでありますし、所管の皆さんにもそのようにお伝えをいたしました。しかしながら当町では年々確実に高齢化が進行しております。年を重ねれば重ねる程どこかここかに具合の悪いところが出てきます。また核家族化の進行、これもございまして、高齢者、障がい者の単独世帯、あるいは老老介護世帯、これ増えている傾向にあると思われるんですが、その結果、医療や介護を取り巻く環境や伴う町の財政負担、かなりこれ展望が厳しいものがあるのではないかとというふうに思いますが、その点について現状認識と今後の展望をお伺いいたします。

町 長

折山議員からは高齢者、障がい者福祉の今後のあり方、展望等につきまして、特にまあ年々高齢化率も上がりその該当者も扶助費等を経費の中心に増加傾向にあると、その現状と今後の見通しについてでございます。町の高齢者の状況は飯島町第6期の高齢者福祉計画、飯島町第5期の介護保険事業計画による平成24年度から26年度の計画予測は右肩上がりということになります。平成26年度介護保険事業の標準給付費は10億円を超える予測がなされております。計画策定年から町の人口は減少しておりますが、高齢者の状況は65歳以上、75歳以上、100歳以上といずれも増加傾向にあるわけでありまして、標準介護の給付費の平成24年度給付額は9億1,000万円となりました。今後増加が予測されます介護給付費であります、高齢者福祉事業や介護予防事業によりまして直接的なこの給付費の減少に努めてまいりたいというふうに、様々な介護予防施策等をはじめとして取り組みをしておるところでございます。また障がい者の状況につきましては身体障がい者手帳の交付者数は横ばいということ。それから知的な障がいをお持ちの皆さんに交付する療育手帳の交付者数は増加傾向であるということ、それから精神的な障害をお持ちの皆さんを対象とする障がい者保健福祉手帳の交付者数は微増傾向というふうになっております。そこでまあ障がい者福祉サービス等の支出の状況でございますが、平成24年度の支出額は166,000,000円余りとなっておりまして、前年度と比べて25,000,000円余りの増加ということになります。増加率も18%となりました。日中の居場所と働く場所を求められていた皆さんがこれらのサービスを提供する事業所が充実してきたことによりまして、それぞれまあ事業を開始され、その施設入所利用をしておることが1つの大きな原因ともなっております。また本年の4月からの法律改正に伴いまして、いわゆる難病患者の皆さんも障がい福祉サービスを利用することが可能となりました。そうしたことも含めて今後これらの皆さんのサービス利用も見込んでいく必要があるという考え方でございます。今後の見通し現状分析はそんな状況でございます。

折山議員

お伺いをいたしました。対象者も額も増加を見込んでいかなければならない厳しい現実が目の前にあるというふうにご理解をいたしました。質問要旨1-2に移ります。あのいろんなまあ考え方はあろうかと思うんですが、障がい者、高齢者、まあいろんな、私自身でもいいんですが、究極の福祉は何だろう、どうするのが究極の福祉なんだろうとよく考

えることがあります。私自身はどういうふうに終わりを迎えていったらいいんだろう、そんなようなことを考える時があります。まあ人によって生き方の価値観から家庭の環境、ご近所付き合い、あのいろいろ異なると思いますのでそれぞれかと思いますが、一般的な考え方の中ではまあ人生の秋の季節というふうに申し上げた方がいいかと思いますが、終期を迎えた皆さんがその段階から見知らぬ土地だとか全く知らない人たちのいるまあ施設へ入っていくってということは、やはりあの多くの方は望まないのではないかと考えるものであります。で、究極の福祉という言葉がいいかどうかはさておいて、まあそういったものの一面には在宅で最後まで生きていきたいといった願いがあるのではないかなというふうに思いますが町長ご見解は。

町 長

高齢者やまあ障がいをお持ちの皆さん方が最終的にはやはり可能な限り自分の住み慣れた、まあ家族がいる、いない、いろいろあるわけでありましてけれども、そうした家族と一緒にこう看取られながら生涯を過ごしていくということが、やはりあの究極という言葉が使われましてけれども、私も全くその通りであり同感だというふうに思っております。これはあのいろんなアンケートの結果でもそう出ておりますし、それからあの伊那福祉協会の監査の業務を承っておりますけれども、各施設の入所しておる方それぞれがですねやっぱりそうした考え方が一番多い、まあただいろんなやむを得ぬ事情で施設にお世話になっておるということが窺えるわけでありまして。そうしたことからそのことは全く同感だというふうに私も思っております。そこであの現在飯島町の介護保険の標準給付費のうち約63%の割合で在宅での介護サービスが利用されておるということでございます。半分より少しまあ在宅の方が町の現状は多いと、これはあの大体どこの市町村もそうした傾向に半分以上占めておるということであります、で、障がいをお持ちの方につきましては在宅での生活がやはり基本だということになっておりまして、国の政策によりまして入所施設での生活から地域での生活に移行する、いわゆる地域生活移行が現在国も推進をしておるといふ捉え方でございます。できるだけまあ住み慣れた地域や自宅で生活することはご本人や家族の希望でもあるというふうに今申し上げたとおりでございます。そのためにそれぞれのサービス事業としましてはデイサービスの事業、それからショートステイの福祉施設を活用しながら在宅での生活をする事業、それから暮らしやすい環境を整えるために住宅の改修や福祉用具の給付を介護保険や障がい者福祉それぞれの制度を使っただいて支援しておる事業等々がございまして、で、高齢者の皆さんを対象とする事業といたしましては、これ以外にも在宅支援事業であります生きがいデイサービスや生活支援事業、そして独り暮らしの高齢者が安心して生活できるような緊急通報システムの事業や、前に出ておりました福祉タクシーの交付事業なども併せてまあ実施をしておる状況でございます。それからまた在宅で介護をしておられるご家族の方に対しましては家族介護用品の給付事業や家族介護者への交流事業、介護慰労金のまあわずかではありますが給付事業などを重ね合わせて実施をしておる状況でございます。第5次総合計画の町の将来像実現のための8つの進むべき方向の1つであります「みんなが支え合う福祉のまちづくり」の目標である高齢者や障がい者など、一般町民の皆さん一人一人が心を通わせて地域全体で助け合うことで、住み慣れた家で地域の一員としてできるだけ健康で生き生きと安心して暮らすことができる福祉のまちづくりが原点だろうというふうに思っておりますので、今後ともそうした施策を進めてまいりたいというふうに思っております。

折山議員

ご丁寧な答弁をいただきました。ちょっと時間を押してきてしまいましたので、ちょっと私の方のちょっと質問の方を若干割愛いたしますが、今のはまあお話の中で飯島町のあの例えば高齢者の1人当たりの医療費年齢換算にしますと低いところとかなり推移をしていると思います。これは保険料にも表れてきていると思いますが、まあその背景には今町長申し上げられて見えた在宅支援だとか医療環境の整備、こういったものに取り組みられているその結果であるのかなということで、飯島町町民であることを今嬉しく感じておりますのでまあ引き続き努力をしていただければと思います。

さて先程あの各所管のヒアリングの中であのその担当部署の話を申し上げたんですが、これ一言で申し上げますと、今度は財政的観点で見えますと、その部署が一生懸命保健事業、予防、こういったものを取り組んできた結果、飯島町の一般財源の歳出を抑えたというふうに数字としては表れてくるはずでございます。いわばいわゆる保健事業を実施するには一方ではこれはやればやるほど、先程のあの同僚議員からも質問がありましたが、予防接種いろんなまああの取り組みがあろうかと思いますが、やればやるほど経費は拡大するわけですが、一方ではその結果医療費を抑止できるという重症化を防げれるというメリットもあるわけでございます。従いまして効果ある事業の見極め、それと展開、時期、こういったものは常に行政に求められていて、財政的な有利なことも一方では頭に置きながらの事業をしていかなければならないんだというふうに考えます。そこで大事なのが先程申し上げました、本人も望む、町にとっても財政的なメリットがある、入所から自立へ、ここに向けた支援事業、町長お答えをいただいておりますが、もう一言だけあのお声をいただきたいと思うんですが。自立支援事業の展開とその結果の財政効果、一言で町長どのようにお受け止めになっていらっしゃるでしょうか。

町長

ちょっとこれあのなかなか一言で申し上げるという内容ではないんですけども、あの介護保険で自宅介護のサービスを利用しておるこの割合というのが63%、まあ半分少し上ということで、その100%の裏返し施設入所サービスになるわけで、ただあのそれぞれ1人当たりにかかる給付経費等を見ますと、これはもう逆でありまして、格段に施設入所にかかる公費負担というものの方が当然のことながら施設運営も含めて多いわけでありまして、逆転するという形になっております。そのことが折山議員言われるように、まあこれ財政負担あってその仕組みをどうするこうするということとはちょっとまた別ですけども結果としてそうなるということでもありますから、その辺もあの担当の方でよく分析をして介護保険計画3年に一度立てるわけでもありますから、所管の課長の方でこれもまあ一言になるかどうかわかりませんが、ちょっと説明させていただきたいと思います。

健康福祉課長

それでは高齢者福祉の関係についてまず申し上げたいと思いますが、介護保険の特別会計における第5期の介護保険事業計画、24年から始まっておりまして、24年度の分が数値が出てきたという状況でございます。これを計画と実際とを比べてみますと、その計画値を下回ることができてございます。まだまだ十分とは言いませんけれども、まあ地道に事業展開しております介護予防の効果も一部あるのではないかとというように自己分析しているところでございます。ただご質問のようにあの財政的見地のみで考えた場合、今町長から答弁ありましたように、在宅の方が圧倒的に介護サービス費は安いわけでございます。まあ23年度の結果でいきますと約半分ぐらいで済んでいるという状況でございます。

ので、在宅の志向が強くなればその分介護サービス費の給付は減っていくということになるかと思いますが、ただあの在宅での生活が困難な方も大勢いらっしゃるようになって思っております。特にあの特別養護老人ホームは現在上伊那管内の施設の増床計画などが対応されておりまして、だんだんにあの待機者も減ってきている状況ではありますが、まだまだあの皆さんが希望されている皆さん全員入れるような状況にはないという状況であることからすると、施設を希望されている方も多いような環境にいられる方が多いんじゃないかというように分析しているところでございます。まあいずれにいたしましても住民の皆様が元気でおられることがまあ財政負担を軽減できる一番の方策でございますので、その予防事業の推進を図ってまいりたいというように考えております。またあの障がい者の福祉施設につきましては先程申し上げましたとおり在宅生活が基本であることでございます。また国の施策により地域への移行が進んできているというように町長から答弁があったとおりでございます。個々に対します費用面での変動は比較的少ないものというように障がい者の関係ではみているところでございます。以上でございます。

折山議員

あのまあ数字に表れているとおりまあ日々の保健予防、保健事業、介護予防、こういったものの成果がまあ順調に表れている、そういったまあお話でありますし、まあ結果として入所と在宅では費用も半額といったようなそういったあの効果もあるよということで、先程来申し上げておりますとおり、まあ本人が望むのであればその望みに従ってできるだけ在宅支援していくことが、福祉の観点からもいいし、財政的な視点からもメリットがあるよということを、共にまあ町も私も今認識できたのかなあというふうに思います。

質問要旨1-4に移ってまいります。そこで高齢者や障がい者の皆様、まあその他の皆様もいらっしゃるわけですが、自立支援これはまあ在宅の様々な支援これが進めていくことが良いという共通認識に至ったわけでもありますので申し上げますが、その柱として大事なのは1次医療、この町内の医療環境の確保と充実、それから日用品等買い物環境整備、方が一の折の安全と安心確保、ご近所との交流、ふれあい、こういったようなことなどが考えられるわけですが、先程も同僚議員の中から昔の医療環境の話が出ました。私もそういうふうに思います。昭和伊南総合病院を核として町内ほぼ全地区に開院をされていて、中のお医者さんは往診を主体に夜でも昼でも出向かれた。その結果、20数年前には高齢者1人当たりの老人医療費、年齢補正をかけますと、3,000市町村くらい当時あったかと思いますが、ベスト10、低い方から10番以内、こんなような時代もあったわけでもあります。これは振り返ってみるとどうもそういった1次医療の体制が十分にできて、在宅で皆さんお過ごしいただける環境があったのかなと、また隣近所にも買い物に行ける環境があり、そのことでまあ在宅が可能だったのかなとそんなふうに思っているところでございます。で、現下の町の状況を考えますとやはり町内医師の確保対策、これは先程あの同僚議員から不安という部分が出まして、まあコスモ跡地のことでちょっと安堵したという発言もございましたが、もうちょっと将来を見据えるとやっぱり町内医師確保対策の強化、これを今からかなり本腰を入れて取り組んでいかないとなかなか厳しい環境になってくるのかな、それから買い物、この環境がだいぶあの膝を飯島の皆さんは農業で無理をされております。やっぱり関節がかなりあの悪いという方が多いように思います。私の周りにもかなりそうです。と歩行がなかなか厳しくて歩いてなかなか買い物に行けない、自転車に乗れない、こういったようなことが出てくると思いますと、その2点が必要かなと

いうことで、まあこの項の狙いに入っただけですが、いわゆる買い物支援を目的とした福祉を目的とした移動購買車の早期運行、これを町長に求めたいと思いますがご見解はいかがですか。

町 長

次のご質問の2つの件につきましては、今まさにまあ飯島町がこの大変まあ深刻な課題として捉えていかなきゃならない、また捉えておるこの課題の2つだというふうに集約されているというふうにも思います。まあ1次医療、1次医療といわず2次医療、3次医療もそうでございますけれども、医師確保対策これはもう前々から大変深刻な状況が全国的にまあ続いている。お陰様でまあ昭和総合病院につきましてはあの診療科目一時閉鎖した部分も復活したりして、数名でありますけれども医師の方も増えてきておるというようなことで、概ねまあ救急救命医療も含めて支障なくまあ回っておるということで、大変あのありがたく思っておりますが、町内の1次医療の開業医の先生、ここしばらくずっとまあ高仲先生はじめ減少してきておるということで、最近はまだ平沢先生ということになりまして、その分をまあ既存のお医者さんの皆さんで頑張っておっていただくわけでありませうけれども、確かに今から何とかしていかなければならない、中には高齢の先生もおられますので、ということであの現在もいろんな情報を、こう伝手を頼りながらも含めてですねやっておりますので、なかなかすぐ今日明日というわけにもいかない問題でありますけれども、引き続いておっしゃるまでもなく対応していきたいし、またやっているとところをご理解いただきたいというふうに思っております。

それからもう1つのその課題が、買い物をするまあ手立てがないと、また場所もないというような、減ってきておるといようなことに絡んで、まあ折山議員の方では自立支援を目的としての移動購買車というような考え方にあるわけでございますけれども、まあ一般の購買客も含めてになるかと思いますが、町ではあの先にいわゆる町の振興公社、これはあの現在のまちづくりセンターいいじまでございますけれども、取り組みの検討をいたしましていろいろとまあ模索をして経過がございます。まあ結果として今現在ではこの適切な適用補助のものがなくて、設備投資を含めた、が、補助が得られなかったというようなこと、それから頼りにしておりましたこの機関のスーパー経営の方が廃業をしたというようなちょっと入り口のところで頓挫してしまった経過もございまして、現在のところそのことが実現できておりません。従ってあの是非このことは私も今後もし是非必要だというふうに思っております。1つ動きとして今JA上伊那さんがアンケート等を実施をする中で、要望を聞きながら事業展開を今検討されておるという事実がございます。それから他の民間事業者も検討試行段階に入っておると、部分的ではありますけれどもそうした動きもあるわけございまして、まあこうしたことからあの高齢者、障がい者が生きがいをもって今お話があるような生活づくりをすることができる環境づくりのためにも、移動購買車事業につきましては必要だというふうに思っております。でその場合やはりあの行政が全てそのことを運営から抱え込んでやるということではなくてですね、いろいろまあ反省の上にも立ちながら、やはりあの民間のノウハウといいますか民間活力の活用によって事業展開が望ましいんじゃないかというふうに、そうした現在の動きを見ておりましたもそういうふう実際に思うわけでありまして、で町のまあスタンスとしてはこうしたことをできるだけまあ助長、支援するような制度、取り組みというものを一緒になって考えていくことが必要ではないかというふうな考え方で今現在私としてはおります。従ってまたご

意見を聞きながら今のある動きの当事者の皆さん方ともお話し合いを進める中で、決してあの町は横を向いておるわけにはいかない問題だというふうに思っておりますので、そんなことであの取り組みをしてまいりますのでご理解をいただきたいなというふうに思っております。

折山議員

必要だと思っただけだということであま求めるのは早期の実施、それから直営でなくてよろしいかと思っております。JAであれ、他の民間であれ、まちづくりセンターであれ、他の福祉事業を委託している社会福祉協議会であれ、申し上げたいのは経費を投じて在宅支援という形の中での支援は是非あの予算化をされて、早期の購買車の運行補助金があるなしにかかわらず実現できるように求めるものでございます。

質問要旨1-5に移ってまいります。定例会初日に旧保健センター跡地に建設される施設、飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定案件の提出がございまして、社会福祉法人「親愛の里」さんが指定管理者として全会一致で可決をされたところでございます。知的障がい者等の自立支援について旧保健センター跡地に建設されるこの施設、どのように活用する計画かということをお尋ねしたいわけなんです、また現在あの知的並びに精神障がい、こういった皆様を主な対象として町の社会福祉協議会の方で地域自立支援事業所「こまくさ園」、それから地域活動支援センター「やすらぎ」、こういったものを運営しておるわけでございますが、そことの関わりはどのようになのかこういったところをちょっとご答弁をお願いします。

町 長

今年度建設を予定しております高齢者障がい者交流センター、保健センターの跡にまあ2階建てで建物を建築する予定で今現在進めております。これはあのお話にございましたように指定管理者制度を導入いたしまして、過日議会の初日に社会福祉法人の「親愛の里」に指定管理を決定をいただいたところでございます。で、障がい者地域活動支援センターの業務としては、障がいをお持ちの皆さんの日中の居場所づくり、これの提供や支援に関わる相談に対応していくことになっております。先進事例もいろいろあるわけでございますけれども、今現在社会福祉協議会が経営をしております施設につきましても、これに併合をしてまあ指定管理いただくという形でやっております、ただその場合にもあの町の大きい福祉のこの枠組みの一環という形の中でございまして、今まであの社協が培ってきたいろんなノウハウもこの「親愛の里」と十分連携、意見交換をしていただいて、この飯島の形に合った一つのやり方とそれから運営についてもまあひとつできるだけ、決してあの業績重視だけでなくでですね、町の形に合った形でまあ運営していただきたいと思いますということで、町も含めて社協も含めてひとつの連携体制というものをとっていき

折山議員

あのそういったことかと思っております。あの知的・精神の障がいをお持ちの皆さんの自立する支援っていうのはあの町内外にあるわけでございますが、そこに通う皆さん当然のことながら一人だけでそこに過ごすわけではございません。お互いに関わり合いながらということになります。そうしますと性別、年齢、障がいの有り様、こういったことで誰もが同時に同じ施設へというような考え方は成り立たないように思います。従いまして町内完結型で全てを飯島町内であることは無理かと思っております。で今町長の方からもお話がありました通り、いくつかのやっぱり町内外を問わずそういった施設ができて、利用する側がそれを選んで自分の向きに合った施設を利用できる、そういった環境作りが大事なのかなと

思いますのでまあ是非近隣市町村とも力を合わせながら、障がいをお持ちの皆様、特にあのそれを支えているご家族の皆様が年々高齢化を進めております。子どもさんの将来に不安を持っております。何とかまあそういう不安を取り除いてあげるためにもちょっとそういった施設、飯島だけの力を尽くすのではなくて、民間の皆様、近隣市町村とも力を合わせながら是非そういった環境の整備に尽力をいただきたいなあということを申し上げまして次の項目に移ってまいります。

質問事項2に移ります。ちょっと取り急ぎで割愛しながら申し上げてまいります。昨年10月11日「いいじま手打ち蕎麦の会」が発足をいたしました。各地区ごとに支部を有しまして総勢70名余という組織で活発に現在活動しているところでございます。町も関わっての設立でございますので細かいことは割愛しても十分ご承知いただいております。先にあの鳥羽の交流ということで皆さん行かれて向こうで蕎麦を交流会場へ出した、皆さんに本当に喜んでいただいた、鳥羽の皆さんばかりでなくて飯島の皆さんにも喜んでいただいたと、私もお手伝いをしながら厨房にいまして一段落したところで仲居さんに厨房へ来ていただいて仲居さんに振る舞ったんですね、そしたら皆「美味しい美味しい」と言って食べるんですね。ところがある若い1人の仲居さんは「幸せだ」というようなことをポツとつぶやかれて、思わず感動して、ずっとその言葉が耳の中にこびりついております。といったことで人を幸せにする食材であるこの蕎麦、県内の信州蕎麦のほぼ全ての種が飯島で生産しているということ、それから蕎麦の粉にする食にする部分も多く生産している、この現実の中から、これからですね飯島町が「蕎麦の里」を標榜していくには資格は十分だと思うんです。十分町は売り出していけるというふうに考えます。で何点かの所見を町長に伺ってまいります。こういった蕎麦の会が一生懸命活動してございます。この会と地域振興、こういった視点で協働ってできるかと思うんですがどのようにお考えでしょうか。

町長 次に「いいじま手打ち蕎麦の会」がまあ発足をいたしまして、これに関わるまあ地域振興としての協働、役割ということでございまして、71人からなる会員で構成をされまして発足をしたこの「いいじま手打ち蕎麦の会」、私も町自体も大変期待をいたしております。非常にあの考え方が発想が独創的でロマンあふれるまあひとつの考え方を基本に持つてのまあ発足ということで、大変うれしく思っておるわけでございますので、是非ひとつまた飯島の協働のまちづくりはもちろんでありますけれども、この蕎麦の原点が本郷にもあるというようなことの中で、街の発信にも大いにひとつお力添えをいただきたいということでございまして、もうすでにあの鳥羽のイベントなんかにも出席をさせていただいております。いろいろ申し上げて期待をしておりますので、できればゆくゆくはこの手打ち蕎麦の会直営店をひとつ町内のところへ開設いただくくらいの意気込みでひとつやっていたきたいなと思っております。

折山議員 あこの後の項目もそうなんですが、厳しい財政状況の中で力になるのは住民協働のこの部分であろうかと思えます。いかに協働ということをまちづくりの基本に置いて進めていか、この部分で町長大いに期待をされている直営店までというようなお話の中で、まあ是非それに応じたまああの協働体制をとっていただければと思います。ちょっと大事なことでございますのでまあ是非これまあ町長、教育長どちらでも結構なんですが、会員の中にですね、あ、質問要旨2-2へ移ります、学校給食を通じての食育の協働についてで

すが、いわゆる学校給食を通じて生徒・児童の皆さんに会員の打った蕎麦を提供して、素晴らしい食材と文化がこの町にあるんだということを次代を担う、その皆さんに是非再発見をしてもらいたい。故郷飯島町を誇りに思うようにしてもらいたい。そう願う会員が多数おります。この思いをなんとか実現させたいと思うんですがいかがでしょうか。

教育長

あの午前中、それから先程も学校給食に関する討議をしていただいたわけでありましてけれども、あの今、蕎麦を学校給食にというご提案がありましたが、まあアレルギーの問題から現在のところ学校給食にはやっぱりハードルが高いといえますか、まああの蕎麦以外にもですねクルミやナッツ類、併せて提供しておりません。あの蕎麦アレルギーのないあるいは心配のない、そういう学級においてはですね過去には総合学習等で蕎麦打ち体験をしたこともありましてから、まあ学校給食を離れて学習の取り組みとしてまあ蕎麦についての蕎麦打ちの会との連携は可能ではないかなというふうに思っております。あの議員ご提案のところでもまあ故郷のという話もありました。私も全く考えを同じ部分的にはするわけでありまして、まあ郷土の学習の発展としてまあ地元を考えるという学習として、飯島の蕎麦について学ぶということは意義があることでありますので、まあこれにつきましては是非、蕎麦打ちの会の皆様方からまあ子どもたちに働きかけていただいたりして動機付けを与えていただければ、これは有効な学習になるのではないかなというふうに思っております。と申しますのはあの蕎麦以外にもですね、ジャガイモ掘り等々のその体験を通じた地元の学習をしたという昨年の経緯もありますので、是非そういう会の皆さんから子どもたちに働きかけをしていただければというふうに思っております。以上です。

折山議員

教育長から今はそういったことはできないというふうにお伺いいたしましたが、10数名のアレルギーの皆さんも通常給食の中では別メニューでと先ほどご報告がございました。今はできないかもしれませんがちょっと十分検討していただいて、その日も別メニューにさせていただく、アレルギーを持ったお子さんもやはりそのアレルギーがまん延している社会の中で生きていかなければならないんで、両方の教育という視点にもなるかと思えますので、まあ是非今後の検討課題という余地は残しておいていただきたいと思えます。

質問要旨2-3、これにつきましては割愛をさせていただきます。時間の都合で。

質問要旨2-4、他都市交流、これにつきましても先程来まあ交流の実績ございまして、町長も会と協働しながら是非進んで町おこしもしていくというご答弁いただいておりますので、前向きなご答弁をいただいたということで2-4についても割愛をしております。

2-5、時間が、次の項目に移りたいもんですから端的にお願いをしたいと思います。そばの里づくりを行政主導の協働、行政の方は「そばの里いいじま」というような看板設置、対外的なパンフレット作成、こういったイメージ戦略を行政側で主導をし、内側を蕎麦の会で下支えをしていく、こういった形の中で協働を進めながらそばの里づくりを全町的に展開をしていきたい、そういうふうに考えるわけなんです、一言でそんなようなことはOKかNOかお考えをお願いしたいと思います。

町長

長野県下の蕎麦の種子のほとんど100%に近いものが本郷で生産という、これだけでも1つインパクトはあるわけでありまして、従ってあの蕎麦、これをひとつの町のブランド化の1つとして売っていかない手はないというふうに思っておりますので、このことはやはりあの産業振興の面や住民協働やそれから観光情報の発信と、それからそのことによって町へ来ていただく。いろんな作戦の中でですね町ができることはひとつ協力してやっ

折山議員

ていきたいと、是非ひとつあの前向きな蕎麦の会の一つの取り組みをお願いしていきたいというふうに思っております。

共々に力を合わせて良いまちづくりをできればと思います。また予算関係のところから予算措置要望のありました時には今のお言葉のとおり前向きなまあ措置をお願いできればと思います。会が発足して半年、これまで会員の皆さんの純粹、素朴、そういった取り組み、想いっていうものを間近で見えてまいりまして、まあこの里づくりが会と町だけでなく町民の皆さんにも受け入れられながら全町的な取り組みになることを願いまして質問項目3、最後の項目に移ってまいります。

これはあの住民協働団体の立ち上げ、並びに育成支援、これについて時間がございませんので一括して伺ってまいります。町内にはあの多くの住民協働団体がございます。図書館にもあります。社協にもあります。建設関係にもある。いろんな団体の皆さんに支えていただいて行政の多くの分野をそこで担っていただいております。その1つに「飯島・中川薪ストーブの会」という任意団体がございます。この会はこの支障木等の伐採、それを薪に替えるこういった取り組みをして、いわゆる依頼に基づいて原則無償で伐採をしているところでございます。で、活動範囲は飯島町、中川村、会員は飯島・中川の住民総勢20名余でございます。この3月までは町の委託に応じて日向沢の右岸の支障木を切っておりました。結果、3月末まで、今農繁期に入りまして交通量も多くなってきましたので作業を中断してございますが、あの通行車両の皆さんから中川の方、地元の方、風雪による倒木の心配が少なくなったよということで喜んでいただいております。この会員の皆さんの半数位が他県からの移住者です。この皆さんはこの自然環境にあこがれて移住して見えているということもあまして、薪が欲しくて会に入っているのではなくて、この自然環境を大切に考えていきたい、こういう思いの人たちが多いわけでございます。で、その皆さんが地元からこう感謝をされるともっと喜んでもらいたいという思いにやっぱり繋がっているわけでありまして、結果、もう少し事業を拡大していきたい、先程あの校庭の支障木の話もございましたが、あれはあのチルホール2台持って安全を確保しながらやっておる状況でございますので、例えばそういったようなことの住民協働の対応、こういったことにも力を注いでいくということでNPO法人の設立に向けた検討をその皆さん始めております。で、質問要旨3-1、質問要旨3-2、一括してお伺いしてまいります。例えば、この団体が今財政難でなかなか里山にしる山林の間伐、引き出し、こういったものにも苦慮しているところだと思います。こういったような所の協働へ昇華出来ないのかなというようなことを考えたときに、やはりこういう団体を育てあげるということは将来必ず町の力になってくるのではないかと、そういった意味でいわゆる活動支援これも大事ではないのかなと思ひまして、NPO法人の設立に当たり例えば申請書の作成等ご支援をする考えはあるのかどうか、またあの質問要旨3-2ではNPO法人を作りますと税金がかかってきますその団体に。先程申し上げましたみたいに公益的な事業がほとんどでございますので収益がありません。そうするとNPO法人をしようとしても町税、県税がかかってまいりますとちょっとその意欲が削がれてしまうわけでありまして。個人に関わる負担があるということで。でまあ町にも減免の制度があるのかなのか、あるとするならばそういった制度をこういう任意団体を育成していくという意味でそういった制度を十分PRをされながら、育てあげていくというそういうお考えはないのかどうか。

町 長

またその減免というものを適用を積極的にしていただくと、そういった結果、この町にNPO団体がうんと増えているんな分野を担っていただければ、そういったような取り組みについてはいかがお考えでしょうか。

最後の質問でありますこの薪の利活用、このNPOとしての組織立ち上げを今研究しておるということに関連して、NPOに対する支援制度の問題でございます。ご承知かと思ひますけれども、町もこれまであのNPOを中心として新たにこの住民協働、そうしたことを含めましてですねこの団体の設立を考えておられる方に対して、いろんな相談は元よりでございます。それから地域づくりあるいは地域おこし、まちづくり団体での活動に對しまして広い意味からこの飯島町協働のまちづくり推進事業の補助金制度というものがございまして、これまでも具体的にいくつかの団体に支援を補助金交付という形でしてきておりますので、今度のその薪利活用につきましてもそうしたあの考え方で取り組んでいただけて結構だというふうに思っておりますし、特にこの薪の問題につきましてもあの間伐の問題も含めて、あるいはいろんな支障木の問題も町の随所にあるわけでありまして、マツクイムシの沿道の問題、伐倒の問題もありまして是非できればこれはあのご協力をいただけて、この薪のバイオマス、あるいはこの材木利用の発電ということまでいろいろ夢は派生するわけでございますけれども、そうした意味で大変あのありがたい取り組みではないかというふうに思ひますので、是非その関係者の皆さん方に研究をしていただくようお願いしたいということと同時に、この法人の設立に対する直接の費用対象にいわゆる企業、事業を起すという観点の中から、補助金の制度もございましてひとつご活用いただければというふうに思っております。それからあのこれに対するあの町民税の均等割等の軽減の問題も付いて回るわけでありまして、これもあの具体的に事例がもう既にあるわけでございます。その辺の考え方を担当課長の方から説明申し上げてお答えとさせていただきますと思います。

住民税務課長

それではあの法人町民税の均等割につきましてもご答弁させていただきますと思います。現在あの町の税条例の中に減免の規定がございます。ただしこれにつきましては減免申請を出していただいた場合にというふうになってございますので、なかなか新しい団体が全部周知していただくということは難しいかなというふうに思っております。この規定を現在適用しているのは件数は1件でございます。特にあの申請でございますので、法人町民税等申告書をこちらから送付する際にそういうような情報も一緒に同封させていただいて、制度の趣旨を理解していただき有効に活用していただけるようなそんな支援を考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

折山議員

あのまあ先程申し上げましたみたいに将来の飯島を支えていく団体が1つでも多く立ち上がっていくことは、財政難の折の行政の助けになるかと思ひますので、まあ是非積極的に足腰の強い行政基盤構築のため数多くの協働団体の育成、協働分野の拡大、町を挙げて取り組んでいただけることを求めまして私の一般質問を終わります。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時10分 散会

平成25年6月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年6月11日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

本多 昇  
堀内克美  
三浦寿美子  
竹沢秀幸  
浜田 稔

○出席議員（12名）

1番 北沢正文	2番 坂本紀子
3番 本多 昇	4番 中村明美
5番 浜田 稔	6番 久保島 巖
7番 橋場みどり	8番 竹沢秀幸
9番 三浦寿美子	10番 折山 誠
11番 堀内克美	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮沢卓美
議会事務局書記	市村晶子

## 本会議再開

開 議 平成25年6月11日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 一般質問を行います。  
通告順に質問を許します。  
3番 本多 昇 議員

3番 本多議員 おはようございます。新人3番目の初めての一般質問です。よろしくお願ひいたします。私は未改修道路の改修、住宅地の造成、住民票等のコンビニ交付、少年スポーツ団体の補助金、以上4つの質問をいたします。通告に従い質問いたしますのでよろしくお願ひいたします。

1番目の質問です。未改修道路の通学路、歩道の安全を確保する質問です。未改修道路は道路境界がL型ガッターとなっている場所が多く、10センチの段差があるため歩道部分に占用物を置き住宅・車庫等の出入りをしています。L型ガッター部分の路肩の改修を行い占用物を撤去し安全な通学路・歩道にするため積極的に改修工事を行うべきではないでしょうか。

町 長 それでは本多昇議員の質問に順次お答えをさせていただきたいと思ひます。まずは未改修道路のまゝ通学路あるいは歩道の安全確保のための路肩改修、特にまゝ個々のあの車庫や宅地の入口のL型ガッター等の段差解消について町が積極的に進めるべきだというご質問でございます。このご質問の占用物を撤去するなどのこの路肩利用の工事についてでございますが、この質問にあたって是非本多議員にご理解をいただきたいことは、基本的に本来、この道路が先に町道等ができておまして、後に個々の宅地や車庫などの改良をあるいはまゝ新しく作るといったような場合におきましては、まゝ相当規模の一貫した道路改良は別といたしましても、その個人の責任において部分的に占用あるいは自営工事の許可を取っていただいて、自分で自営工事としてやっていただくということが建前であるということをして是非ご理解いただきたいと、今までもそうした形でやってきておるところでございます。また出入口のための占用物は基本的にはこれはあの道路占用できないものでございまして、移動等ができるものにつきましても同様でございます。住宅や車庫から道路への出入りのための施設を道路敷地内に設置すること、これらは道路法上まゝ禁止をされております。道路から宅地への出入りに不都合があるといった場合は宅地所在者が路肩の切り下げ工事等を行っていただくことがまゝ原則であるということでございますので、是非自営工事の申請をして許可を得て工事を行っていただくということになります。従いまして、まゝ個々の出入口のために町が直接この切り下げ工事を全て実施をするということではできないということをご理解いただきたい。ただまゝあの町内には全般的にそういうところが多く路線的にもあるわけでございますので、今後いろいろとあの道路網の補修の見直しの中で一体的に改良を必要とするものについてはまた優先度の中で判断をしてい

かなきゃならん問題だというふうに考えておる次第でございます。以上であります。

本多議員 そうするとその歩道に物が置いてあるのは町としては撤去する意思はないということではないですか。

町 長 歩道に物が置いてあるというこの公道上に私的なものが置いてあるという意味でしょうか。

本多議員 そうです。

町 長 それはあの当然町の方からご指導申し上げて撤去をしていただくという形になります。通行に支障のないようにひとつ維持していただくということをお願いしたいと思います。

本多議員 今私が言っている歩道というのはL型ガッターと白線を引いてある道の白線を引いてあるその間のことを言っていて、本当の歩道じゃありませんのでこれはちょっと理解をしていただきたいんですけども。歩道ではありません。道のガッターの手前に歩く専用の白線が引いてあります。その部分の間です。

町 長 あのよく道路には歩道があり、それからあの車線とまゝ分離帯的にあの側道と言ってあの少し余裕帯が設けてあるのが多いわけでありましてけれども、そのことを言っておられると思うんですけども、それも全く同様でございます。

本多議員 そうするとですね、あの今までの私、あの道という言い方はないですけども、道に25年も26年も使っているんですけども、その道にその歩道部分にその占用物が置いてあって何も撤去するという様子は1回もないんですよ。これは子どもたちが歩くについても引っかかるし、問題があると思ってこういう質問をしたんですけども、今まで町が黙認していたということになるわけですけども、それはいかがですか。

建設水道課長 今のあの路側帯への構造物の設置の撤去の問題でございます。町の方ではあの今町長の方で答弁をしました通り、基本的にはそちらの方占用できないというものでございまして、町の方でも日々パトロールは行っておりますが、あのその中で順次設置をされた部分があるろうかと思ひます。ということでご指摘をいただきましたのでまた町内の点検等行いまして対応の方は考えてまいりたいと思ひます。

本多議員 申請した道路とか改修した道路については歩道が確保されています、実際のところ。それで住宅の入口については道路境界等がブロックが低くなつていまして、人、車等の出入りができるようになっています。しかし今の状態とは全くL型ガッターの場合ですね違っていますので、今現状こういう形でやっていますのでそれに合わせた形で改修を是非やっていただきたいと。それから通学路の安全確保については保護者から危険箇所の改修陳情を教育委員会では多く受けていると思ひます。あれは非常に危険な状態になっていますので今の部分については、今はあの課長言いましたけれども、改良された道路全て点検をして歩道部分からすべての障害物を撤去すべきです。それであの費用負担につきましてさっき町長言いましたけれども、費用負担についてはですね今は現状、新設、改修した道路については町がそれを受け入れて直していますので、当然あの個人負担、地元負担を要求すればおそらく本人はやらないと思ひます。ですから是非町の予算で行っていただきたいんですけどもいかがですか。

町 長 あの基本的には最初お答えしたとおりであります。この路線がまゝいろんなあの改修計画に基づいて相当まゝあの距離にわたって改修をしていくというようなことにつきましては、またあの個々の出入口の方と相談をしながら町の責任で道路改良をしていくという



のが普通のやり方でございます。で、今その個々の部分についての出入り口の段差解消等につきましては、やはり個人の責任で占用等を取っていただいて行うということを申し上げておるわけでございます。

議長

教育長はいいですか。

本多議員

教育長はいいです。今ですねあの町長は占用物を置く許可を取ると言いましたけれども、そこは占用物を置いてはいけないということなんで許可は出るわけがないんですよ。そこを何か誤解していると思いますけれどもそこら辺どうでしょうかね。

町長

あのちょっとおっしゃっている趣旨が、入口のところに道路のL型ガッター等があって段差があって入るに支障があると、がたんといってしまうと。でそこにあの個人の方が斜めのこう部分の羽目板みたいなものをして入るというようなことが、これは一時的に置いてあるいわゆる公道上に置いてあるのでそれは困りますと、自営工事で直していただきたいというのが基本ですけれども、なかなか今全部目が届かないというかそういう部分についてはまた調査をしてご指導申し上げるということですが、そこに入る、平に自分で工事をすることについては自営工事なり状況によっては占用許可を取っていただいていると、平らにさせていただくと、そういうことを申し上げているわけでありまして。

本多議員

その占用許可というのはそのガッターを切るという意味ですか。あのL型ガッターを切った中にあの自分のものを作るという意味ですか。

町長

あのガッターを切ったただ低くするだけという部分については、これはの自営工事というふうに申し上げた方がよろしいかと思っておりますけれども、あと一部あの公道上が残してそのことを平に入っていくという部分については、公の土地を個人が占用をするという形になりますので許可をとっていただくと、こういう使い分けをお願いしたいと思います。

本多議員

ちょっとそれは違うと思っておりますけれども、歩道部分に占用物は置いてはいけないというのが原則なんですけれども、要するに平にするとかそういうことじゃなくて、そこはきちんとしたL型ガッターを切ってスムーズに入れるように自分がすることならば理解しますけれども、歩道の部分に物を置く許可を与える許可を取るとことはちょっと話が違うような気がしますけれどもいかがですか。

建設水道課長

今のあの自営工事と占用の話でございます。あの自営工事につきましては今おっしゃいましたとおり、個人が道の段差があるためその解消を宅地内であるものが自営工事でございます。それで今町長が申し上げているのは、あの議員あの現場の方でおっしゃっているL型ガッターあるいは水路等があると、それについて例えば水路をやるような場合には占用が必要になるとそういうご理解をいただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

本多議員

水路ということならば理解します。そういうことでとにかく町の予算で通学路を安全な通学路にするように改修をしていただきたいと思います。それからあの次の水路との関係ですけれども、未改修道路は路肩と水路の間に段差がある場所があります。水路に甲蓋等を置いて段差をなくせば安全な歩道となります。水路に甲蓋等を置くことによって歩道が広くなり危険箇所の改善にもつながります。水利組合との調整が必要ですが改修工事を行うべきではないでしょうか。いかがですか。

町長

車道なり公道がありましてその間に水路等が流れている、あるいはあの側溝等がある

そして宅地がまあ続いていくという道路はよくあの町内にも多くあるわけでありまして。でこれに甲蓋なり、またあのグレーティングって言いまして網掛けの鉄製の物を敷き詰めて、管理もできながらその歩道としても使うということは非常にあのなかなか幅幅ができない部分においては有効な手段であるということで、今までもやってまいりました。あの各所で町内でやっておりますので、これは是非また町の方でも進めていきたいというふうに思っておりますし、それからやはりこれはあの空側溝であろうが水が常時流れておるこの水路であろうが、管理をしとっていただく地域のことがございます。水利組合をはじめ地元の耕地や区と調整をいただいて、やはりその許可っていいですか考え方のあの了解をいただかないと町が独自で車道を広めるのでということで一方的にやるわけにはまいりません。当然またあの工事によっては地元負担が伴う部分もございますので、十分またあの地域、水利組合と協議をしていただきまして、そしてできるだけまあ車道確保ということは努めていくことは当然あの同じ、同感でございますのでご理解いただきたいと思ひます。

本多議員

あの水利組合との調整して是非今のように実行していただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。具体的にですが七久保小学校、七久保保育園、七久保林業センターがある昭和通り線、七久保郵便局から七久保駅までの間は通学路にもなっています。児童、歩行者や交通量も多く危険な状況にあります。早急に今の問題を対処していただきたいんですがいかがですか。

町長

今ご質問のこの七久保の郵便局から駅に至る昭和通り線、これもあの出来たときはなかなか立派な道であったわけでございますけれども、まあ時代とともに、ましてや通学路、車道との分離帯がなかなかこう取れないもんですから、あの危険性のある道路だということは私もあのすぐ近くでございますので承知しております。であの、今までも郵便局から少し下までについてはあの水路といいまして、河川に蓋をして歩道確保をしてきて防護柵を入れてある工事ができております。それから逆にあの駅の方からは、宅地造成の時に歩道を確保して南側に柵を入れて分離をするような形で安全確保が一応図られておるという形になります。問題はあの宮下時計店の信号機の上下という形になろうかと思ひますが、非常にあの郵便局から下も家屋が密集しておりまして、なかなかあの家を退いていただいてまた歩道をつくるということはとても至難の業でございます。交差点改良の方は一部あの信号機の周辺はできておりますけれども、ただ一部にはまだあの水路を蓋をすればこの歩道としてまた道路の幅幅できるんじゃないかというのがございますので、なかなか一気にというわけには、他の方の通学路あるいは上ノ原幹線や広域農道の歩道等の課題もございまして、いずれこれはあの優先順位をしながらですね、また将来にわたっては整備していかなきやならんと場所であるということは認識しております。

本多議員

じゃああの現状を見て対処していただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。現在の道路の改修は自治会、耕地からの要望を経て区が取りまとめて町へ要望しています。緊急性等を考えて優先順位を決めて実施されていると思ひます。地元の要望なくとも住民の安全確保のために率先して行うことが行政の仕事ではないでしょうか。それで次の質問に移ります。

2番目の質問です。移住者の獲得、人口の増加を目指すためには移住者を受け入れる住宅地が必要です。住宅地を造成し分譲し住宅を建設し定住していただく、これが安定した人口の増加につながります。町として住宅地の造成工事を行う考えはありませんか。

町 長

次のご質問はまあ移住者対応あるいは人口増に対応した宅地造成のことにつきまして、町が自ら手掛けていくべきではないかというご質問でございます。町ではいまお話にございましたように、定住促進や子育て支援を最優先課題として取り組んでございます。この先には当然人口増という目標があるわけでありますが、そのための施策といたしまして現在空き家の活用や定住に関する補助金の交付の問題、それから利子補給事業など多岐にわたってまあ取り組んでおまして、当然のことながら宅地の確保ということも新規居住者に対して対応していくべき課題であるというふうに認識をいたしております。その1つにこれまで町の土地開発公社による宅地の分譲事業があるわけでございます。現在10区画の販売を鋭意まあ販売中ということでございますが、なかなかあの残っておる10区画のうちの宅地が5年以上経過しておりますけれども、お客さんの買い手がつかないという厳しい状況もございますけれども、何とかこれは分譲住宅の紹介者に対する謝礼制度といったようなものも設けながら、早期の完売に努力をしておるところでございます。またあの一方でこうしたあの土地開発公社の事業内容、運営そのものにつきましても、最近国は非常にあの全国の土地開発公社等がその経営に苦慮しておる実態があるわけございまして、この経営健全化対策としての公社のあり方というものをもう一度原点から検討をして、見直すようにという通達も発せられていることも事実でございます。町も同様の土地開発公社の経営は大変厳しいという状況にあるわけございまして、過日決算報告もさせていただいております。この公社の今年度は柏木の工場団地の造成、売却、あるいは旧コスモ21の跡地の利活用売却、といったようなことに今事業に取り組んでおるわけでございますが、それらの事業がひとまず区切りのついた時点で公社のあり方というものをもう一辺見直す必要があるということでございます。まあそのことはちょっとあの宅地造成とは別でございますけれども、で、一方であの国道153号の伊南バイパスの工事が進んでおります。沿線の土地利用計画に併せたこの新たな住宅ゾーンの設定ということも行っておるわけございまして、こうした中であの需要者の要望に応えるためのまあ宅地開発ということにつきましては、今あの民間のこうした宅地開発業者の分譲開発活動が大変活発に行われておるわけでございます。従来のような町の土地開発公社が住宅地を分譲する時代はほとんどの市町村でももう終焉しておるという考え方でございまして、やはり民間の事業活動を助長させるような、その活力に任せることが得策であるというふうに考えておまして、町も第5次総合計画の中では宅地の開発については民活というようなことの位置付けで、公社としてはこのことについては積極的には取り組まないという位置付けがなされておりますのでひとつご理解をいただくと同時に、町の今の公社の現況、今ある分譲宅地を一刻も早く分譲処分することを最優先に考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

本多議員

あの5次総合計画の目標人口10,500人を達成するためには、今町長が言いましたようにあの民間に積極的に働き掛けて住宅の造成をする、これは私も賛成です。飯島町は2つのアルプスの見える景観に恵まれ、飯田線の駅が4つもあります。場所等の立地条件を整えば土地を購入して定住したい町だと思っております。ですから是非あの定住人口を増加させるために、今町長が言いました民間企業への積極的な働き掛けをしてあの人口増加につなげてもらいたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次に3番目の質問です。住民票、印鑑証明のコンビニ交付を実施すべきではないか。住

民票と印鑑証明のコンビニ交付は上伊那6市町村で実施されております。飯島と中川が除かれています。町の住民票、印鑑証明の24年度の交付枚数は約7,700枚、内訳は窓口が4,500枚、自動交付機が3,200枚と窓口の利用者が多くなっております。コンビニ交付が実施されれば窓口、自動交付機の利用者は共に減少すると思われま。窓口利用者が減少すれば職員の業務が軽減されます。住民のサービスを考えれば実施すべきではないかと思えます。いかがですか。

町 長

3番目のご質問は住民票、印鑑証明のまあ諸証明等、コンビニ交付についてでございます。本多議員ご指摘の通り上伊那管内では現在6市町村が平成23年2月から住民票と印鑑証明のコンビニ交付を行っております。中川村と当町が今そうした対応をしておらないわけでございますけれども、結論的に申し上げますと平成26年、来年の4月からこの実施をしてみたいというふうに今準備を進めておるところでございます。なお若干申し上げますと、このコンビニ交付を実施すれば午前6時30分から午後11時までの間、町内ではまあセブンイレブン、ローソン、サークルK、この店舗であれば、まあこれは町というよりも全国どこでも住民基本台帳カードによりまして窓口より安い250円で、それから住民票と印鑑証明をとっていただくことができるようになるということでございまして、参考までに費用といたしましては参入に伴うシステム改修費やコンビニ交付の運営を担っていただいております地方自治情報センターへの運営費、広域連合およびコンビニの機器保守に要する経費等が必要となりまして、概ね年間2,000,000円程度の町の支出を要すると見込んでおります。またあのコンビニ交付1件ごとに120円の手数料も減収となるということに繋がってまいります。そうした考え方でございまして、一方であの、現在庁舎の南側に設置してあります自動交付機の保守期限が切れるために、今後の方向性を検討する時期に入っておりますけれども、費用面から考えましてこの自動交付機とコンビニ交付の両方の運営はなかなかできないということになります。従って26年のコンビニ開業と同時に自動交付機は撤去の方向で検討してみたいというふうに考えております。

本多議員

25年度は今始まったばかりです。自動交付機の保守期限が切れる26年度からではなくて、住民のサービスを考えれば今年度途中からでも早急にコンビニ交付を実施した方がいいと思います。住民基本台帳の発行枚数は24年度までに3,000枚です。住民の30%しか普及されていません。コンビニ交付が実施されれば増加すると思います。住民基本台帳の発行が増加すればこれから国が実施しようとしている共通番号制度にも対応し易くなるかもしれません。今、町長が言いましたように飯島町には4軒のコンビニがあります。有効に利用すべきです。上伊那地方のコンビニ、セブンイレブン、ローソン、サークルKが60店舗、全国では32,070店舗があります。是非今年度中からスタートしていただきたいと思いますが、いかがですか。

住民税務課長

今議員ご指摘の通りコンビニ交付については検討しておりますが、相手がございます。サークルK、ローソン、等々、相手がいつどういう対応をしてくれるかによって時期が決まってまいります。で、今サークルKやローソンさんも今年度からできるという話をもらっておりますが、確定的な内容についてはまだ今後の詰めが必要でございます。ですからこれから検討いたしましても、早くても来年の4月でないとスケジュール的には間に合わないというような現状でございますのでご理解をお願いします。

本多議員

そうするともう26年度からでないとできないという結論ですか。ローソンとかセブン

イレブンはもう対応しているんじゃないですか。サークルKも。

住民税務課長 対応はしてますけれども、あの飯島でまずあのコンビニ交付を始める段階になりますと、まだ飯島町はコンビニ交付の登録をしてごさいません。ですから明日から始めるということは飯島町ではまず無理です。で、コンビニ交付のシステムを開始するために情報センターのそのカギを開けるという言い方をしますけれども、できるようなシステムの構築をしなければなりません。で、それとあとはサークルK、セブンイレブン等々が飯島町の町の中で相手がそれをやってくるかという確認も必要になります。そういうことで日程的には来年の4月ということになります。ご理解をお願いしたいと思います。

本多議員 上伊那広域連合が行っている住民サービスは非常に充実していると思っております。それで積極的にですねあの住民サービスのことを考えれば受け入れる必要があると思っておりますけれども、今後もし仮に新しい住民サービスが出た場合、積極的に受け入れるかどうか町長の考えを聞かせてください。

町 長 まああのこうした住民サービスにつきましては、できるだけまあ率先してということの考え方を持っておりますけれども、最初このコンビニの交付の事業を展開してきた段階では、なかなか一斉にどんというふうにはいかない事情もございました。で町も自動交付機をその後に入れて情報センターの一つの枠の中での順番の中でやってきておりますので、是非今までのことはご理解いただきたいということでございます。で今あの課長答弁いたしましたけれども、今後進めていく上でいろんな準備段階、それから許可、枠等を考えていきますとどうしても来年の4月からということにならざるを得ないという結論になっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

本多議員 それでは4番目の最後の質問に入ります。青少年の健全育成にはスポーツが一番だと思っております。指導者の皆さんはボランティアで指導し、保護者の皆さんも一生懸命やっております。活動を支援する補助金制度を設け補助金を交付することができないでしょうか。

教育長 議員のご質問にお答えする前にですね一つご報告を申し上げておきたいというふうに思います。土曜日と日曜日に中学校体育連盟の、いわゆる中体連の大会が土日に行われまして、飯島中学校の生徒が大変健闘されたと健闘したという報告を受けましたし、本日の新聞にも結果が載っておられましたのでご覧になった方もおられるかと思いますが、非常に健闘していくつかのチームが以後の南信大会へ駒を進めたと、非常に中学生が頑張っているということをまずご報告申し上げてからお答えをしたいというふうに思っております。

当町にはあの15競技、25の団体がスポーツ少年団の連絡協議会ということで登録をして活動しておりまして、子どもたちが年間を通して練習に取り組めるよう少年スポーツ団体には優先的に体育施設を確保しております。更にその施設もですね体育館あるいはグラウンドなど競技のできる施設が数多くありまして、子どもたちの練習する環境は整っているのではないかなというふうに認識しております。教育委員会ではこれらの団体が体育施設を使用する場合の使用料、それから照明料は免除しておりますし、そのことによって負担軽減につながるよう支援しております。可能な限り不便がないよう、またあのスポーツ振興、今議員お話がありましたように、健全育成につながるよう、また気持ちよく利用していただけるように用具や施設の整備に取り組んでおります。まあ金銭面からの援助ということでありまして、まあスポーツ連絡協議会が主催する大会には運営委託料と

して30,000円支給しております。今後もこれまでと同様、施設使用料の免除やですね年間予約制によるまあ施設の確保、大会委託料の支給を通して、特にスポーツ少年団体にはそれなりの配慮をして優先的に支援していくという考えでおりますので、議員ご指摘の特別な補助金を交付するということは現在のところは考えておりませんのでご理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

本多議員 じゃあ全く補助金を交付するという気持ちはないということが分かりましたけれども、国・県に該当する補助金がないか検証したことはありますか。

教育長 検討したこと、私がこの任に就きまして私自身検討したことはありませんけれども、一般的にですね国・県から特別な団体にの交付金ということはありません。ただ今年度スタートしました地域総合型スポーツクラブの運営に当たってのサッカーくじ、いわゆるt o t oですけども、それらの補助金というのはありましたので早速推進にあたって健全育成にも併せてですねお願いしたところでもあります。そういう経過はありますが個々のことについては具体的には当たってはございません。

本多議員 今現在ですね、あの先ほど教育長が言いましたけれども、24年度の飯島町のスポーツ連絡協議会の主催する大会、参加スポーツ大会が一応24年度は31件、あの総会の資料にありました。それで少年スポーツ団体の飯島町主催の大会が盛大に行われるようにですね町は当然協力していただいております。しかし30,000円の大会委託料ではですねとても運営は難しいと私は思います。ですから現在の大会委託料の30,000円の見直しを含め、協働のまちづくり推進事業補助金のようなスポーツ活動を支援する補助金制度を絶対に設けるべきだと思いますけれども、いかがですか。

教育長 健全育成にはスポーツが一番かどうかは別としましてもですね、スポーツがですね健全育成に寄与するという事は私も承知しておりますが、健全育成につきましてはそれぞれの方法がありますので、スポーツに限って新たな補助金制度を創設するという考えは、現在のところ私はございません。

本多議員 それではですねもし仮にそういう助成金という30,000円でいくということになればですね、もしその必ず補助金は検討しないということになればですね、協働のまちづくり推進事業補助金の対象事業、青少年の健全育成の自立支援に該当する事業になるようにですね、教育委員会はスポーツ団体を指導していただきたいと思っておりますけれどもいかがですか。

教育長 あの今お話にありました飯島町協働のまちづくり推進事業の補助金のそういう制度があるということにつきましてはですね、今お話のありましたようにスポーツ団体の皆さんにも周知をしていきたいというふうに思っておりますが、この推進事業の補助金の趣旨を踏まえてですね、例えばこの事業は新たなそのまちづくりに寄与するものがいわゆる基本・大原則でありますので、その趣旨に則って、例えばスポーツの団体相互が連携して新たな企画を創設するなどのそういうアイデア提供は私どもからできるかもしれませんが、個々の個別のスポーツ団体、少年のスポーツ団体にまちづくり推進事業の補助金が当てはまるかどうかということはかなり難しい面があるのではないかなというふうに思っております。ただこういう制度を先程も申し上げましたように、こういう町には制度があるということスポーツ連絡会、あるいは少年スポーツ団体の関係者の集うところで情報提供をしていくということはやぶさかではありませんので考えていきたいというふうに思っております。

本多議員 町長にお伺いします。今のあの協働のまちづくり推進事業補助金のような補助金の同じような補助金をですね、スポーツ団体の活動を支援する補助金制度を作るということについては町長はどう考えていますか。作りたいという気持ちが私たちはあるんですけども、そういうことは町長は作った方が良いか悪いかお伺いします。

町 長 あの今再三言われておりますまちづくりの支援金制度の補助金につきましては、ちょっとあの運営的な経費は適用外ということでございますので、ちょっと厳しい、だめだというふうに思います。今あの総合型スポーツクラブの立ち上げをしてその効果を出していくという段階でございますので、また教育委員会とも十分またあの検討しながら、どういふことでの取り組みが良いのか悪いのか、まあ悪いのかというか、していくべきかということをもまた検討させていただきたいというふうに思っております。

本多議員 わかりました。是非ですねそのスポーツ団体に対する補助金の設立をお願いしたいと思っております、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議 長 11番 堀内克美 議員。

11番 堀内議員 通告に基づきまして一般質問を行います。元気の出る農業農村づくりのため、米の生産調整における定着除外と実績参入を基本水田面積に加え、水田としての機能を復活し交付金の対象とする構造改革特区への取り組み、また今年の春先、大きな被害が出ました凍霜害に対する支援策、この2点につきましてお伺いをしていきたいと思っております。まず1点目としまして米の生産調整における定着除外田に水田としての機能を復活し、稲を作付けるための基本水田面積に加える構造改革特区への取り組みについてをお伺いをいたします。米の減反政策は米の生産性の向上と食料の多様化によるコメの消費量の減少により米の生産過剰となりまして、これを調整をするために確か昭和48年度から実施されたというふうに記憶をしております。当時を振り返ってみますと飯島町では町内全域で圃場整備事業が実施され、約10年間かけまして現在の30ヘクタール区画の圃場に整備をされました。また農業構造改善事業も積極的に実施されまして、稲作産業の基幹化一貫体制が確立され、農作業の省力化と米の生産調整、まあ当時は減反政策と言っておりましたが、が実施されまして果樹、野菜、花卉などの園芸作物が導入され、農業経営の多角化が進められました。特に果樹は永年性作物で転作補助金も高く、地域の振興作物として栽培され、特に20世紀梨と幸水、南水などの日本ナシは平成12年の農林業センサス、それまでは飯島町の農業総生産額につきましては米に次いで第2位という地位を長い間とってきたところでございます。米の生産調整実施前の数字を見ますと昭和45年の水田面積は1,097ヘクタールでありました。これが平成22年度の水田面積では841ヘクタール、昭和45年と比較しますと水田面積は当時の77%ということで大幅に減少しております。なお昭和45年には樹園地、果樹園等ですがこれが74ヘクタール、桑園が82ヘクタールという数字があったわけです。これがピーク時にはこの果樹園等の樹園地が昭和60年で131ヘクタール、桑園は昭和48年に101ヘクタールということで、まあこれは減反政策による補助金を活用して大幅に普及したものと思っております。まあしかしこの樹園地や桑園の永年作物による作付けは一定の年数で減反の補助金が支給をされなくなりまして、最終的には定着面積ということで米が作れない水田ということに除外されることになったところ

でございます。そこでお伺いをいたします。今年度の基本水田面積および定着除外・実績参入と国の交付金対象とならない面積についてはどの位あるのかお伺いをいたしたいと思っております。

町 長 堀内克美議員からは米の生産調整における定着除外あるいは実績参入面積とそれから基本水田面積に加えるこの構造改革特区という取り組みへのご提案でございまして、まず現在の基本水田の面積、それから定着が除外されておる水田面積、更には国の交付金が支給されない実績の参入面積はどの位かという実態でございまして、今お話がございましたように、それぞれの変遷を経てこの日本の米の生産調整事業業務というものが進められておるといふことを大変あの敬意を申し上げる次第でございまして、そこで具体的に平成25年度の経営所得の安定対策上での飯島町の基本水田面積、これにつきましては820.6ヘクタールでございます。このうち定着除外面積は果樹などの特別定着面積で45.3ヘクタール、その他を含む全ての定着面積は53.3ヘクタール、従って最終的に実質実績の参入面積は66.5ヘクタールという現況でございまして。

堀内議員 ちょっと今質問を1つ、もう1つお願いしにゃあいかんところを落としてしまいました。あの実はこの米の生産調整につきましては国の交付金対象とならないものについて町の再生協の交付対象面積にしているものがございまして、それについての面積がどの位あるのかをお伺いをいたしたいと思っておりますがよろしくお願ひします。

産業振興課長 国の経営所得安定対策につきましては戦略作物あるいは販売をする作物について交付金の対象となっております。ですので一般の自家用野菜とかそういうものについては交付金の対象になっておりませんので、そういった面積を含めると35ヘクタールが国の交付金対象外ということで、議員さんの申されました町の再生協の補助がされている面積でございまして。

堀内議員 お答えをいただきましたが現在の面積は基本水田面積で820ヘクタールということは、平成22年度の水田面積よりあまり減っていないということだというふうに思っております。今お話のありましたように実績参入面積が66.5、それから町独自で国の補助金の対象とならない自家用野菜等の対する交付が35ヘクタールあるということでございまして。合計しますと約100ヘクタールが国の交付金対象外の面積ということになります。このうちまあ定着除外、これはもう米を作れないという水田ですが、これについては53ヘクタールということでございまして。すでに果樹園などで、まあ高齢化等で果樹の経営継続ができなくて伐採された果樹園なども相当あると思っております。これらを放置しておきますと農地の荒廃に繋がるものと思っております。農地を回り、荒廃防止、飯島町の農業を維持継続していくためには肥培管理の容易な水稲栽培が一番です。特に地域の農業の中心である担い手法人等は畑作物の栽培には限界がきております。まあそれぞれの地域で大豆、蕎麦等の戦略的作物を作られておりますが、やっぱり手間のかかる畑作物については限界がきているというふうに見ております。肥培容易、管理が容易な水田復帰への希望をしております。平成25年度の米の生産事業である国の経営所得安定対策、これにつきましては水田活用直接交付金という名称で、水田にまあ言ってみたら転作をしたもの、販売用の農作物を転作したのに対しては交付金が出されておるわけでございまして。生産物の販売価格を含めて主食用の米の所得を確保する補助金、交付金ということで基本的には国の方では考えられ

ておりまして、それぞれの作物ごとにその交付額が決められておるわけです。まあその中で飼料用米等につきましては10アール当たりの80,000円の交付金が支払われるということでございます。これで概ね主食用の米と同等の収入が見込まれるというような調整になっておるということでございます。仮にこの定着除外面積53ヘクタールの約50%、26.5ヘクタールに稲作・飼料用の稲を作付けいたしますと国の交付金が21,200,000円が生産者には交付されるということになりますので、経営的にも十分採算がとれるものと考えます。ただ水田復帰にかかる経費についてもまあ長期間畑作になっていますので、経費がかかるといいますので、その支援も必要かと思いますが、水田復帰すれば農地の荒廃化を防ぎ優良農地を守り、転作除外田に主食用以外の米の生産をするということが必要ではないかなとまあそんなふうに思います。特にこの定着除外田に水稻を栽培するということが現在の制度上で可能であるかどうかをお伺いをいたしたいと思います。

町長

ご質問のこの主食用以外のこの米の生産によってまあ荒廃防止、遊休農地の解消ということに結び付けていくべきと、そして農地を保全していくという考え方非常にあの結構な考え方でありまして、まったく同感でございますけれども、なかなかこれはあの壁が厚いという状況にあるわけでございます。で、主食用以外の米と申しますと加工米やそれから飼料米ということで、今お話のあった通りでそうしたことが考えられます。でこれらを定着除外用水田の実績参入水田に作付けすることは、農地の保全対策上には大変有効であるというまあ考え方になりますけれども、現在の国の需給調整を最優先とした現行の米政策制度の中では作付けが残念ながらできないという結論になってございまして、如何ともしがたいということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

堀内議員

定着田への稲の作付けは不可能だということで確認をさせていただきました。まあ今までの政策でそういうことで来ておりましたので多分そうだろうと思いましたが、改めて確認をいたしましたので新たな取り組みについてを提案をいたしていきたいと思えます。これにつきましては構造改革特区制度の活用でございます。この制度につきましては実情に合わなくなった国の規制について、地域を限定して復活することにより構造改革を進め地域の活性化をすること、これを目的として平成14年に創設をされております。発足後10年を経過し、昨年11月現在の数字では全国で1,189の特区が生まれて、地域活性化に全国各地で大きな効果を上げておると言われております。特に長野県では75件と北海道の115件について2番目に多い特区がつくられております。特区制度の特区を登録するための制度の流れでございますが、まず規制の特例措置の提案ということであります。今回の例でいきますと米の生産調整に関する定着除外に稲を作るということ、これの提案を内閣官房の地域活性化統合事務局などの関係部局と具体的な事項の調整を行います。特区で実施する規制改革項目をこの調整の中で決めていただきます。まあこの段階が1番大事な段階だと思いますが、規制改革項目が決まれば特区申請すれば多分決定になるというようなことになるといいますが、ここが一番重要だと思います。続いて規制の特例措置を活用した事業に関する特区計画を作成して認定申請を行います。認定されましたら規制の特例措置を活用した事業の実施となります。また現在のところでは米の生産調整に関する転作除外地に稲を作る特区申請、これについては行われた例は見受けられておりません。そこで定着除外水田に飼料用稲を作付け、国の交付金対象とする構造改革特区、これの取り組みをすることが現在の飯島町農業の活性化のためには極めて重要な取り組みであろうか

と思います。そこで町長はこの構造改革特区の取り組みを行う考えがあるのかお伺いをいたします。

町長

ただいままでのまあ国の対象外面積となった部分について、まあ農地を荒らさないためにも米を何らかの形で作ることに对这个の特区申請を考えるべきだというご提案でございます。それぞれ今申し上げておりますこの定着除外の水田、あるいは実績参入水田の多くは果樹園等の永年作物の作付けを行ってきたものがほとんどでございまして、最近のこの農業の高齢化や担い手不足の状況下での遊休荒廃農地の1つの進行の原因にもなっておるということはもう再三申し上げておる通りでございます。そこでまあ樹園地等の流動化や作業受託がなかなか進まない状況にあるわけでありまして、町が営農センターとともに策定をいたしましたこの「地域複合営農への道のパートⅣ」の花とキノコと果物、野菜の里づくりを推進をするためにも樹園地の保全対策を講ずる必要もあるというふうに思っておる次第でございます。その一方で廃園の場合には農地の遊休荒廃防止化対策からも、土地利用型の地区の担い手法人や担い手への流動化を促進をして農地保全をするための、お話のような定着除外水田、実績参入水田としての樹園地等を助成水田に戻して交付金の対象とする必要があるということが大変有益であるというふうに考えております。しかしながら現在の米政策ではこの定着除外水田や実績参入の水田の水田還元には、米の生産調整の根幹に関わることとなりますので、制度的には難しいというふうになります。ただあのいろんな面であのこの農水省関係の施策も特区制度の考え方の中で違った発想でいけば、今こうしたあの面積に加える特区というものは全国的にまだ1つも認められていないというのが実態でありますけれども、まあ米作りからも歴史のある飯島町のこの米作りの歴史というものを、何とか農地の荒廃遊休に結びつけないためにも考えていく必要があるというふうに思っております。農水省、関東農政局、堀内議員もまあ営農センター長さんとして共々にまあいろいろとあの農政局からも直接課長さん来ていただいてですね、懇談をしておる経過もございまして、非常にあのチャンネルはあるというふうに思っておりますので精一杯努力はする必要があるというふうに考えておりますので、また共々にひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

堀内議員

お答えをいただきました。まあ営農センターの飯島町農業再生協議会、まあ同じ組織になるわけですが、これでも先程も申し上げましたように自家用野菜等の作ったものについては、農家の皆さんからお金を拠出いただいて農地を守るために交付金をお支払いして農地保全と一緒にやっておるわけでございます。まあそれに繋がる果樹園のこれからの放置園になった場合のことを考えると非常に難しいものがあると思いますので、是非あの取り組みを積極的に進めていただきたいと思えます。米の生産調整は日本農業の根幹的な部分でございますので、厳しいことは十分承知しておりますが、とにかく手を挙げて対応しなければ前へは進んでいきません。そんなことで積極的な取り組みをお願いをいたしますし、また飯島町でこの特区がもし出来れば中川村をはじめ近隣にはたくさん同じような状態の町村があります。地域全体のためにも有効なことだとそんなように思いますのでよろしくお伺いしたいと思えますが、もう一度確認をお願いしたいと思えますが、まあ取り組んでいただくということについて、どの時期に取り組みを始めていただけるか、その点についてをお伺いをしていきたいと思えます。

町長

まああのこうした投げかけと申しますか意向打診と申しますか、あの近々またあの農水

の方へ、特にあの農水省の方へ出向く機会もございますので、ちょっと課題を整理してですね是非あのぶつけてまいりたいと、近々に始めてまいりたいというふうに思います。結果はどういうことになるかちょっとまだわかりませんが、一応そうしたあのキャッチボールをしていくことが大事だろうというふうに思っておりますので、そのように進めてまいりたいというふうに思っております。

堀内議員

是非お願いしたいと思いますが、ただその手続きの方法についてですが、実際に対応する農水省へ先に行った方がいいのか、あるいは特区の管理をしておる内閣官房の方の事務局へ行った方がいいのか、そこらの点がどうも農水省へ行くと私は門前払いになりそうな気がしておりますので、内閣官房の方の担当部局との協議を先に進めた方がいいのではないかなと私は思います。まあそこら辺のところはまたあの町当局の方でお考えいただいて、是非早急な取り組みをお願いをいたしたいと思います。

続きまして次の質問に移ってまいりたいと思います。今年の春先は天候が非常に不順でございました。4月の天候なんかを見てますと夏と冬が一緒に来たような天候で、寒暖の差が非常に厳しい1ヶ月であったのかなとそんなように思います。特に4月22、23日の日にはマイナス4度という温度を記録したところも聞かれて大きな被害に見舞われました。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げたいと思います。さて、ある被害農業者の話では「今年の梨は全滅だ」とまあそんなように、この被災された当時には言っておりました。先日も袋かけの終わった梨園を訪れてみました。着果量を見ますと通常の2～3割というところがございます。しかもその中には1ヶ所、1ヶ所とは1つの所に幾つもの花が咲くんですが、そこにもって行って2つの実をつけて袋をかけたものとか、話によると袋をかけた中には錆や変形のものがあるということですが、それにも袋をかけたということでもあります。まあまたこれは着果量が少ないと木が暴れて生育しまして次年度以降の生産にも大きな影響を与えるということで、こんなようなことをしておるということではございました。私もリンゴを少し栽培しておりますので摘果作業等をやっておりますとリンゴについて中心果、リンゴの場合には中心果というのが一番良くて基本的には中心果っていうのを残していくんですが、その中心果のリンゴが小さいんです。生育がうんと悪い。それで周りのやつの方が大きい。あるいは中心果がない。そういうことはあのリンゴについては品質の低下の原因にもなりますが、そういうのが非常に多くありました。またあの錆なんかもあるやつそれもありますので、言われておるように摘果作業についても非常に時間がかかるのかなとまあそんなように思っております。先日の新聞では5月末のまとめた被害額ということでは上伊那で2億8,000万ですね、飯島町が梨とリンゴを中心に12.4ヘクタールの被害面積で74,330,000円というような報道がされております。まあこれに品質低下等のこともあろうかと思っておりますので、全体の被害額っていうのは今の段階ではどの位の金額を掴んでおられるのかをお伺いをしたいと思います。

町長

2つ目のご質問はこの度のまあ凍霜害被害とその支援策ということで、まず現在までのこの町内の被害状況についてでございます。4月の11日、12日、それから22、23の被害が大きかったわけでございますけれども、更に5月に入りまして3日辺り、大変あのこらを中心に発生した凍霜害の被害、地域別というよりもほとんどまあ町内全域というふうに言ってよろしいかと思っております。大変最近では大きな凍霜害被害に遭ったわけでございます、園地ごとに被害程度の若干の霜道等の差はあるわけでございますけれども、

総じて全般的に被害を被ったということでございます、私もあの当時いくつかのまあ樹園地へお伺いしたりして実態を見たり、それから折に触れてその状況を今お聞きしておりますけれども、まず20世紀の梨を中心にその他の梨の品種やリンゴの品種、一部には壊滅状態というふうなことがございまして大変あの心を痛めておりまして、被害に遭われた方々への心情を思いますと心からお見舞いを申し上げたいというふうに思う次第でございます。であのそれぞれの作物、果樹等の状況、今お話のあった被害の実態でございますけれども、具体的にあの数字の上での状況を申し上げますと、一応これはあの5月30日までの数字が今のところまとまっております。これがあの県の方へ報告してある数字でございます。梨は20世紀、南水を中心に全面積16ヘクタールの内の50%、約8ヘクタール、この被害額54,000,000と踏んでおります。それからリンゴはふじやシナノスイートを中心に全面積22ヘクタールの内の20%、4.4ヘクタールの被害面積でございます、その額が21,000,000円程度というふうになります。で、併せてこの実態減収のみの被害見込み総額が現在のところ75,000,000ということになります。でこの中にはあの今お話にございましたように、今後錆の果等が進んでまいりますのでなかなか売り物になっていかないというようなことが予想されます。従ってあの今のこの75,000,000については品質低下の分は含んでおりませんので、今後の生育状況による品質の低下を含めて予想をいたしますと100,000,000円を優に超えるという数字になろうかと思っております。今後ともまあ品質低下大変心配しておりますけれども、その状況を把握をしながら何とでもこの農家の皆さん方にひとつのその対応を十分、今、徒長枝が伸びてしまって木が荒びてしまうというようなこともあるわけでございますので、関係機関と連携をして今後対応をしてまいりたいというふうに考えております。

堀内議員

約100,000,000円近い被害ということになると思いますが、今年の凍霜害はいろいろの関係でいくと、期間が非常に長い間に被害に遭ったものがまた被害に遭ったような形で、累進して増加していったような形かなとまあそんなふうにも見受けられます。JAでは災害対策本部を設置しまして農家へのお見舞いを含めて個別訪問を行って被害の把握に当たったというように報道されております。町としてはどのような調査を行われたのかをお伺いしたいと思います。ちょっと面積等を見ますと、農林業センサス、これにつきましては平成18年までしか公表になっておりませんので、平成18年の農業総生産額を参考にしてみますと、当時の農業総生産額は総額で2,880,000,000円、その内の梨やリンゴなどの果実が310,000,000円ということになっております。約1割強が果樹ということで当時はありました。その310,000,000のうちで約100,000,000円位の被害総額だということになりますと、当時の総生産額と比較しても3分の1に相当するまあ甚大な被害というように考えて、改めて被害の大きさを感じておるところでございます。今言いました被害調査どのように行われたのか、JAと共同で行われたのかも含めてお伺いし、またあの事務局にお伺いしましたが、県とJAでは凍霜害対策本部というのを設置されておるんですが、関係する上伊那でも3町村ではその本部が設置されていないと、まあこれも多分当初の被害額がまあ30,000,000位ということが言われておりましたので、本部を設置する機会を失ったのかなとも思いますが、まあその設置されなかったことについても併せてお伺いをしたいと思います。

産業振興課長

町ではあのJAと共にですねあの凍霜害対策本部を4月の初旬から設置しまして、霜の

ありました11、12それから22、23ということで、特に22、23につきましては霜に、被害に遭われた皆さんJAと手分けをしまして調査を行って、被害報告を出したところでございます。まあその時点でまあ100,000,000円というような数字を出したわけでございます。その後あの生育それから摘果作業等進む中で5月中旬にJAと協力しまして調査をしまして、5月の末までに報告をしなればなりませんので、それまでに数字をまとめてきたところです。先程町長の申し上げた数字がその時点での調査ということでございます。なお凍霜害対策本部の設置につきましてはいち早く県の方で5月16日に設置されました。それからJAの方では5月の24日ということで設置されましたけれども、市町村の段階ではどの市町村でもまだ設置されていないということでございましたので、町としましても設置をしなかったところでございます。

堀内議員

まあ今までもJAと連携しながら農政関係の事業対応されておるということでございますので、まあ的確な調査が行われたと思います。ただこれだけの被害があると災害対策本部を作ってもいい位の被害額かなというふうにも思いますので、まあこれからの対応についてはまたご検討をいただきたいと思います。次に被害農家への支援策について伺いをいたします。まず果樹共済への掛け金補助についてでございます。平成25年度予算を見ますと果樹共済掛け金補助を計上されております。今年の災害は昨年度加入、平成24年度に加入した果樹共済の方が対象となりますが、加入状況と掛け金補助の割合、これについてをお伺いをいたしたいと思っております。また万一この被害が認定された場合の果樹共済の共済金の支払い、これはどのように行われるのか流れ等についてをお伺いをいたしたいと思っております。

町長

まあ今後あのこうした被害に対する支援というものは、総合的にまたあのいろいろと品質低下も進んでまいりますので、状況を判断をしながら関係機関と共にまあ手を携えて対応してまいりたいと、万全の対応をしてまいりたいというふうに思っておりますが、この1つのまあ救済制度である果樹の部分につきましては果樹共済というのがあるわけでございますが、これはあの南信農業共済が諏訪、上伊那、下伊那、3郡で構成をしておる組織でございますけれども、お米と違ってあの強制加入でなくて任意加入という形になりまして、従来からあのできるだけ加入促進をして町も補助制度をもって掛け金のまあ20%、これをあの補助して推進を図ってきておるわけでございますが、なかなかあの3割以上の減にならないと実質問題としてこの被害対象にならないというような壁もありまして、掛け金も他の作物に比べて非常に高いものですから100%というわけにはまいりません。現在飯島町の果樹栽培農家170戸あるわけでございます。このうち57戸33%という形で加入をされております。それから、この加入されておる方が今後どのような手続きで最終的にその共済を得られるかという手続きになるわけでございます。まああの私も南信農業共済の理事の1人として参画をいたしておりますけれども、常に出てくる声が、少しあの査定と交付決定が遅いという現実があることは承知しております。その都度まあいろんな場面で農政対策の中でも言っておるわけでございますけれども、あのこうしてあの町ならば100,000,000円近い被害が出て、即この申請をして手続きに入るというわけにはまいりません。ずっとあのその効果っていいですか被害の状況をおしていつてですね、最終的にあの果実の出荷体制になったときにその個体数の減、それから品質低下の部分がどのように影響をして最終的にまあ売り物にならない、まあ逆に言えばその果樹の生産額につ

ながったどうかということの最終結果をみないとその査定に入れないという、これはまあいろいろあのJAや共済組合を通じてやっていくんですけども、それが年末、選果場がほしいシーズンから年末にかけてその事務がようやく始まると、で、いつも言っておることは何とか年内査定で交付決定をしてもらえないものかということ、常にこれはあの国の方の農水省になるわけでありましてけれども、現実なかなか年末ぎりぎりになれば良い方という形で、これだけの大きい災害になりますとどうもこの間の情報でも年を越すのではないかというようなことも言われておりますので、その辺のところをスピードアップしてもらいたいということがこれからのひとつの課題というふうになっておりますので、そんな仕組みでやっていくことになっておりますのでご承知おきいただきたいと思っております。

堀内議員

それぞれ郡下の町村を見ましても2割がほとんどの、中川村が3割ですか。以外それぞれ2割が他の町村の圃場の内容でございますが、まあこれだけ補助されても3分の1しか入られない、ある意味ではあの災害にくるのが例えば10年に一辺とか非常にあの災害の確率が少ないのでまあこういう影響が出ているのかなとまあそんなように思います。しかしまあ災害は忘れた頃にやってくるとも言われておりますので是非加入促進をお願いをしたいと思います。

次に国・県の支援策、これについてをお伺いしたいと思います。国・県の支援策についてはどのようなものがあるのか、またどの位の被害農家が対象になるのか。それから被害状況を把握したばかりですのでまだ支援策の取りまとめ等についてはこれからかなあとは思いますが、もし実施されておられるようでしたらその点についてもお伺いをいたしたいと思っております。

町長

今度の災害に対しましてはJAの方からも支援要望として町並びに議会の方へもまあ要請陳情が出されておまして、今議会でご審議いただくかと思っております。でその中にはあの何としてもまあこのことに懲りてしまって果樹を止めてしまう伐採してしまうということは何として止めたいと、留まっていたきたいということの中で今後の支援策を考えていきたいというふうに思います。まあこれは果樹ばかりではございません。若干この野菜もあるかと思っておりますけれども何といてもまあこれは単年度作物でございますので、やっぱり問題は果樹というふうになります。で1つにはあの先程言った共済の支払いの早期交付決定というようなこともございます。それからいろいろ投資をして借入金もあるかと思っておりますし、またこれからあの運転資金、資材購入等の購入する場合に若干あの借入もしなきゃならんという農家もあるかと思っておりますので、それに対するまあ利子補給制度というのを現在も1つありますのでその辺のところ、それからかなりの農家で固形燃料や、それから先程お話にありましたように、このまま実を付けないという話になりますと木が荒びて無駄な枝がどんと一度に出てしまうと、このことが来年はおろかまあ数年影響する部分も出てくるというようなことも言われております。私も事実そういう経験ございますけれども、でこれに対して消毒というものを、いつも以上に特定の農薬を頻りに消毒防除していかなくちゃならんというような資材代が掛かるというようなこと、これらをまあどう県やJAさんとの連携の中でやっていくべきかということは、今後のあの品質低下の進み具合によっても、あの今回の議会に補正というふうな考え方もあったわけでありまして、ちょっとまだその全容が固まらない状況でございましたので次のまた予算対応の中でひとつ検討してまいりたいというふうに思っておりますのでご理解いただきたいというふうに思いま

産業振興課長 す。  
それではあの県の凍霜害に対します補助制度等について説明を申し上げます。県につきましてはあの凍霜害対策本部を設置しまして、県の対応としてはまあ先程町長が申したように、果樹の生育に合わせたそれぞれの技術指導を実施しているところでございます。またあの農作物等の災害緊急対策事業、こういった事業によって代替用の苗ですとか、あるいは人工受粉の花粉の費用、それから燃料等の助成、そういったことをしているわけですが、あのたまたまこの事業の申請がですね5月の20日頃までということで、期限が急であったもんですから、県の方へは引き続きこの事業を延長して実施してもらうように要請をしているところでございます。であのこの農作物等の災害緊急対策事業ですが、これについてはあの飯島町は被害状況からして該当になりますので、積極的にこういった事業を活用しながら県の支援を受けていきたいというふうに考えております。特にあの今後対応する事業としましては樹勢、そういったものの回復のための肥料の購入ですとか、あるいは代替用の苗の購入、それから病害虫の防除、それからまあ徒長枝等が出まして病害虫の発生が多発する可能性がありますのでそういった対応。それからあのまあ資材としての燃料費等ですが、これは調査非常に難しいんですけども、できるだけ詳細に調査しながらそういった対応をしたものへの支援を県に要請してまいりたいと考えております。国につきましてはあのまだ具体的なあの支援策出ておりませんが、県に準じた対応がとられると思いますので、国・県にこういった柔軟な対応ができるように要請をしてまいりたいと考えております。

堀内議員 まあそれぞれ支援策については検討をされておられるということですが、特にあの果樹共済での支払いが、まあ場合によってというかほとんど年を越すということですよ。そういうことになるとまああの被災農家につきましては生活資金も必要になってくるので、そこらの融資制度などについても積極的に対応をお願いをしていきたいと思っております。またあの県の取りまとめの期限が5月20日でもう過ぎているということですが、何とかその県の支援もいただかないと、町の支援だけでは農家の皆さんの救済にはならないと思っておりますので、是非強力に県へ要請して取り組んでいただきたい、まあそんなように思いますのでよろしくお祈りいたします。

議 長 J Aの件については先程町長から話がありましたが、是非これらの項目について積極的な対応をお願いをいたしたいと思っております。とにかくあの被害に遭われた農家の皆さんが一日も早く復帰をして、農業の生産意欲をなくさないようにして、飯島町の農業を守っていただくそれが一番大事なことでございますので、是非その支援についてはJ Aとともに積極的に支援をお願いをいたしたいと思っております。またあの技術的な支援については普及センターなんかの指導もいただきながら、J Aとの連携した指導をお願いして、今後もこの皆さんが農業を続けられるような支援策をお願いをいたしたいと思っております。そんなことをお願いして、これからの果樹共済の加入なんかについての積極的な対応もお願いして質問を終わりにしていきたいと思っております。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻は午前11時00分といたします。休憩。

午前10時37分 休憩

午前11時00分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

9番 三浦寿美子 議員

9番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に定住促進の進め方についてということで質問をしたいと思っております。定住促進事業は人口が減少している飯島町の重要な課題として取り組まれてまいりました。その評価は様々あると思っておりますが、努力が成果として表れていることは事実だというふうに受け止めております。私の身近にも10数年間のうちにIターン、Uターンの人たちが増え、親しい人も多くなりました。私の知る範囲では特に、飯島に住もうと思った要因で多いのが、中央アルプスと南アルプスを独り占めにした気分になれる雄大な山々に惹かれたこと、急峻な地形と勢いよく流れる川、そして空気が美味しい水が美味しいなど、自然の豊かさに魅力があることは疑う余地もありません。ずっと暮らしてきて当たり前の景色、いつもの水、いつも感じている風が飯島の最高の売り物であり魅力であることが伝わってまいります。しかし、若者の定住を進めるためには自然環境だけではなかなか定住には結びつかないのではないのでしょうか。定住促進室を設置をし、若者の定住に力を入れて取り組んできました。これまでの実績と評価をお聞きしたいと思います。

町 長

それでは三浦議員のご質問でございます。まず定住促進の進め方についてということで、様々な施策を進めてまいりましたが、その実績と評価についてでございます。定住促進室、町の第5次総合計画のスタートに併せて平成23年の4月に産業振興課内に新設をして以来、移住や定住、それから交流、体験、滞在といった総合的な窓口として2年間の取り組みを進めてきたところでございます。この間、移住相談体制を確立するとともに、住宅建設の資金利子補給事業やリフォームの支援補助金など住宅関連施策への充実、田舎暮らしセミナーや移住交流イベントへの参加、更に田舎暮らしリサーチ住宅制度などの新規施策の創出や、道の駅における移住相談や町の紹介のPRブースの開設、ツイッターやフェイスブックによる情報発信、民間団体と連携をした飯島・中川定住促進協議会、これによる田舎暮らしのモニターツアーの企画運営など、様々な多岐に亘った取り組みを精力的にしてきたところでございます。こうした積み重ねと田舎暮らしや故郷回帰のニーズの高まりとともに、この2年間で約230人余りの方から相談や資料請求をいただきまして、定住促進室を介して平成23年度は9世帯28人が移住され、平成24年度は更に13世帯35人の移住がありました。定住促進室の設置は窓口を明確にし、町が本気になって定住促進を進めようとする姿勢を明確に示すことで徐々に成果が表れてきておりました。一定の評価をいただいておりますが、今後も町民の皆さんのご協力をいただく中で、特に若者定住に繋がる地道な取り組みを進めて、一層人口増活性化への期待に応えてまいりたいと考えております。以上であります。

三浦議員

ただいま、今まで取り組んできた内容についてその評価、お聞きをいたしました。大勢の皆さんが問い合わせをしていただきました飯島に住んでいただいているということが分かります。さて、移住をしてみえている皆さんの意見や問い合わせなどで今後の課題として改善をしたいことがあるか、また新たな取り組みを検討していることがあるかお聞きをしたいと思います。



町 長

まあ今まで進めてきたいろんなあの取り組みの中で、更に改善が必要、あるいは新たな取り組みの検討が必要というようなこともあるわけでございまして、細部につきましてはまた細かくはあの課長の方から申し上げたいというふうに思いますが、私基本的なところだけ所見を申し上げたいというふうに思います。まああの実際に移住をされてきた方々から経験談として、あるいはまた相談の窓口として出されたことを集約いたしますと、若者の定住の更なるまあ効果的な推進という課題、それから雇用までセットした定住促進のあり方ということ、それから3つ目には空き家の有効活用による需要と供給のバランスを更にまあ向上させるべきという課題、それから1つなかなか難しい問題として耕地や自治会への未加入問題への対応ということ、更には婚活を目指した出会いの場の創出による定住促進ということ、といった必ずこれはあの避けて通れない、取り組んでいかなければならないいくつかの課題が提起をされております。こうした様々な課題に対処するために、これまでに空き家提供事業の補助金や若者就職応援の補助金などの創設をしまして、新たな取り組みも進めてきておるわけでございまして、更に今年度は結婚と定住を着地点とする出会いの場の創出に向けた新たな仕掛けづくりということを取り組んでまいりたい。これはなかなか1市町村単位ではできない部分もございまして、いろいろと今あの各自治体やその他の外郭団体ともこうした取り組みを進めております。遠くは都会の方からもまあそんなような情報も入ってきておりますので、いろいろとあの情報を駆使する中で、特にこの辺のところはやっぱりやっつけていかないと結婚した世帯数も増えませんが、子どもが増えないということでございまして新たにまた力を入れていかなきゃならないということでございまして。まあいろいろご意見いただいておりますけれども、更にまたあの一部調査費的な検討費を新年度予算で計上させていただいておりますけれども、総務省が所管しております地域おこしの協力隊、あの県下でもいくつかの市町村がこれに取り組んでおりますけれども、都会の1つのまあ情熱というものをこの地域に持ち込んでいただいて、この地域に合った連携した上での地域おこしのお手伝いをいただくという事業でございまして、3年間の人件費を国が持ってもらおうということの1つのメリットもあるわけでございまして。それよりも増してこの都会からの若者の生のひとつの声、一緒に住んでいただいて知恵を拝借するという形で今受け入れ態勢の準備中でございまして。その他につきまして課長の方から申し上げて、いずれにしてもこれはあの重要なテーマでございまして、プロジェクトの中でも更に推進をしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

産業振興課長

それではあの補足の説明をさせていただきたいと思ひます。まあ若者定住ということでもありますのであの当然仕事が必要になってまいります。そういった意味であの先ほど町長が申し上げましたように、本年度は若者就職応援補助金ということで、飯島へ住んでいただいて上下伊那に就職していただいた方に補助金を差し上げるというような制度を創設いたしました。特にあのこういった課題に対応しましては、あの課を横断しました定住促進のプロジェクトチームにおいて日々検討しているところでありまして、課題解決のためにそれぞれ知恵を出し合いながら取り組んでいるところでございまして。それとまたあの来ていただく方の対応もそうなんですけれども、それを迎え入れる側の今現在住んでいらっしゃる住民の皆さんの対応ということで、まあ耕地、自治会への未加入問題も一般質問等出されているところでございましてけれども、やはりあの移住してきた方を温かく迎え入れながら相互に理解し合って居心地の良いまちづくりを進めていくということが非常に重要

かと思ひます。そういった意味でもあの5次総の中で「皆でもてなすまちづくり」ということで掲げているので、やはりあの温かく迎えながらそれぞれ定住促進を進めていくということが大切かということで進めているところであります。なおあの耕地、自治会に入るに当たってはそれぞれあの耕地、自治会ごとにいろいろな決まりがあるわけですが、そういった点もあのいろいろな機会を捉えてお願いする中で、すぐにその耕地になじむようなことは難しいと思ひますので、だんだんに慣れながら、最終的に耕地、自治会の一員として地域の中で活躍していただくということで、そういったあの柔軟な対応をお願いしているところでございまして。後あの婚活の関係ですけれども、やはりあの町内にも縁がなく結婚できない方も多数いらっしゃいます。まあそういったことでできるだけあの都会の皆様ですとか、あるいは違う地域の皆様との交流の機会を設けながら婚活で目指した出会いの場の創出ということで、本年度上部機関のいろいろな登録関係の事業があるわけですが、そういった事業を取り入れて、できるだけ出会いの場の創出をしていきたいということで仕掛けづくりを今検討しているところでございまして。まあいずれにしてもあの課題はたくさんございまして、役場の窓口的な対応につきましてもまだまだ課題があるかと思ひますけれども、定住促進室を中心としましてそれぞれ連携しながら対応してまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

三浦議員

あの本当にあの課題もたくさんありながら、また新たな取り組みを目指して頑張っているという姿があるというふうにお聞きをいたしました。是非あのそういう立場で進めていっていただきたいというふうに思ひます。そこであの最近お話を伺った方のことについてです。国民健康保険の加入にあたってなんですけれども、飯島町に来る前には社会保険に加入をしていたために手続きの方法が分からずに役場に聞きに行ったと、そうしたところが離職票が必要であるというふうの説明があったとのこと。離職票が届くのを待っていましたがなかなか届きませんので、医者にかかりたいのも我慢をしていたけれどもやはり保険証が必要と再度役場に出かけたところ、そうしたら社会保険から外れた日が確認できるものがあればいいということでしたので、失業保険の書類で国保の加入の手続きができましたと、ところが国保は税金ですので、社会保険から外れた日まで遡って10数万円の保険税が発生を請求されたということです。初めから離職の日が確認できる書面が提示されれば、それで手続きができるという説明があればよかったということで、そういう説明をしてほしかったということでした。でまあ何とか支払ったけれども生活が苦しくなると、まとまったお金が何とかなったので良かったけれども、工面できなかったらどうなったのか、ということをお聞きをいたしました。でこのことは私はいくつもの問題をはらんでいるというふうに感じました。1つは飯島町に住むことを決めてもらったこの方に町の対応が不誠実だというふうに捉えられていること。それから相談に行っているにもかかわらず数カ月分の保険税が発生をして、その支払の責任は納税者が負うことになった。払えずに分納を選択した場合には延滞金も発生するのではないのでしょうか。それから保険証が発行されるまでに、それまで医者にはかかれなかったこと。かかれれば全額実費となり、重たい負担が発生したと。まあこの内容は移住された方だけの問題ではありませんけれども、これから住み続けていただきたい、そういう町で第1歩目からこれでは大きな不安材料ではないのでしょうか。定住するために必要なことは生活、ご近所付き合いなど初めてのことで分らないことばかりだとよくお聞きをいたします。最初に丁寧に説

明をすることが大切です。今後の対応についての所見をお聞きしたいと思います。

またIターンで耕地・自治会の境界に住居を構えた方、どちらを選択してもいいと言われたそうです。まあよくわからないので双方の耕地・自治会の方に挨拶に行くと、でもどちらを選択していいかもよくわからないので困惑をしてしまった。結果としてまあしばらくして親しくなった方の勧めで決めましたが、加入をしなかった方の耕地、自治会の方にお会いをするのがとても気まずい思いをしているということをおっしゃられました。このお話をお聞きしましてまあ耕地・自治会の範囲というのは例外を除いては線引きがされているのではないかなというふうには私に思っております。まあここでは何何耕地・自治会になると初めから示すことがトラブルに転入者の方を巻き込まない方法と私は考えておりますが、このことについて所見をお聞きしたいと思います。

町長

まああのこうした窓口相談に見えた方、いろんなあの問題があのあるわけだと思いますが、常にあの私以下、懇切丁寧にですね分かりやすく見えた方の立場に立って、分かりやすくまあ説明をして差し上げるということは徹底しておつもりでございます。ちょっとどういう経緯の中でそれが出たか分かりませんが、その上で果たしていただかなければならないあの役目は役目、義務は義務としてまあお願いすることになっておりますので、今多額なあの国保税が一度にというようなことで決してあの可能とかそういうことではないと思いますけれども、そのへんの状況ちょっとできるだけ聞いてみないとわかりませんが、姿勢としては常にそういうふうには思っておりますし、それからあの自治会・耕地の問題についてはこれはあのかつて地元の区、それから当時の全ての耕地の皆さんと協議をして、線引きが決まって各集会所には基本的には貼ってあるはずであります。大きくそのどちらでもいいという話にはならないはずなんですけれども、そのことが現実あったということであつてまた聞いてみないとわかりませんが、一応あの接点的にはそういうことがあつたかもしれないかもしれませんが、状況判断をしながらできるだけそういうことのないように努めてまいりますけれども、所管の方でもコメントできるものがあれば補足申し上げたいと思います。

健康福祉課長

先程の国保加入の件でございますけれども、これはあの定住の関係で飯島町に来られた方に限らず、同じ町内の方で社保から国保になる方、これは同様でございます。基本的には退職を証明する書類があればその日が特定できますので、その日に遡って遡及課税、遡及賦課という形になります。一般的にそういう形になっておりますので、その最初に来られたときの対応が限定的なものについてお話をしてしまったということが事実ならば、それについては今後こういうことのないような形で、まあ退職が分かる書類であれば結構でございますので、そういうことにつきまして徹底してまいりたいというように思っております。ただ遡及賦課につきましてはご理解をいただきたいというように思っております。以上でございます。

三浦議員

是非あのまあ窓口へ訪れた方の立場に立って対応していただくように徹底をしていただきたいなと思います。あの最初の本当にあの、個々の問題は本当に今課長の言われた通り、転入者に限らず町内に見える方皆さんそうだと思いますけれども、あのやっぱりそここのところの説明が初めて聞く方には最初に言ったことが本当にそのまま聞こえてきますので、やっぱりあのきちっとどういう書類ならいいかとか丁寧にやっぱり説明をしていただいて、誤解のないような対応をお願いしたいなあとと思います。それからあのまあ先程もあの耕

地・自治会の範囲ということで町長から線引きについてあのお聞きをいたしました。是非あの徹底をしていただいて、あの本当に転入者の皆さんまったく分からないところへ、まあたまたまそういうところに居を構えたというような方は、やはりそういうトラブルに巻き込まれることは後々までやっぱりそのことが残っていくことですので、是非あの気持ちよく飯島町に在住できるような対応をこれからは是非意を尽くしていただきたいなというふうに思います。

では、実はあの最近ですね、あの福島第一原発の事故で子育て中の若いお母さんたちが安心して子育てをしたいと飯島町を選んでくれまして、滞在先を探しているところということが私のところに伝わってまいりました。私があのお話をお聞きした方は埼玉県の方なんですけれども、事故の時には赤ちゃんはお腹にいたと、でそれから出産をされたということなんです。まあだんだん大きくなって外にも出られるようになって何でも口に入れるし、畑で作る野菜なんか本当に安全かどうか、食べるものについていても本当に安全なんだろうかとそういうことが分からないし不安でしょうがないと、で安心して子どもさんを外で遊ばせることに今住んでいるところでは抵抗があり、伸び伸びと子どもを遊ばせてやりたいでも遊ばせてやることもできないと、そういうふうにおっしゃられます。であのそういう放射能への不安を本当に目を潤ませてお話をしてくださいました。そしてあのその方はやはり家族からも周りからも過敏だと言われてつらいと、だけどずっと先の結果が見えない、そういう中で子育てをしていく、私は子どもに元気に育てほしい、そしてこの飯島町のこのきれいな空気で自然の中で子育てをしたいとそう言われました。しかしハードルが高いのです。旦那さんは地元で働くことで生活が成り立っているのに飯島に来て一緒に住むというわけにはいかない。で、飯島で子育てをするには二重生活をするしかない、しかし家賃が高くては二重生活はとてもではないができない、10,000円位の家賃で子どもを預けて働きながら生活できる場所はないだろうか、そんな思いをしながら滞在先を探しておいでになるということです。定住促進室で家賃の最低のところがないかとお聞きをしたそうです。最低でも20,000円はかかると言われてたそうです。また働くにはお子さんを保育園に預けたりして働かなければなりません。働いた分はその分が保育料でもっていかれてはとても生活ができない、このようにも話をしてくださいました。私はこれほど子どもさんを愛して安全な子育てを望んでいる若いお母さんがこの飯島町を選んで子育てをしたいと、目を潤ませて話をしていただいたその姿に飯島町に住んでもらいたいと強く思いをいたしました。更に同じように放射能の恐怖から逃れて子育てを自然環境の良い飯島町でしたいと望んでいる若い方たちが他にもいるということも知りました。ある方は飯島町で何とか同じように二重生活をしなければならぬ方だということですが、求めましたが飯島町にはそのようなところが見つからず下伊那のある村に居を見つけまして行ってしまったというふうにもお聞きをいたしました。とても残念だなとその時思いました。放射能の恐怖から抜け出して安心して子育てができる町、飯島として私は赤ちゃんが小学生、中学生に成長する過程をこの飯島町で過ごしてもらおうという取り組みを是非進めてほしいなというふうにもこの時強く思ったわけです。そのためには二重生活に耐えられる家賃で住める住宅の確保が必要になってまいります。その1つのアイディアとして新しい土地での生活や子育ては相談する人はあまりいませんし、不安も大きいです。1件の家に何家族も暮らすシェアハウスを提供してみてもどうかかなあというようなことを考えました、

アイディアです。またあの子育てしながら働き続けられるそうした経済的な視野からの保育支援も併せて検討も必要だと思いますし、先程課長の方からも就職の支援もしているというふうにもお聞きしましたので、そういう場面からもそんな支援をし、是非あのそういう若い皆さんに飯島町に来ていただいて、まあいずれ環境の良い住みやすいところに家族全部皆で住むことも視野に入れられるような、そんな取り組みをしてはいかかかというふうに提案をするものです。所見を。支援です。あのシェアハウス？あの同じ例えばですね家屋に家の中に数家族というか何人かが一緒に共同生活を、そういうあのシェアハウスって言うんですかね、そんなのをあの考えてみたらいいのかなと、あのなぜ思ったかと言いますとあの私がお話をお聞きしただけじゃなくて、そうやって群馬県の方とか他にも何々県の方と言っておられましたけれども、飯島町で子育てをしたいと言っている方がおいでになるということがありますので、そういう皆さんが一緒に同じ思いをしながら共同して生活ができたとしてもいいんじゃないかなというふうに思いましたので、そんな提案をするわけです。いかがでしょうか。

産業振興課長

今ご提案のありましたあのお母さんにつきましてはあの定住促進の方にご相談に見えられました。確かにあのやっぱり家賃がご希望に合わないということでございました。今あの議員さんの提案にありましたようにあのシェアハウスということで、同じあの思いで飯島に定住を希望されている方、またやっぱりあのこちらに住むということになるといろんな意味であのいろんな情報がなかったり心細かったりしますので、そういった意味であのいろいろな情報を共有できるということでシェアハウス型のあの住宅の提供というのは非常にあの有効かなというふうに考えます。特にあの町ではあの空き家情報を民間の皆さんと共有しながら比較的大きな物件もございますので、そういったところをシェアハウス型として提供できたらいいんじゃないかというふうに考えます。今後あのホームページ等でそういった情報を提供していくように研究してまいりたいと思います。なおあの保育料のご質問が出ましたけれども、担当外でございますけれども、まあいずれにしましてもあの二重生活ということで非常にあの生活等も厳しい状況でございますので、そういった点もまたそれぞれの課が連携しながら子育てしやすい、また定住しやすい環境を検討してまいりたいと思います。

三浦議員

前向きに本当に捉えていただいてあの是非あのそんな工夫もしながら、若い皆さんがお子さん連れて飯島町に住まわれるということは大変いいことだというふうに思いますので、是非あのそういう皆さんに安心して子育てができる町として是非あのPRをしていただいて、そんな対応もしていただきたいなというふうに今後を期待をしておりますのでよろしく願いいたします。

それでは2つ目の質問をしたいと思います。2つ目は憲法と行政運営の考え方についてということで、町長に所見をお聞きしたいということで質問をいたします。地方自治法は憲法に基づいて定められており、生命や暮らしに直結をしております。私は町政の根幹に憲法の理念があり、第一義的には町民の基本的な人権を保障することにあると理解をしております。私たち議員には議員必携というのがありまして、議員必携には憲法がきちっと記載をされたページがありまして、時々憲法を眺めるそんなことがあります。憲法13条には、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。憲法25条は全て国民は健康で文化的

な最低限度の生活を営む権利を有する。国は全ての生活面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上、及び増進に努めなければならない、と、国民の人間として人間らしく生きる権利を守り、支えるのが国の責務であるとしています。地方自治法には人権を守るため住民に一番身近な地方自治体の役割が定められているというふうに認識をしております。また7月4日には戦傷病没者の追悼式が予定をされておりますが、戦争の悲惨さや二度と繰り返してはならないという全町民の願いが込められている憲法であるというふうに思っております。近ごろは憲法改正などの議論が飛び交っておりますが、私は憲法を守ることが町長に課せられた責務と考えております。町長の基本的な考え方を聞きをしたいということで質問をいたします。

町長

次のご質問は憲法と行政運営、特にまああの憲法とこれに基づく地方自治法、地方行政運営に係る町長としての考え、見解のご質問でございます。昭和22年5月3日に施行されました日本国憲法に基づきまして、また多くの法律に守られながら私たちは日々生活を送っておるわけでございます。まさに日本が法治国家として憲法をはじめ法律を順守して日々の生活を営まなければならないことは、国民の共通の責務であるというふうに思っております。さてそこで地方自治につきましては、日本国憲法第8章で4条に亘りまして地方自治について謳われております。そしてその日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づいてというふうになっておりまして、その本旨とはすなわち地方団体が独立の団体として自己に属する事務を自己の責任において、また自己の機関によって行うことであります。そして地方住民の意思に基づいて施策を行う、これが地方自治の本旨というふうにされておるわけでございます。この本旨に基づいた地方自治法が制定をされ、その第1条に地方自治法にはその目的として、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定めて、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することによって、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発展を保障することを目的とするというふうには、私どもの行政運営の最初の根幹的な目的がここに謳われておるというふうに考えております。この地方自治法によりまして、県や市町村をはじめとする各地方自治体が組織をされ運営をされております。その法律に沿って当町におきましても全国の自治体同様に行政運営をしているところでございます。地方自治法も含め様々な他の法律によって私たちの命や暮らしを守られて、その法律は日本国憲法の理念によって作られております。こうしたことからこの平和憲法と称されている日本国憲法を順守することにより、地方自治を守り発展をさせ、町民の安全や暮らしを守っていくことが、その責任者の町長としては当然の責務であるというふうに考えておるところでございます。

三浦議員

ただいま町長から憲法と地方自治に対する基本的な考え方を聞きいたしました。まあ飯島町の町民の皆さんの命や暮らし、本当に直結しているのがこの飯島町の行政、町政運営だというふうに捉えております。そういう点で本当にあの今、国の中でも社会保障、本当にあの日本全国どこで暮らしても同じように人間らしく生きる権利を持っている、そういうあの憲法で保障されている人権について、私は生活保護の問題とか改正もされたりというような方向にきておりますが、本当にあの町としては皆として命を守る皆として町民の皆さんの命や暮らしを守るためにこれからも是非全力を挙げていただきたいなというふうに思います。そしてこれからも是非憲法の理念を生かして町政を民主的に進めていくこ

とを求め、また今後にも憲法議論いろいろあるわけですが、やはり私たちが当たり前とと思っている、このように私が自由にモノを言える、また女性に参政権も与えられてまあ選挙もできるっていうのは、この日本国憲法が生まれる前はありませんでした。なかなか自由に自分の言いたい放題、この議場でモノを言うなんていうこともできませんでした。そういうことが当たり前になっていることが是非ずっと続いて平和で命や暮らしが守られる、誰でも本当に最低限度人間らしく生きられるそういう町に、是非今後とも進めていっていただきたいということを、これ以上これに対して見解を聞くこともありませんので、求めて質問を終わりたいと思います。

議長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時40分 休憩

午後 1時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番 竹沢秀幸 議員

8番

竹沢議員

早速であります。通告に基づき具体的な質問に入っております。第1の質問であります。飯島町第5次総合計画・前期基本計画の進捗状況についてであります。前期基本計画3年目で今年あるわけですけれども、重点プロジェクトの進捗状況はどうかについてであります。第5次総では町の将来像を「人とみどり輝くふれあいのまち」「勇氣、挑戦、感動」とし、平成23年度から32年までの10年間の計画であります。そのうちの前期の27年までの基本計画の中で4つの重点プロジェクト、具体的には1. 町を担う人づくりプロジェクト、2. 定住促進プロジェクト、3. 情報発信・魅力向上プロジェクト、4. 協働のまちづくりプロジェクト、それぞれについて取り組みをしているわけですけれども、その進捗状況についてお尋ねをいたします。

町長

それでは竹沢議員の質問にお答えをしておりますが、まず最初に町の第5次総合計画・前期の基本計画の進捗状況についてでございます。第5次総合計画この前期の基本計画も3年目となりまして、重点プロジェクトの進捗状況ということにつきまして、4つの重点プロジェクトにつきましてそのプロジェクトごとに具体的に若干申し上げてまいりたいというふうに思います。先ず1つ目の町を担う人づくりプロジェクトでございます。豊かな心と郷土愛を育む教育、リーダーの育成、思いやりのある心の醸成など基本施策であります。生涯学習推進計画やスポーツの推進計画の策定を行い、その計画の推進をしているところでございます。人づくりは長い期間が必要と考え、各課で計画に基づいて行っております。次に2つ目の定住促進プロジェクトになりますが、若者定住を最重要課題としまして、各課でこの目標に向かってアイデアを出しながら、若者が定住できる住みやすい町づくりを行っております。子育て支援政策につきましては福祉医療費の高校3年生までの対象年齢の引き上げや、出産をされました各ご家庭への花束のプレゼント、本年度におきましては乳幼児歯科指導の充実、中学3年生対象のインフルエンザ予防接種事業の補助、保育料においては第3子以降の負担軽減など子育て支援の環境が整ってまいりました。定住促進室を設置をしてほぼ予定通り進んでおるといふふうに思っております。今後

は多くの皆さんが定住いただけるような様々な方策を、いろいろとあのこれまでもご質問をいただいております。3つ目の情報発信、魅力向上プロジェクトについてであります。各種の情報媒体を利用し常に新しい情報の発信と飯島町の魅力の向上を目的に行っているわけですけれども、情報発信につきましては他の市町村に先行して定住促進室からのブログ、フェイスブック、ツイッターの活用により飯島町のPRを行っております。今後は飯島町の魅力向上という分野においてアイデアを出しながら更に手掛けていく必要があるというふうに思っております。最後の4つ目の協働のまちづくりプロジェクトであります。区や耕地・自治会、更には各種団体をはじめ町民の皆さんにご協力をいただきながら協働のまちづくりが進んでおります。地域づくり支援員を4地区に配置をいたしまして、その効果は地域にとって大きなものとなっているというふうに思っております。地域づくり委員会の3ヵ年計画の策定をいただきまして、地域の活動が更に活発となり、またコミュニティの意識の高揚と活動への参加促進のために、町では広報いいじま未来飛行、それから協働の事例集で団体の活動の紹介をしているところでございます。今後は住民自治基本条例に基づいてプロジェクトで検討など制定に向けて準備をしていくこととなります。毎年度当初にプロジェクトの責任者の会議を持って意見交換と連携について協議をし、これを各プロジェクト毎に調整をしてきております。また年度末にも各プロジェクトの責任者の会議を持って実績と次年度の計画を協議して、これを理事者と調整を図っていくことを基本にこのサイクルで実践しておりますが、いずれプロジェクトにおきましても住民の皆さんのご協力をいただきながら前期計画の後半3年を推進してまいりたいと、こんな考え方で現在3年目を進めておるところでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

竹沢議員

ただいまそれぞれ4つの重点プロジェクトにつきましての取り組みについてのご報告があったところでありまして、順調に進んでいるのかなあというふうにも思いますし、また以前に提言した自治基本条例についての準備も進んでいるということで前向きな取り組みについて評価をするものであります。さてそこであのこの4つの中の協働のまちづくりプロジェクトについてでありますけれども、この5次総の計画によれば飯島町協働のまちづくり推進会議（仮称）を発足するというふうに表記しております。今も報告がありましたが、4地区に地域づくり支援員などを配置をして、着実に4地区とも事業は推進しておると思いますが、この組織を立ち上げる予定があるか、あるいはないとしたらその現状そういう必要性がないということでおやりにならないかについてお尋ねをいたします。

町長

第5次総合計画の前期基本計画、協働のまちづくりプロジェクトの中に今お話の飯島町協働のまちづくり推進会議、これはまあ仮称の名称で使っておりますけれども、この設立が記載がございます。この組織につきましては協働のまちづくりの推進のために、この協働のまちづくりに関する事例研究や情報の共有、意見交換、啓発事業の企画実施、人材育成などを目的に設置の計画をいたしております。現在のところこのまだ組織は立ち上がっておりませんが、4区の地域づくり委員会の会長さんと支援員が年2回集まって協働のまちづくりに関する事例や情報について情報交換を行っております。お互いにこの情報を共有をしておるわけでございます。このことがこの計画にあります組織の役割を現在のところ担っていると言えるかと思っております。今後はこのプロジェクトにつきましてきちんとした組織の設置について検討していくように、考え方としてはあのこの前期計画の

中で先程申し上げた住民自治の基本条例の策定とともに連携をした形の中で検討いたしました。組織として立ち上げてまいりたいとこんなように考えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

竹沢議員

ただいま答弁ありまして（仮称）協働のまちづくり推進会議についても立ち上げていくということでございましたので、計画に沿って是非推進されまして全体として協働のまちづくりの取り組みが4地区共々にですね発展するように期待をするものであります。次に3点目の項目ですが5次総における将来人口についてであります。平成32年度に10,500人と設定をしておるわけでありまして、国立社会保障人口問題研究所の人口推計によりますと、本計画にも述べられておりますけれども、平成32年で9,223人ということでございまして、この10,500人に対して1,277人の差が計画の時点であるわけでありまして、現時点で平成25年6月1日現在の当町の人口ですが9,921人ということでございまして、国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計値で前期基本計画の5年目でありますところの平成27年度では9,710人を想定しております。また5次総における目標人口は平成27年度で10,250人という設定になっております。そういうわけで現在6月1日現在で9,921人でありまして、比較いたしました27年度の5次総目標の10,250に対して329人ほど少ないということございまして、10年後を目指した時にこの10,500人の目標というのが現実に沿った計画なのかどうかということについて、検討を加えていかなければならないのではないかと私は思っております。極めて厳しい難しい目標設定ではないかと思っております。せっかく作った計画でありますのでこれはまああの途中で修正するっていうのも心苦しいとは思いますが、前期5年計画の今3年目ということでございまして、後期に合せて後期の基本計画をまた基本構想審議会等々で検討する時期がくるわけでありまして、また加えて当町における飯島町議会基本条例の制定に基づきまして、後期今後は基本計画について議会の議決を要すということにもなってくるわけでありまして、この将来人口について見直しをするお考えがあるかどうかについてお尋ねをいたします。

町長

現在の計画の中で位置付けております10,500人の計画を将来的に見直す必要があるというまあご指摘でございまして、今もお話にございましたように、第5次総合計画の前期基本計画の将来人口、これはあの計画策定当時にはいろいろ議論の中で、やはりあの前向きな努力目標それから期待目標というものもありまして、平成27年に人口10,250人、それから人口動態推計でまいりまして平成32年には10,500人というふうに将来人口の設定を一応してあるわけでございます。右肩上がりであまり取り組んでいくんだというその決意と申しますか、心意気も謳ってあるわけでありまして、現実にはなかなか厳しいという状況でございまして逆の方向にある。それも取りも直さず少子高齢化の大きな波が押し寄せ、それから更にまたあの国勢調査の時点では、外国人の契約会社員の方の多数のまあ帰国があったというようなこともありまして大変厳しい状況にあります。特にあの出生数が大幅に落ち込んでおまして、今お話の6月1日現在の人口は9,921人、10,000人を割っておる状況でございます。こうした急激な人口減少の状況に対しましてそれぞれまあお話しておりますように、人口を何とか増に向けてということで取り組んでおるわけでございますが、現実問題としてやはりこの大きな数字の乖離があるということは否めない事実でございまして、そうしたことをまあ勘案しながら今後、まあ今年あ

たりから一部準備段階に入ると思ひますけれども、実質的には来年の策定作業が本格化する形になるわけでございますけれども、この第5次の後期計画の策定作業におきまして再度まあいろいろあの推計をし、現実を見つめ直した上でですね将来人口の目標設定というものの見直しをやっぱり図る必要があるのではないかとこのように現在では思っております。

竹沢議員

ただいま答弁がありまして、後期の計画に向けて今見直しも必要であるというお考えでございました。そのことはそのこととして受け止めるわけですが、5次総の中でも謳っておりますけれども、午前中、昨日も含めましてですね人口増対策また定住促進室を設けての取り組みの強化などについて評価もあるところでございまして、5次総では次のように述べております。人口が長期に亘って減少期の中、歯止めを掛けかつ増加に導くには若者の定住促進や子育て支援策の充実、また活力ある産業の振興などの魅力を総合的に高める施策、これをこれまで以上に戦略的に展開する必要があるというふうに計画の中で述べておるところでございます。抽象的な表現なのかもしれませんが、まあそこで定住促進室などを設けてまた先程報告がありましたいろんな形での飯島町の魅力をPRする情報の全国に向けての発信、こうした取り組みの中でいろいろ評価する点がありますけれども、今後に向けてあの更に現状の人口を減らさないように維持し、また少しでも増えるようなそういう対策についてどのようなお考え、政策をお持ちなのかお尋ねをいたします。

町長

更なる人口増対策をどう図っていくのかということございまして、今お話のようにあの計画の表現ではまあ一応そういうことで、前向きな1つの積極的な施策に取り組んでいかないとこれは実現しないという定義がなされておるわけございまして、そのためにあの考え方としては決してあのぶれておるわけでもございませぬし、ひとつひとつまあ施策を講じておるつもりでございまして、なかなか現実には厳しいということございまして、今年度になりまして新たに若者就職応援の補助金交付によりましてU・I・Jターンの促進、それから第3子以降の保育料の軽減を更に図るなど新しいまあ事業の展開を図っておりますし、それから子育て支援、医療・福祉の充実は今まで以上にまあ進んでおるというふうにも思っておりますが、なかなかあの限界もあるという実感もあるわけございまして。更にまた今年度におきましてやはりこの社会増と社会減とのバランスの問題、それから自然増と自然減との問題、あの社会増の方はまあ転入転出のことでいろいろあの定住促進、I・U・Jターンの施策を講じやすい面もあるわけございまして、この自然減というものに対しての増と減とのバランスが非常に飯島町は減に繋がっているという要素が多くございまして。高齢者の皆さん方がだんだんまあお亡くなりになったり、それから期待しております新出生数がそれに追い付かないということで、これはやはりあの結婚の機会、それから子どもを産んでいただく、しかも複数の子どもさんを持っていただくというようなことでないとなかなかこの自然増には繋がらないということございまして、その辺のところをまあ歯を食いしばってやる必要があるんだけれども、なかなか実態はそれぞれのお考えで思うようにいかないというのが厳しい現実でありまして、さっきも申し上げておりますように婚活からそれから子育て支援といったようなところも更に力を入れてやっておりますけれども、今後とも手を抜かないようにひとつやっていきたいというふうに思っております。それと同時にあの職場の確保、先程もあの人口増はやはり職場の確

保のセットでないとなかなか入ってこない、来ていただけないという側面もありますので、やはり整理して考えればいろんなことを総合的に取り組んで全体として維持していく以外にないのではないかというふうに思っておりますので、そんなふうに今後とも進めてまいりたいと思っております。以上であります。

竹沢議員

ただいまそれぞれ答弁がございました。あの私も感じました特にこの4月5月ですかね、町民の皆さんで他界される方が多かったようにちょっと感じておりまして、いわゆるその自然減の部分ですね。それをどうカバーしていくかっていうことがあの大変な課題でありまして、今町長ちょっと答弁がありましたように同僚議員も評価しておりますが、町長の姿勢として子育て支援策につきましては他の市町村に秀でるいろんな施策を打ち立てていただいておりますし、今後取り組んでいただく婚活の問題また職場の確保の問題等々含めましてですね、今後ともなお一層人口増に繋がる政策を継続してやっていただくことを求めまして次の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問項目でございますけれども、自然再生エネルギーとしての太陽光発電促進に公共施設の屋根を事業者に貸し付ける制度を創設することを提案いたします。飯島町におきまして私が再三再四提案し太陽光発電の一般住宅設置費の補助につきましては過去に実現をしております、まあ今年から若干100,000円ですか補助額が減少したものの、町としての普及推進が図られてその効果は表れておるといふふうに評価をするところでありまして。また3校、飯島中学校、七久保小学校、飯島小学校の屋根に国の財政支援を受けまして太陽光発電が設置をされまして、余剰分の電力が売電されまたデジタル表示板なども設置されまして児童生徒の教育にも貢献しておるところでありまして、これらの取り組みについても評価をするところでありまして。もとよりその東日本大震災による福島原発事故により自然再生エネルギーの必要性が高まっておりますけれども、本来は地球温暖化対策としての二酸化炭素の排出量削減という取り組みの一環であるというふうに私は思うわけでありまして、そういう意味ではこの1つの太陽光発電も極めて大事な課題であるというふうに私は思っております。で今回の提案につきましては太陽光発電を推進するとともにですね、厳しい飯島町の財政状況の中ですけれども、金額はわずかですけれども長期的にまあ収入が入る方法として、今次この公共施設の屋根について事業者に貸し付ける制度について提案するところでありまして。具体的な事例について申し上げます。1つの事例ですが、町長以下ご案内かと思っておりますけれども、飯田市にある企業が行っているプロジェクトにつきましては全国から「地域メガお日さまファンド」ということで、まあ出資を募りましてですね、現在363名、出資金額で335,900,000集まっておりますけれども、この原資を使いましてその同社が南信州地域にある事業所の屋根ですとか公共施設の屋根などをお借りしましてですね、一般住宅よりは少し規模の大きい太陽光発電のパネル、50キロワットから1メガワット級の発電を行うものでございまして、電気につきましてはこの施設を設置する電力会社に売電をするという仕組みでございます。設置費用につきましてはまたメンテナンスの費用につきましては全てこの建物を借りる会社の方で全て負担するというところでありますので、建物の所有者の方には屋根を貸すわけですが、その屋根借り料といいますか、それがまあだいたい概ね売電料金の1割程度、年に1回入ってくるといふような仕組みでございます。で本事業が少し動きだしたのは昨年の4月ご案内のように、自然エネルギーの固定買い取り制度開始になりまして、こうした事業が少しずつ拡大を図

られてきておるところであります。まず具体的な事例で公共施設ですが、まず下伊那の方ですけれど阿智村の保育園、それから高森中学校の屋根、それから売木村の農村集落排水処理施設の屋根、それから同村の郷土館、豊丘村の保育園などにつきまして発電が行われております。なぜあの民間の屋根に比べて公共施設の屋根の方がいいかということですが、安くて安全に借りられるというメリットがあります。民間工場の場合はまあいつ閉鎖するかもわかりませんが、まあそうしたこともあるわけでありまして、公共施設の場合はまあ老朽化するまではまあ耐震構造でもあるというようなことを含めまして長期にまあ継続して安心して借りられるというメリットがあるかと思っております。それからもう一つの事例で、隣の駒ヶ根市ですが、これもあの飯田市のお日さま云々の事業所の事業でございますけれども、平成21年度から公共施設の屋根貸しをしております。駒ヶ根市の方式の場合には公共施設の屋根を発電設備の投資事業者に貸付まして、電気を市が全量買い取り、それぞれの施設の電気として自家消費をしてその余った電気を売電するということの仕組みでございます。駒ヶ根市では保育園2箇所、それから自治会集会施設、児童館の屋根に貸付をしております。2つの飯田下伊那関係と駒ヶ根市の例を申し上げましたが、町でまあこの事業を行う場合にですね、町としては投資を0円でできるということでございます。で、町は、飯島町もそうですしこの南信地域につきましては晴天の日が大変多いということで、太陽光発電に適しているというふうに言われておりまして、この同社につきましても飯田下伊那は元よりこの飯島と中川村を営業の対象として過去にも営業展開にきているのだそうでありまして。このようにまあ太陽光発電の促進のためにですね公共施設の屋根、飯島町で考えますと庁舎、文化館、各保育園、それから各地区にあります公民館、体育館、それから耕地や自治会の集会施設、公共下水道や農村集落排水の処理施設、などの屋根について意欲のある事業者に貸し付けて発電施設を設置していただいて、その電気を有効に活用し一定の収入を得るといふこと、それからある程度継続して長い期間収入が得られるということ、それから公共施設の場合は一般住宅と違って一定の屋根の広さを持っていますので、そうした意味で発電のパワーも少し大きくなるということ、それからクリーンエネルギーを発電しているということでの町民の皆さん等等へのPR等々のメリットもあるのではないかとこのように思うわけでありまして、こうした取り組みについてどの程度認識されておられるのか、また今後どうされるのかについてお尋ねいたします。

町長

次のご質問は自然再生エネルギーとしての太陽光発電に関することとございまして、特にあの公共用施設の屋根を意欲ある事業者に貸し付けて、その施設整備をしてもらって必要な電気を供給を受けたり売電をしたりとこのようにご提案でございます。第4次の環境基本計画におきましても、地域循環型地産地消の再生エネルギーの普及啓発を通じて、安心安全で暮らせる持続可能な地域づくりのための平成20年の2月に策定をされました飯島町新地域エネルギービジョンに基づきます、この地域の資源を活用した自立型の創造を目指すというこの計画に基づきまして、今いろいろと研究に取り組んでおるところでございます。この議会が間もなく終わりますので、できれば6月のうちにというふうに思っておりますけれども、町内の取り組むこの水力発電の問題、それからこのビジョンに基づく太陽光その他まあバイオマス、総合的なこのエネルギーの発電まあ懇協議会的なものを、今までお話ししてまいりましたけれども、いよいよ立ち上げてですね、具体的に一步を進めてま

りたいというふうに今所管課の方で準備を進めております。その中の1つのまあ太陽光発電ということでございます。前にもこの役場の庁舎の屋根に自らこの発電施設を設置をして自ら消費をして売電というようなこともどうかというご提案を竹沢議員からいただいたことでもありますけれども、当時の経済対策の交付金等を利用してということですが、ちょっと他に優先するあるいはあの学校関係の方へ先にまあ充当をすると、環境教育の面を含めてというようなことでもございましたので、ちょっとこちらまでというようなわけにはいきませんでしたけれども、できればまあ自前でそうしたいなあというふうに気持ちは持っておりますが、なかなか今の制度でいきますとこの多額な設備投資というものは直接自らというものはございません。あの一般家庭には若干いろいろあるわけでもございますけれども、まあそんなことを考えながらひとつのこの屋根を貸す事業ということでございまして、これもあの一つの有益な方法かと思えます。長野県も平成24年度からこの貸し事業というものを認知をされまして、今お話のようにあの県下でもいくつかの市町村が既にこうしたあの屋根を貸してそのシステムの中で公共活用というようなことと、それから何せあの売電の制度ができましたもんですから採算ベース的には非常にまあ採算が合うという計算が出されておりますので、そんなことでもまあやってみようというふうに思っております。だからその辺も含めて研究してまいりますけれども、今のこのご提案に対してはやはりこれも1つの手法だと思えます。意欲ある企業の皆さん方が自らまあその意欲ある方を募ってですね、資金を資本を集めて初期投資をしていただく、それに対して町は場所貸しをするというようなこともひとつの方法の1つとして考えて、で、できたらこれはあのそうした投資がやはり地元で還流することがよいかというふうに思っておりますので、まあ町内で、まあ水力等ではいろいろあの意欲で取り組んでいただいている企業も1~2あるわけでありまして、この点についてもできれば町内業者がそうした集まっていたらいい、それに取り組んでいただくことが一番出来た成果も還元されるんじゃないかということでもございますので、是非一つこれはあの具体的にまた呼びかけも含めてですね事業化を図ってまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

竹沢議員

エネルギー問題につきましては町の新エネルギービジョンに基づいて、この議会の後、6月にそうした協議会も立ち上げていくということでございますし、具体的な本提案についても町内の意欲のある事業者との連携をとりながら経済的に還流できるようなそうした仕組みを考えていきたいという答弁でございました。で、それと関連してもう1つのあの提案ですけど、現在あの町内の自治会、耕地の集会施設の中で上ノ原と中平と南割につきましては、地元の資金も調達する中で太陽光発電を設置されておるように承っておるわけですけど、この3自治会、耕地以外のところについてもですねそういうことを取り組んでいく方法として、ただいま前段で申し上げた手法も含めてですね、またあの最近では個人住宅の営業で松本に本社がありますガスメーカーもですね、一般住宅で太陽光の設備をする場合にですね0円でできるというそういう仕組みをまあ立ち上げて、今飯島町内でも営業が始まっておるようではございますけれども、そういう方法も含めましてですねあの集会施設の屋根を活用したらどうかという提案であります。で、これであの町民の皆さんもちょっと要望があつて、で例えばの例で申し上げますけれども、集会施設にそういう発電施設をのせましてね、必要な電気はそこで使ってまあ残りは売電するんですけど、特にあのこの間30数カ所にわたる厚生労働省の高齢者支えあい拠点施設としての補助事業での集会施

設もできてきておりまして、それぞれ有効に活用するという意味でございますね、例えばあの今200,000円くらいしますかビデオプロジェクターというものがございます、これはあの各自治体にですね自治会に設置していただくと例えば、出前講座ですとか防災の講座ですとか健康教室ですとかまあいろんなのにも使えるわけですし、またあのその自治会の中で例えば寅さんの映画とかねそういうのを見なければDVDであるとか、後藤監督さんがおりますので後藤監督さんにご推薦いただいてもいい映画を見てもいい推薦いただくとか、そういうものを含めてその自治会単位、耕地単位ですとねその自主的な取り組みをしてコミュニティーの輪を広げていく、またあのたまにはお酒を酌み交わしたりするということも含めてですね、地域の絆を深めていくようなそういう意味での手法として、前段申し上げたようなものを集会施設にも活用したらどうかということを提言しますがいかがでしょうか。

町長

まあこれはあの町を挙げてこうしたあのビジョンに基づいて進めて、一体として自然再生エネルギーに向けていくということの取り組みの中では、公共の問題それから個人の家庭や事業所の問題、含めてですね当然自治集会所ほとんど新しくなりましたもんですから、十分耐震は可能だと思っておりますし、結構だというふうに思います。ただあの最終的判断はこれはあの地元のそれぞれの自治体といえますか、あの自治会なり耕地なりの判断になるわけでもございますけれども、そういうこともやはり行政として主導していく必要もあるだろうというふうに思いますが、ちょっとあのそうした団体が補助が町、国から受けられるかどうかということにはちょっと担当課長の方から補足して、そういうことも含めれば非常に有利であろうということと、あのやっぱり地元、自前でそういうものがあるということは非常にあのエネルギーばっかだけでなくいろいろな関心事になるかというふうに身近に感じるというふうに思います。エネルギーの問題にしても身近に感じて、当然そこにはあの大人も子どもも居住しておるわけでもございますので、いろんな面でプラスの要素に働くのではないかなというふうに思って、良いことだと思いますけれどもちょっと研究してみたいと思っております。

住民税務課長

あの補助の問題でありますけれども、大掛かりなものについては太陽光発電については今のところその全量買い取り制度がございまして、そちらの方で対応するというところでございます。全量買い取りにつきましては昨年度は42円でございましたけれども、今年度価格は37.8円ということで20年間ということです。でただ10キロ以上の設置です。それ以下は個人のものでございますので通常の住宅用の発電ということでまあ38円で10年ということでもございます。こちら辺につきましても設置をする場所等によって使い分けをしながら、町全体のエネルギー問題としてできるだけ情報収集しながら情報を出して、できるだけ期待に添えるような格好がとれるようにしてまいりたいというふうに考えておりますのでお願いしたいと思います。

竹沢議員

それぞれあの課題として受けとめていただいて、今後とも是非前向きに取り組んでいただけるように求めるところであります。最後の質問に入ります。長野県は去る5月1日、国の2012年度の補正予算に事業費が盛り込まれたところの電気自動車の充電設備の整備事業で、県内は現在77市町村ありますが355箇所充電設備を設置するという計画案をまとめました。これが翌日の信濃毎日新聞の冒頭になっておりますが、これを見ますと飯島町は施設について2箇所設置するというふうに報じられております。で、まあ本来こ

これは民間事業所の意欲に基づいて行うものであるというふうに考えますけれども、飯島町の場合に例えば道の駅とか、2つありますスタンドですとか、まあそういうところが想定できるのではないかと思います、その2箇所とはどこでしょうか。

町 長 3番目のご質問であります、この電気自動車の充電設備の設置ということでございまして、国のまあ電気自動車の事業で長野県へ355箇所の一つの設置の考え方で今県は計画を進めておるわけでございます。そうして割り出してまいりますと飯島は2箇所というような今お話の通りでございます。ここをまあどうするかということでございまして、県はこのことにつきましてはいわゆる長野県ビジョンを作成の中でその位置付けがされておるわけでございまして、各町村最低2箇所として県内既設32基とそれから幹線道路、約概ね30キロ間隔での設置基準によりまして、素案では全体として整備箇所数を355箇所とこういうふうにああなっておるわけでございます。県は6月初旬にまあ県のビジョンをまとめていくというふうに言われておるわけでございますけれども、この県内の充電インフラの整備促進事業を市町村単位で、やっぱり今お話の民間活力を最大限活用しながら進めるんだという、この長野県のビジョンの背景があるわけでございまして、電気自動車の普及状況を勘案しながら、全体としてこの行交うユーザーがまあ電欠といえますか電気が欠かすことの不安がないような設備の配置計画をまとめていくという形になります。で、当然これはあの市町村からのまあ一つの設置要望といえますか考え方を示していくという形になります、いつまでというようなことのまだ明示が来ておりません。当然県はビジョンをまとめて相当時間がかかるのではないかとこのように聞いておりますけれども、で、飯島町として今担当課共々考えておりますのは、当然あの幹線道路上、バイパスが今後開いてまいりますのでその辺をどう位置付けるかというような問題、それから駅前広小路中心市街、まあ商店街といえますかそうした部分。それから観光地、当然のことながらまあ道の駅あたりもその一つの候補地に充てていいのではないかとこのように思っておりますし、またこれからあの整備していくいろんな施設との関連も含めながら慎重に検討をして手を挙げていくという形になるかと思っておりますので、この点につきましてはもう少し時間を貸していただきたいというふうに思っております。

竹沢議員 ではこの課題については県のビジョンも策定中ということでこれからの課題ということで受け止めさせていただきます。関連をしてですけども、その電気自動車の普及についてどう考えるかということでございます。ある市では奇特定の事業者がおりまして、市に対して電気自動車を寄贈したというような新聞記事が載っておりますが、まあそれはともかくとして、私もあの一般質問の中で過去に地球環境に優しいハイブリットの車をまあ町長の公用車に使ったらどうかということのを再三提案申し上げまして、現在それは実現されておるわけでありまして。このことは評価するわけですけども、まあ電気自動車も時代の趨勢で自治体もですねそういうモデル的なものを含めて取り入れていく、まあそういう時期に差しかかってきているのではないかとこのように思うわけでありまして、具体的に役場として公用車などにつきまして電気自動車を導入して、住民の皆さんへもPRしていくというようなそういうお考えがあるかどうかについてお尋ねいたします。

町 長 電気自動車の普及ということについて、まずその公用車に導入を図っていくべきだというご提案でございます。最近のまあ電気自動車はこの大手の自動車会社のみならず、中小企業が開発に取り組んで成果が挙げられておるとこのように報道されております。この電

気自動車の普及を図る上で、やはり付いて回るのが充電インフラの整備ということが不可欠になるわけでございまして、購入価格の負担軽減も重要な取り組みの一つであるというふうになると思います。そこでまあ自家用車においての実際の利用状況、電気自動車見てみますと、やはりあのハイブリット車の普及が圧倒的に多いという形でございまして、これに比べて電気自動車の方はまだまだあの理解が深まって実際の購入というのは非常に少ないわけでございます。実際にまあ現段階ではまずこの実際に電気自動車を利用する上で、そのどういう有用性、有益性があるのかということの検証がまだまだ情報不足というようなこともございますし、それから充電インフラの問題もございまして、必ずしも情報が十分こう浸透していないという一般的な状況があると思っておりますので、その辺がこれからのまあいろんな面での取り組みが課題であるというふうに思っております。そこで町の公用車におきましてはまあエコカーということで、全体的には主にはハイブリットの車、それから低燃費車へのまあ計画更新といったような計画的に今進めておるところでございますけれども、この電気自動車の取り組みにつきましてはまだ飯島町1台もないわけでございまして。車両価格の問題、それから今言う充電設備の問題を含んでいろいろ課題があるわけでございます。ただあの町の中にも何台かはまあ民間で導入されておる事例もありまして、お聞きをいたしますとやはりあの長距離的な行動についてはどうも見劣りするという形でございまして、あるお医者さんなんかは通うに片道だけしか通えないんで、必ずその勤務先で充電器がないと帰りが帰れないというようなことも言っておられるわけでございまして、この辺が大変まあ課題であるということで先程の質問とも絡んでくるという形でございます。いずれにいたしましてもあの電気自動車というこれからの時代の要請の課題もありますので、低燃費車、まあハイブリットに切り替えと同時にですね、あの軽自動車あたりで小回りの利くこの電気自動車も最近こう、だいぶまだまだちょっと値段は高いようでもありますけれども、車種も増えてきておりますので、そういう意味ではあの車種の選定については非常にあのレパートリー広がったということでございますから、ハイブリット、低燃費全体の中の電気自動車の位置付けということで今後の計画にあたっては、更新計画にあたっては一つの検討に値するというふうに思っております。

竹沢議員 電気自動車については充電インフラの整備が不可欠であること、また車両価格の問題、有益性の問題、長距離走行の問題点等々ありますが、まあ今後自然環境に優しい車の導入の中で1つの課題項目として受け止めていただきたいと思っておりますので、そのことについて求めたいと思っております。私もあの過去8年間定例会の折に一般質問を1回も休まずさせていただく中で、まあいささかですが町民福祉向上の事務事業について、いくらかは役に立ったのではないかなというふうにも思っております。引き続き、長野県今77市町村ありますけれども、私も常に申し上げておるまああのちょっと個性的なまちづくり、キラリ輝くまちづくりのため、なお一層議会活動をまい進してまいることをお誓い申し上げます。

議 長 5番 浜田 稔 議員

5番

浜田議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初の質問はゴミの不法投棄に対する町の取り組みを問うものであります。昨年末、飯島町では第4次環境基本計画が策定され



て、本年度がそのスタートになると承知しております。この計画では自然エネルギー活用の目標も引き上げられ、また生ゴミ処理機の補助も復活するなどですね、私も提案してまいりましたが、あのこの計画が大きな成果を上げるように期待していきたくております。今回はそのゴミ問題の中でもですね影の部分だと思われましても、不法投棄の問題についてお尋ねしたいと思います。で、まず全体の概況、町内の不法投棄が近年どのように推移しているのか、それからそれに対する取り組みの内容、そして成果あるいは今後の課題、こういった問題をどのように把握されて取り組もうとしておられるのかについてまずお尋ねします

町 長

それでは今議会一般質問の最後の質問者であります浜田議員の質問に順次お答えしてまいります。まずゴミの不法投棄に対する町の取り組みでございます。現在までの進捗と今後の対応・課題等につきましてでございます。まず現況について申し上げますと、昨年度平成24年度につきましては大型家電等の不法投棄というものは全然ございませんでした。平成23年度処理量が5.4トンに対しまして全体では40%ほどの減少となる2.2トンとなっております。それから不法投棄物は町内のパトロールと住民の皆さんからの情報提供と、耕地や自治会での美化活動によって回収処理をしているところでありますが、不法投棄した者が特定できる場合や常習的に不法投棄がされる箇所につきましては、警察等との連携によりまして不法投棄対応をしておるところでございます。不法投棄のほとんどが町外者によるものというふうに思われておりまして、常習箇所のパトロールは元より、周辺の環境美化、啓発看板の設置とともに周辺住民の皆さんに情報提供をお願いしておるところでございます。今後ともそうした取り組みを続けていかなければならないというふうに思っておりますし、少しこれはあの手を緩めますとどうしてもまた再発に繋がっていくということでございますので、息の長くコツコツとこのことは繰り返し実施をして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

浜田議員

全体としては改善が進んでいるという報告で結構なことだと思います。私も個人的にあのゴミゼロ運動で全体に減っているかなという印象は受けていますので、あの是非この状況は維持していただきたいと思っておりますけれども、まあ最近町民の間からではごく最近はですね町民の間からそういった不法投棄の通報があるのか、あるいは警察が動かなければならないような事案があるのか、まあこういったこともお尋ねしたいと思います。ちょっとあの最近ちょっと目にした理論なんですけれども「割れ窓理論」という環境犯罪の理論があるそうです。まあ大げさな名前ですけども単純な話でですね、あの窓の割れた建物を放置しておくと、その地域に誰も関心を持っていないというメッセージになって地域に広がっていくと、その結果、その地域にはゴミのポイ捨てが進んで、周りの窓もみんな割られてしまって、で地域のモラル全体が低下してやがて環境全体を悪化させていく、まあこないくつかの実証例もあるようです。まあ反論、反対する学者もいるようですけれども、まあいずれにしても不法投棄を現実に見ながらですね、長期間に亘って放置すれば既成事実になってそこにゴミが溜まりやすくなるっていうのは私はまあ経験的には言えることじゃないかというふうに思っております。でそういう意味ではですねあのゴミ問題に対してはあの段階を踏むのではなくて、例えば住民のレベルで解決してそれで無理なら町ではということではなくてですね、速やかに町民と行政とが行動していただきたいというふうに思いますが、あの例えば最近はそのような通報とか対応すべき事態はないのかと

ということも含めてお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

住民税務課長

それではあの最近の不法投棄の状況でございますけれども、あの私ども週1回パトロールをしてございます。で町長が前段答弁をした常習的な地帯ということで、過去にそういう常習的な事態があったところが10数箇所ございます。あの日影坂であるとかグリーン工場団地だとか、まあ千人塚、日曾利林道、飯沼橋、等々のその、どっちかっていうと比較的その見えにくい場所、過去に非常にありました。でそこを週1回ずつはパトロールをしてございますので、発見すればすぐ片付けるとそんな対応をしております。それともう1点はあの地域の皆様方も非常に関心を持たれるようになりまして連絡があります。ただあの先ほど町長言ったように大型家電の大きい物が捨ててあるという連絡はここのごとくございません。あのちょっとした小さい物があるとかいうような連絡はございます。でそういうような場合もできるだけすぐ現場へ飛ばさせていただいて、そこで対応できるものについてはすぐ片付けるとそんなふうないうふうに常努めさせていただいておりますので、あの数字的にも町長言ったように非常に少なくなってきたとそんなふう実感をしておるところでございます。

浜田議員

一般廃棄物については改善が進んでいるということのようですけども、それでは次にですね廃棄物の種類が特定されているいわゆる産業廃棄物、まあこれについてこの町内ではですね不法投棄というのは存在するのか、あるいはその兆候を示すようなですね事案というのが情報として入っているのか、この辺りについて認識をお伺いしたいと思います。で産業廃棄物というのはその影響も大きゅうございますし、一旦問題になればですね非常に大きな費用を掛けて処理しなければいけない、更にそういったことが噂として伝わればですね、せっかくの定住促進さえも不意になりかねない、まあそういう性格のものだと思いますので現状がどうであるのかということについてお尋ねしたいと思います。

町 長

もう一方のこの産業廃棄物の町内への不法投棄、あるのかないのかその現実実態でございます。現在あの事業所から出された廃棄物あるいは収集された建設廃材等、これがあの町内の山林等に違法に捨てられたという箇所はございません。かつてはあのいろいろと谷底にございまして、国のまあ支援交付金等を得て大々的にまあ整理をしたという経過もございましたけれども、現在はそうしたことは1箇所もないという認識でございます。一方また町内で産業廃棄物の不法処理に関する観測が必要な箇所というのが実は1箇所あるわけございまして、処理業者の所有地及び管理地において収集廃材が埋設をされたとの隣接をする住民からの情報が寄せられたことによるもの、1箇所でございます。この処理事業所の土地であっても処分等の許可がなくて埋める行為はこれは当然違法行為という形になりますので、隣接住民の方に地方事務所や警察、役場への通報をお願いしておる状況でございます。そんな状況でございますのでこの1箇所についても今いろいろとあの担当の方で、これはあの産業廃棄物は実際的にはこれは県の方の責任分担になるわけでございますので、連絡連携をしながらその情報交換に努めて必要な対策を講じておるということで、その内容につきましては担当課長の方から補足させていただきたいと思っております。

住民税務課長

1つの対応としましては今町長言ったように一般廃棄物は市町村長の責任で指導監督ができる、産業廃棄物については処理責任者は県に権限が移ります。ですからあのじゃあそれでいいのかっていうことでもなかなか迅速な対応ができませんので、現在は生活環境係2人職員がいますけれども、県にお願いをしまして併任辞令を出していただいて現場へ

立ち入ることができるようなまず格好で仕事をさせていただいております。それからこの要観察箇所でございますけれども、現場へ行って現場を見させていただき状況についてもそれぞれの関係する皆さん方からお話をお聞きをしました。で、県のパトロールされる方も現地へ行って確認をし、出た結論としては産業廃棄物の違法行為は現状はないと判断をされました。と言いますのは、中間処理したものであるということ。あのそのままのものがその土地に積んで放置されていればこれはまあ違法ですけども、いったんその形を変えて中間処理をされたものがそこにあるということで、それともう1つは埋め立てはされていないということです。ですからいくら中間処理をされたものでも埋め立てをされれば違法行為ですが、中間処理されたものがそこにあるという状態では埋め立てがなければ違法行為ではないというそういう判断を今はされています。で、要観察箇所ということでそれぞれ注意をして今見ているというのが現状でございます。

浜田議員

では改めて伺いますけれども、今は違法行為は存在していないと、従って当然次のステップの行動はないとそういう理解でよろしいんですか。わかりました。ではそういう認識であるということを今回は確認し、町の認識だということを今回は確認してこの件については終わりたいと思います。

それでは2つ目の質問に移ります。2つ目の質問は道州制に関するものであります。まあ報道によれば衆議院の憲法審査会は7月の25日に憲法の地方自治の章を議論して、自民、日本維新の会、公明、みんな、の4党が道州制の導入で歩調を合わせた。で憲法にこの規定を盛り込むべきだという政党もある、まあこんなことが伝えられています。その一方で全国町村長会は平成20年度以来、道州制への反対の姿勢を明確にして、昨年11月21日の全国大会でも特別決議を挙げているというふうに認識しています。で私は町長はこの特別決議と一致したお考えをお持ちであろうと期待をしておりますけれども、確認の意味も含めましてこの道州制に対する考え方、それから町長自身の姿勢について先ずお伺いしたいと思います。

町長

次は道州制の問題でございまして町長に対する所見でございます。この道州制は、都道府県を廃止をして全国10程度、まあ10から13といろいろ思案があるようでございますが、まだ正式なものではございませんが、とりあえずまあ10箇所程度の道や州に再編をするというまあ構想的にはそういう内容でございまして、これはまあ地方活性化に向けた国の統治の仕組みを変えるということにまあされておるもので、1つには地方分権あるいは行政コストの削減、地域経済の活性化などが目的とされてはおりますけれども、その具体像は極めて不透明であるというふうに言わざるを得ません。4月にまとめられましたこの道州制推進基本法案、今国会に提出をされようとしております。この法案は道州制の導入を前提に必要な法律の整備等について期限を区切って政府に義務付けをするという趣旨の法案でございまして、ただこれはあの新聞発表にもなっておりますが、昨日もこの原案の5年を目途としたこの期限規定が提出者側、与党側の方から撤廃するというようなことも今取り沙汰されておまして、まあ、さあどうなるのか法案そのものが非常に流動的でもあるということでありまして、従って今国会の提出の可否は極めて微妙であるというふうに受け止めておりますが、いずれにしても今月末には国会終了という形でございますので、その成り行きを今見守っているという状況であります。そこでこの道州制は市町村の強制合併を不可避とするものでございます。税源豊かな社会基盤が整っている大都市へ

の更なる一局集中を招いて、地域間の格差が拡大をするのではというふうに地方からはまあ慎重論というよりもむしろ反対論が圧倒的でございます。私どもの全国町村会でも、今昨年の大会のお話ございましたけれども、今年も長野県の大会がございます。常にこれは全町村一致してそうした姿勢でございますし、地方6団体も概ねそうした考え方で歩調をとって今歩んでいるところでございます。従ってまあこの国と地方の役割分担や財源なども依然として不透明であり、道州制が何のためにという目的やそのメリット・デメリット、これも十分議論もされてもおりませんし、分からないという状況でございまして、従って現在の都道府県、市町村制度の課題や今後のあり方を国民に分かりやすく説明し、そこから十分まあ論議、協議を重ねることこそが先決であって手法が逆ではないかというふうに思うわけでありまして。従いまして私としてはこの実像のはっきりしないまま道州制ありき、この道州制は断固反対というふうに申し上げておきたいと思っております。

浜田議員

中身が不透明であるということ、それからまあ順序が逆ではないかと、全く私もそのとおりだと思いますけれども、あのその一方でですね、この骨格は2003年に日本経団連が打ち出した構想が中心になっているというふうに私は理解しております。で、今回も経団連の方から道州制の導入を急ぐようにという要望が決議として挙げられているという流れを承知しています。その基本的な構想についてどんなものなのかということをおなりに調べてみまして、これは地方自治を本当に根底から覆すものではないかというふうに大変危機感を持っているところであります。まず全国を10程度の道州に作るという考え方、これは日本の人口が1億3,000万ですから、1つの州がおよそ1,300万人という非常に広域の自治体が形成されることとなります。世界の地方自治が成り立っている各国の実例を調べますとですね、例えばご存じのようにアメリカは50州で、大体1つの州の大きさは500万人程度、それからドイツもですね500万人程度です。この2つの国がアメリカ合衆国あるいはドイツ連邦共和国という名前から明らかなように、もともと地方自治体が基本になって成立した国だという意味で割合に大きな広域自治体を持っているという意味で500万人位と、でそうではない国々、例えばフランスやイタリアはですねおよそ200万人から300万人、つまり言うなれば日本の長野県がですねいわゆる州と呼ばれている規模に相当すると、そういう意味ではこの道州制の1,500万人という規模はおよそ世界に前例がないだけではなくですね、ドイツやアメリカのように地方自治が確立されてその上で成り立った自治体とはおおよそ姿が別物であると、到底こんなところで住民の意識が反映されるはずもない、こういうとんでもない制度だろうというふうに考えています。それともう1つは、この日本経団連の構想の中にはですね、この、この辺に併せて、先程町長も触れられましたけれども、市町村を更に1ケタ大合併すると、300程度の自治体にするんだという案が盛り込まれています。で、そうしますとですね大体1つの基礎自治体、つまり市町村に相当する基礎自治体の人数は40万人ぐらいになります。では飯島町はどうなのか、40万人はどの程度かと考えますと言うまでもなくですね、上下伊那合わせてもそこまで数字はいかないわけですね。つまりこれが実現するとこの飯島町は伊那谷市の一部になる、辰野からどこになるんですかあの根羽村までを1つの基礎自治体にするような組織が一番基本になる、こんなところで住民の意識が反映されるはずもないわけです。仮に旧町村を区として扱ったとしてもですねおおよそ自主財源も持たなければ執行権も持たないような組織は所詮出先機関にすぎない。まあこういう意味でですね、あの全

体の1, 500万人の州にせよ、あるいは40万人の地方都市にせよですね、およそこれは住民自治の執行とはほど遠い、上からの統一の組織にならざるを得ないんじゃないかとまあそんなふうに私は考えています。で、ちなみに基礎自治体の世界的な標準はどの程度かということと言いますとですね、大体アメリカでは平均が15,000人位です。意外に小さい単位になっています。でヨーロッパの場合には6,000人から7,000人です。つまりですね地方自治の発達している国々では飯島町よりも小さい規模がですね、住民の意識を反映する適切なサイズだというふうに考えられると、あるいは歴史的にそのように形成されているというふうに思っています。こんな意味でも40万人の伊那谷市に私は反対しなければいけないのではないかとというふうに思う次第です。もう一つは道州制自身がですね、これは草案の中にもありますけれども国と道州の役割を2つに分けて、国が外交、防衛、金融などを担当する。で道州は住民に身近な事務、つまり教育、あるいは福祉、介護、労働、こういったところを担当するという役割分担がもう1つの前提になっています。良く言えば役割分担なわけですがけれどもも言ってみれば国の機能はですね、外交やビジネスに精を出してグローバリズムに対応する、それ以外の住民の福祉に関わるような生活密着型の問題はですねそれぞれの道州に振ってしまう。つまり面倒臭い問題は地方で請け負え、しかもそれは経済規模のサイズに応じて自分たちでまかなえと言うに等しいやり方ではないかとというふうに思います。でこの結果、先程町長も述べられましたけれども、国民の教育や福祉はですね道州ごとの経済力によって左右されかねない、まあこういう意味では国の本来保障しなければいけないナショナルミニマム、すなわち国民の基本的人権は国内で全てあまねく平等でなければならないという、この考え方に根底から反するものではないかということです。それからもう一つはまさに町長がおっしゃられた点ですがけれども、そもそも道州制がですね地方自治体からの要求によって生まれてきた法案ではない、これほど順序が間違ったやり方はないんじゃないかというふうに思います。先程言いましたように日本経団連はですね政府に2018年までの実現を迫っているという事実も、誰がこの地方自治についての推進母体であるかということ露骨に物語っているのではないかとというふうに思います。これまで述べた点は、もちろん私も自分なりに調べたことではありますけれども、同時に市町村長会である程度抽象的には書かれていますけれどもその特別決議の内容と合致しているというふうに私は考えています。どうしても州にしたいのならば長野県は元々信州ですからそれでいいのではないかと考えるわけがありますけれども、で道州制がもし通れば地方の声はかき消されてですね、地方自治が形式だけのものになってしまう、でこの議会は元より、町長以下積み重ねてきた改革もですね、この伊那谷市の本当の一部に消え去ってしまうのではないかとというふうに、私は本当に心から懸念しています。まあこういった私の認識に対して町長のコメントがあれば是非伺いたいと思いますし、単なる公式見解ではなくてですね、ブレずに反対の姿勢を貫いていただけるかどうか、そのことについて改めて町長の信念をお伺いしたいと思います。

町長

まああの私どもの全国町村会、飯島を含めてですね、おしなべてそうした統一な見解に基づいて断固反対ということと同時に、議長会も同じことだというふうに、知事会も最近、まあ一部はあの大阪や関西や北九州の方の知事さん異論を唱える知事さんもおられるようでありまして、大勢としてはそういうことです。地方6団体、大体そういう方向でございます。その内容はいろいろあの専門部会等で十分積み上げた議論をそうした1つの

集約した結果で行動しておるわけでありまして、今、浜田議員の言われたことが当然あの底辺の要素として根拠としてあるということと同時に、この名前だけは地方分権というふうにまあ謳っておるわけです。地方の分権に名を借りて地方にできることは地方が自主的に取り組んで、その分権だということでありましてけれども、それに対して財源も出すし口も出さないというふうには言っていないわけなんです。いろいろまあ学者さんの見解を聞きましても、やはり国の権限は権限として握ったままそのことを2階建ての上滑りの部分だけ渡すのではないかとということ、財源もある程度これは国が、一部はそれは譲与するかもしれませんがけれども、なかなか根幹のところでは手放さないんじゃないかと、でないとな国が財政が持たないという議論になるわけでありまして。そうしたことも背景にはあるということ、それから道州制を推進していくという考え方の中でも、やはりそこには基礎になるのは基礎的自治体がやっぱりその命を握っておるんだという議論がよくされます。これが10,000人が飯島町の位の規模であるのか、50,000人あるいは100,000ぐらいの市であるのかは別にいたしましても、いずれにしてもその何百万人というような道州の単位でその基礎的自治体というものは当然束ねきれないと、むしろその自主性を尊重していくこれからの国家体制、地方自治体性というもの求められるんだと、でないとな个性的な国づくりはできないということもあるもんですから、それとまあいろいろ重ね合わせてそういう議論が全然、そうしたことが当然のことながら地方自ら発想して考えて、国とのこの折衝といいますか議論をやるべきことが順序が逆だなどということであるわけでございますので、浜田議員の言われたことと重ね合わせてですね、これはとてもまだその時期ではないということであるのでそうした考え方を表明しておるわけでございます。

浜田議員

地方自治を守るという立場が大変明快な答えをいただきました。従いまして是非、その姿勢を貫き通していただきたいと期待しながら3番目の質問に移りたいと思います。3つ目は先日衆議院を通過した生活保護法改正案に対する町長の所見を求めるものであります。昨年のお笑い芸人の生活保護受給問題をきっかけに生活保護不正受給問題にメディアを未だに賑わし続けています。まあその内容はいろいろですが、働くよりも受給した方が楽だと、あるいは簡単に受給できる裏技がある、医療費もただでいくらでも掛かれる、あるいはお金持ちの親族がいるのに援助していない、利用者が増加して財政を圧迫している、まあこんな数々の報道が繰り返されてきたというふうに認識しております。そうした論調を背景に生活保護法の改正案が6月4日に衆議院を通過して、現在参議院にかけられているんだと思いますけれども、この法案の主な内容はですね一つは保護費の段階的な引き下げ、それから申請の書類提出の義務化、これは特例はという条件はついていますがけれども、基本的にはですね数々の書類を提出しなければそもそも申請そのものが受理されないという非常に高いハードルを設けた。それから親族の扶養義務の強化であります。まあ第3親等まで視野に入れるという今の民法の適用、こんなことが大きな内容ではないかと思っております。で、もちろんこの法案はですね生活保護世帯そのものに大きな影響を与えるだけではなくてですね、住民の非課税の減免の限度額や各種減免基準の低下などですね、町の経済弱者への影響も同時に考えられると私は考えております。町は生活保護の申請窓口ではないとしても住民のセーフティネットの根底を支える最も身近な自治体としてですね、住民の一番基本的な部分に役割を果たすべきだということに思っております。そういった意味でまず町内の生活保護の実態とですね、それからこの改正案が町民に及ぼす懸念

も含めて町長はどのように考えておられるのか、その全体的な考えをまずお尋ねしたいと思います。

町 長

最後のご質問であります生活保護法、この改正に対する町長所見とそれから町内の実情を踏まえたこの実態の状況をご報告申し上げたいというふうに思います。まず町内の生活保護受給世帯の状況を申し上げます。あの個々にはやはりあのプライバシーの問題に立ち入ることになりますので、総体的な数字でお許しをいただきたいというふうに思いますけれども、本年3月末では受給世帯数が11世帯、前年に比べて4世帯の減ということであり、被保護者数これが16名で前年比に比べて5人の減ということでございます。10年前の平成15年の3月の末と比べてますと、受給世帯数では4世帯の増、被保護者数では8人の増というふうになっております。なお平成21年度から22年度にかけての受給世帯数、被保護者のピーク時との比較では受給世帯数では10世帯の減であり、被保護者数では12人の減少というふうに数字の上ではなっております。そこで生活保護制度の根幹を成しておりますこの生活扶助に関わる基準額につきましては、これはあの法改正が今議論されておりますけれども、この部分については法改正は伴わないという形でございますので、平成25年度の予算成立により見直しが既に確定いたしました。本年8月から平成27年度までの3カ年程をかけて段階的に実施をされることとなっております、生活扶助の受給世帯の96%の世帯で平均6.5%の減額となるというふうに発表されております。これが当町の生活保護受給世帯にどのような影響が出るかは、生活保護に係る支給事務、先程お話がありましたように、県が司っておりますのでまだちょっと細部のことが確認できておりません。そういう状況でございますが、まあ概ね全国平均並みの影響があるのではないかというふうに思っております。またこの生活扶助の基準の見直しに伴いまして、税制改正が予定をされております。この中で個人住民税の非課税限度額の見直しも予定されておまして、当町におきましてもこの非課税限度額による住民税の非課税納税者、それからまあ非課税納税者ってことはありませんけれども、非課税対象者、それから非課税世帯の判断の基準として各種の制度があることから、見直しが内容が明らかになったところでどのような影響があるのかないのかを把握しながら、総合的に判断をしてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。そして生活この保護法の改正案につきましては、今お話がございましたように衆議院ではこの改正案が一部修正という形でその後可決され、現在参議院で審議が始まっておる、会期末までにどういうふうになりますか、たぶんこれはあの成立する公算が強いというふうに言われておりますけれども、その内容につきましては、1つ目に就労にやる技術支援の推進と就労受給給付金制度の創設というのがございます。それから2つ目には健康・生活面に着目した支援や受給者自らが行う健康管理、家計管理への支援、3番目に生活保護の不正受給や不適正受給の対策強化のための福祉事務所の調査権限の拡大、4つ目には医療扶助の適正化と後発医薬品、これはジェネリック薬品というふうに呼ばれていますけれども、これの使用の促進を図っていく、これらのことが盛り込まれておるわけでありまして、基準の見直しと同時に一方では若干そうしたあの手厚くするその取り組みの部分も若干あるというこの両方あるかというふうに思います。またあの生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対しまして自立相談支援事業の実施をするということ。それから住居の確保の給付金の支給であるとか、就労準備支援事業等の所要の措置を講ずるこの生活困窮者自

立支援法という法律の制定も並行して審議も行われているというところでございます。でまあこの一連の生活保護法の改正によって法改正それぞれのまあいろんな議論、立場立場の方で評価はあると思いますけれども、いずれにしても私の所見といたしましてはこの効果が言われております、まずもってこの不正受給の問題につきましてこれは論外、というふうに厳正に対処して再発防止に努めるべきだというふうに思いますが、この生活保護、国民のまあ、先程の憲法ではございませんけれども、平等のひとつ最低限度の生活を営む一つの根拠といたしましてでもですね、国の責務として真に保護を要する方にはきちんと手を差し伸べるべきであると、生活保護の申請がしづらくなったり、生活保護を受けていることを恥じるような状況や社会的風潮をつけるべきではないというふうに思っておりますのでございまして、また職員に対しまして生活にお困りの方やその方の気持ちや立場を十分尊重して、相談や生活保護決定機関である福祉事務所担当者へのまあ橋渡しも精いっぱい務めていくようにということで指示をいたしておるところでございます。以上でございます。

浜田議員

もうひとつお尋ねしておくべきだったところがありましたけれども、今回あの生活保護法改正案のまあ1つの大きな結果になったのはいわゆる不正受給問題、というふうには私は認識しておりますけれども、じゃあ当町ではそういった恐れはあるのかないのかこの点についてお話ししたいと思います。

健康福祉課長

先程町長からお話申し上げましたように、支給に関しましては県の事業ということで、上伊那地方事務所ではなくてあの伊那保健福祉事務所ここが窓口になってございます。従いましてそういった詳細の状況につきましては私どもの方へ連絡が来ておりませんので、ちょっと解りかねます。

浜田議員

まあ是非あの、所管が上伊那福祉事務所だとももちろん承知しておりますけれども、実際の受給者は住民でありますので、是非あの間違っただの餌食にならないような配慮はお願いしたいというふうに思います。そう申し上げますのはですね、今回の一連のメディアの報道がですね、非常に大きく生活保護受給者、あるいは保護を必要としている方々の気持ちを委縮させて、窓口への申請を難しくしつつあるという非常に大きな社会的な風潮が形成された、私はこれは非常に危機感を抱いています。で、生活保護の不正受給については当然調査が行われてまして、過去5年間取ってみてもおよそ生活保護額の0.4%未満これが横ばいで続いているこの状態であります。もちろん不正は許されるはずありませんけれども、この0.4%が生活保護世帯の大きな現象であるかのような認識はですね、やはり正す必要があるだろうと、またそのことを理由に生活保護者全体を辱めるような風潮があってはならないというふうに私は思います。それともう1つは今回の保護改定案の大きな問題はあの申請に多くの書類の提出を義務づけていることでもあります。まあ預金通帳から始めてですね親族関係等々ありますけれども、現実に私もいくつかのこういったあの世帯とは関わりを持っておりまして、またそういったことに対して特に生活困窮の問題に対してですね、行政や議会の幹部が地域の経済弱者に対するまあ個人的なことも含めた支援は非常に温かく協力していただいているということも私は十分承知しておりますけれども、あのそうしたことを超えてですね法が厳しくなれば生活弱者への救済の枠が狭められるということを本当に私は心から恐れるものです。そういった家庭の中には家庭内暴力で着のみ着のまま逃げてこられたという事例も実際にはあります。それから離婚調停に応じて

もらえない、その結果様々な書類を提出してもらえないという事例もあります。それから家族関係が複雑なことも含めてですね親せきに迷惑をかけられないという思いで、本来は保護の対象になるべき生活レベルでありながら保護申請をできていないとそんな事例もあります。実際国際的にみても日本の生活保護の受給率はほぼ1.6%、で欧米はですね大体5%から10%、日本の場合にはいわゆる補足率、本来生活保護の受給対象になるべき生活レベルの方でこの枠から洩れている方が約8割もいるというふうに統計的には伝えられています。つまり8割の方がですね実際に適正な権利を行使できていない、まあこんなことが日本の文化の程度かなというふうに私は非常に恥ずかしく思っているわけでありまして。それともう1つ、生活保護法改正案のもう1つの大きな問題点はですね扶養義務の強化であります。で、これは民法に従って第3親等まで強弱ありますけれども扶養の可能性をとる。先程町長がおっしゃったような調査権限を最大限に発動してですね、それぞれの第3親等までにお尋ねを入れる、まあこんなことが行われかねないということでありまして。で、民法でも強い扶養義務はですねたぶん直系の親族ですね、父親、祖父、あるいは孫、それから兄弟、ということになっております。その中でも特に強い扶養義務は夫婦と未成年の子どもだというふうにこれまでの判例ではなっているように私は理解しております。これは非常に常識的な話ですね、欧米では普通は扶養義務はこの2つだけですね、夫婦と子どもだけ。で親の扶養義務も実際にはありません。例えばドイツの場合にはですね、親の扶養義務が生じるのは本人と両親を含めて今の日本円で言うとおよそ13,000,000円以上の所得がある場合に扶養義務が生じるというぐらいですね核家族化して、昔のような大家族ではない現在の社会においてはですね、それが今の考え方国際的な考え方だというふうに私は思っております。実際にこの中で例えば自分の親戚がですね生活保護に近い状態になったとしてですね、そこから立ち直れるまでの間、自分自身の生活に何のリスクも感ずることなしに援助できる方がどれだけいるか。実際にリストラに遭うかもしれない、それから自分自身が病気、交通事故に遭うかもしれない、あるいは子どもの就職がまだ見えていない、まあそんな状況の中でですねそれだけの広い親族の中に扶養義務を負わせればですね、これは下手をすればいくつもの家庭の共倒れを招きかねない、まあこんなとんでもないシステムだというふうに私は思っております。でこの生活保護を考える上でですね、私は2つのことを感じてきました。1つはこの生活保護も含む社会保障政策がですね、ある意味では裏切りの連続だったのではないかとということでありまして。小泉政権の時代には規制緩和を進めると、それによって経済を活性化させる、しかしその結果競争社会になるであろう、で競争社会から当然落ちこぼれる人はいるはずなのでそれはセーフティネットで救うのだということが規制緩和の前提だというふうにその時は説明されました。じゃセーフティネットは張られたのか、実際には張られてないわけでありまして。で消費税増税の時も同じことが言われました。これは社会保障のために使うんだと、これが消費税増税の時に大々的に宣伝された理由でありました。今どんなことが言われているか、今は社会保障も聖域ではなく財政健全化のために徹底的にメスを入れる、3段階の裏切りだというふうに私は思っています。それからもう1つこの議論の中でもう1つ特徴的なのはですね、この経済的な弱者を叩く人たちは一方で強いものには何も言わない、まあそういう特徴があります。例えば不正受給は0.4%まあそういう数字があります。でこの不正受給を問題にする人たちはその一方で、さっき私が申し上げた受給対象となるべき人たちが受給し

ていないということに触れた人たちがいるだろうか、まずいないと思います。つまり一方の不正は追求しながらもう一方の不備については何も追及もしない、これがこの議論の特徴であります。それから最低賃金で働くよりも生活保護が楽だ、こういうことをおっしゃる方がいます。ではこういう人たちは違法な長時間労働や低賃金、あるいはピンハネなどでですね、この最低の生活いわゆるワーキングプアが横行しているこういったことを推進して、いわゆるブラックカンパニーに対して物を言っているか、言っていないのも特徴だというふうに思います。私の目に映るのは肩身の狭い思いで暮らしている社会的な弱者に対してですね強きを助け弱きを挫くという、およそ日本の文化とは反する見苦しい状態が現在続いているという思いであります。でこのことは国際的にも大変問題になってまして、今年の5月17日約1ヶ月前に国連の社会権規約委員会というところがですね、日本の政府からの報告に対して総括的なコメントを発表しました。これは20数項目に亘るコメントでありますけれども、その中で次のようなことが指摘されております。1つは社会的扶助に対する予算配分額が削減されている日本政府の、で不利な立場に置かれている人々に悪影響が生じていることに懸念を持って留意する。要するに日本の政府というのは現在社会保障を削っているのではないかと、このことは国連としても国連の人権規約委員会としても非常に懸念しているんだという明確な警告であります。それからもう1つはもっと明確な警告です。生活保護の申請手続きを簡素化して、かつ申請者が尊厳をもって扱われること、このことをこの答申は明記しています。つまり国連の人権規約委員会はですね日本の現状に対して極めて厳しい目を向けている、まあこのことを付け加えておきたいと思っております。じゃこれは日本の政府にとって余計なお世話なのか、私はそうではないと思っております。何故ならばですね日本政府はこの規約委員会を批准しているからであります。つまり自らこの人権委員会の活動に参加し肯定し、逆にそこで批准した義務を守るということ日本政府は負っているからであります。こういった中でこの生活保護の改悪が行われるということに対して私は大変な憤りを感じているわけでありましてけれども、まあ先程も町長のコメント、つまり尊厳を守る、そして国の最低の生活権を保障する、このことを改めて確認させていただいて私の質問を終わりたいと思っております。

町 長

まああのいろんなお話を披歴をされての、この生活保護に関わる改正等に関わるお話をお聞きしたわけでありまして、確かにあのこの不正受給、不祥事的な部分が今度の生活保護法の改正の1つの要素になったことは事実であろうというふうに私も思います。そしてその際、いろんなまあ手続き方法の部分も含めてまあ少し今までよりもこの審査手続きが難しくなるとこういうことも否めないわけでありまして、まあこれはこれとしてまあ厳正に対処していかざるを得ないというふうに思っておりますが、ただあの町とこの実際の認定権者であります県と国とのひとつの事務処理の中で、間接的には町もいろんな相談業務に与る部分もあろうかと思っておりますけれども、これについてはあの十分その個人的意思に従ってですね懇切丁寧にまたお繋ぎすべきことはしてですね、厳正に対応していかなきやいけんというふうに思っております。それからやはりあのそうした不正受給の問題はどうしても根幹を絶たなければならぬということは当然でありますけれども、再三申し上げておりますように他の福祉もそうでありまして、手を差し伸べるべきところへは十分これは手を差し伸べて、若干のこの生活格差はあってもやむを得ない部分はあるわけでありましてけれども、全体としてそうした明るい生きがいを持って生活を送れるような地域

社会にしていかなければならないということは思いは同じでございますのでそんなご理解をいただきたいと同時に、今こうしたことも含めて社会保障全体の国民会議が将来に向けての持続可能なその制度を今構築しようとしておるわけでございますので、十分議論をしていただいて、財源の問題、保障のあり方の問題、論議の徹底を尽くしてまたひとつ展望の持てるひとつ社会保障制度を確立していただきたいなというふうに思いましてお答えとさせていただきます。

議長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会といたします。ご苦勞様でした。

午後 3時 8分 散会

平成25年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成25年6月17日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 請願・陳情等の処理について

日程第 3 議会閉会中の委員会継続審査について

平成25年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成25年6月17日

追加日程第1 第13号議案 飯島町一般職の職員の給与の特例に関する条例

追加日程第2 第14号議案 飯島町一般職の職員の給与の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

追加日程第3 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出について

追加日程第4 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書」の提出について

追加日程第5 「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出について

追加日程第6 「TPPに断固反対する意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 北沢正文  | 2番 坂本紀子  |
| 3番 本多昇   | 4番 中村明美  |
| 5番 浜田稔   | 6番 久保島巖  |
| 7番 橋場みどり | 8番 竹沢秀幸  |
| 9番 三浦寿美子 | 10番 折山誠  |
| 11番 堀内克美 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢隆 建設水道課長 紫芝守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利

○本会議に職務のため出席した者

- |         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 宮沢卓美 |
| 議会事務局書記 | 市村晶子 |

## 本会議再開

開 議 議 長	<p>平成25年6月17日 午前9時10分</p> <p>おはようございます。町当局並びに議員各位には大変ご苦労さまです。これより本日の会議を開きます。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会におきまして、提出されました案件について大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。</p> <p>去る6日の本会議において付託いたしました請願・陳情等案件7件について、各委員長よりお手元に配布のとおり請願・陳情審査報告書が提出されております。</p> <p>本日は、これらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。</p> <p>本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1 諸般の報告はありません。</p>
議 長	<p>日程第2 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。</p> <p>先程申し上げましたとおり、去る6月6日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託しました請願・陳情について、お手元に配布のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。</p> <p>ここで議事進行についてお諮りいたします。各請願・陳情の審議については、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。</p> <p>北沢総務産業委員長。</p>
総務産業 委員長	<p>それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。6月6日の本会議において当委員会に付託された案件を審査するため、6月12日本委員会を開催をいたしました。委員会に付託されました25陳情第1号「地方交付税制度の堅持を求める国あて意見書採択を求める陳情」について、提出者は上伊那地区労働組合会議議長、赤羽知道氏であり、同人を参考人として出席を願い説明を求め審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり趣旨採択すべきものと決定をいたしました。この審査は25陳情第6号と同一趣旨であることから一括して審査を行い、25陳情第6号の審査結果を経て採択を行ったもので、陳情の内容からして既に国において実施されていることから趣旨採択すべきものとして意見の一致をみたものであります。</p> <p>次に25陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情」の審査結果についてご報告を申し上げます。本陳情も提出者は陳情第1号と同じ上伊那地区労働組合会議議長、赤羽知道氏であり、同人を参考人として出席を願い審査を行いました。交付税制度によって地方自治体を干渉することは国の裁量の範囲を超えていると考える。現在職員</p>

給与分について地方交付税のカットが進行中であり、期限付きではあるがこれを単なる既成事実として認めた場合には今後もこのようなことが行われる可能性がある。地方自治を預かる議会として意思を明確にしておく必要があるとして、お手元の報告書のとおり採択すべきものとして意見の一致をみたところであります。

次に25陳情第7号「農作物被害対策に関する陳情書」について、提出者は上伊那農業協同組合代表理事組合長、御子柴茂樹氏であります。上伊那農業協同組合飯島支所の村澤昇支所長を参考人として出席を願い説明を求め、また審査に先立ち被災された代表的な樹園地の現場を踏査の上、審査を行いました。結果、春の天候によって凍霜害被害は甚大であり、今後更に被害が拡大することが懸念される。果樹経営農家が今後経営を継続できるよう支援すべき。飯島の梨の花がとても魅力的であり、景観の保全及び地域の産業を育てる意味において被災農家を支援すべきとして、お手元の報告書のとおり採択すべきものとして意見の一致をみたところであります。

次に25陳情第8号「TPP断固反対に関する陳情書」について、提出者は上伊那農政対策委員会委員長、上伊那農業協同組合代表理事組合長、御子柴茂樹氏であります。上伊那農業協同組合飯島支所の村澤昇支所長を参考人として出席を願い、説明を求め審査を行いました。結果、TPPについては既に論議をしてくれている。本質的なところは日本の市場を丸ごとアメリカの市場に組み込むことであると理解、解釈している。陳情者の農業関係だけでなくありとあらゆる分野に関係し、日本の文化そのものが変わってしまうと懸念している。そうした意味において陳情の趣旨は理解できるとの討論があり、お手元の報告書のとおり採択すべきものとして意見の一致をみたところであります。

次に25陳情第9号「国に対し、消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情書」について、提出者は上伊那民主商工会会長、滝沢孝夫氏であります。参考人として同氏の出席を願い説明を求め審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものとして決定をいたしました。陳情者の不採択の意見としては、過去の財政の調整には問題があるとしても、現役世代が相当の負担をしてもまだ大きな負担が子孫に残るということを考えると、現在われわれが選択する余地もない時期に入っている。消費税導入はやむを得ないと考えるので意見書採択には反対する。なお法律成立時に決定された条件については配慮して対応していただけるものとして期待している。また足りないところを消費税でカバーする国政策に元々賛成であるので不採択に賛成。消費税増税の前提条件があり、むやみに消費税を上げることに歯止めがかかっている。また上げるにあたっては消費税を転嫁できない中小業者や自営業に対する防止法の成立もある。毎年毎年後の世代にツケが回っていく現実を現役世代は認識し消費税増税の前提として政府に景気浮揚策の推進を図ってもらい、消費税の引き上げが必要であると考え意見書を採択には反対である。また一方、陳情書採択の意見としては、陳情の直接の目的はこの10月に消費税増税が決定されるといわれていることに反対することだ。現在の経済情勢は財政投入だけで上向っているだけで、国民レベルでの経済活動は上向いていない。加えて市場は不安定であり消費税導入に値する経済情勢にない。このような状況の下で消費税を上げれば、ようやく持ちこたえてきたこれまでの国民生活を痛めつけることになるので8%導入には反対である。加えて消費税導入そのものに反対である。消費税を目的税として社会保障にリンクすることには反対。現在の税制に問題があり企業利益に課税されていない。取りやすいところか



ら取る制度には反対である。従って意見書採択に賛成との討論があり、採決の結果お手元の報告書のとおり本陳情を不採択すべきものとして決定しましたので報告いたします。以上であります。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。次に社会文教委員長からの報告を求めます。  
竹沢社会文教委員長。

社会文教委員長 それでは社会文教委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託された案件を審査するため6月12日本委員会を開催いたしました。去る6月6日の本会議で本委員会に付託されました25請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について、飯島町立学校教職員組合執行委員長、黒川卓氏より提出がありました。参考人として提出者の同人、黒川氏の出席を求め説明をいただきました。また紹介議員である坂本紀子議員から補足説明を求めたところであります。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見に対してであります、教育水準の最低保障を担保するため義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率2分の1の復元と国庫負担から除外した教材費、旅費等の復元を求め意見書を提出すべき、であります。

次に25請願第2号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」について、前請願同様に同一者である黒川氏から提出があり、参考人として同人の出席を求め説明願いました。加えて紹介議員である坂本議員から補足説明を求めたところでございます。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、35人以下学級の計画案を文部科学省が策定したが政府は実施を見送った。義務標準法改正により35人以下学級を実現すべきだ。また学校現場で教職員が足りないので教育委員会へ伝えるようにという町民の声があり、増員すべきである。以上、社会文教委員会の報告とさせていただきます。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
社会文教委員長自席へお戻り下さい。  
以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。  
これより案件ごとに順次、討論・採決を行います。  
最初に25陳情第1号「地方交付税制度の堅持を求める国あて意見書採択を求める陳情」について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
25陳情第1号「地方交付税制度の堅持を求める国あて意見書採択を求める陳情」について採決いたします。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。本陳

情を委員長報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって25陳情第1号は趣旨採択とすることに決定しました。

議長 次に25陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情」について討論を行います。  
討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
25陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情」について採決いたします。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって25陳情第6号は採択することに決定しました。

議長 次に25請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について討論を行います。  
討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
25請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって25請願第1号は採択することに決定しました。

議長 次に25請願第2号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」について討論を行います。  
討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
25請願第2号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって25請願第2号は採択することに決定しました。

議長 次に25陳情第7号「農作物被害対策に関する陳情書」について討論を行います。  
討論はありませんか。

議長 (なしの声)  
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 25陳情第7号「農作物被害対策に関する陳情書」について採決いたします。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)  
 異議なしと認めます。よって25陳情第7号は採択することに決定しました。

議長  
 次に25陳情第8号「TPP断固反対に関する陳情書」について討論を行います。  
 討論はありませんか。

6番  
 久保島議員  
 陳情第8号TPP断固反対に関する陳情書を不採択とすべきと討論いたします。本陳情は表題で断固反対と銘打っているにもかかわらず、その内容は交渉するためには国民的議論を行うこととか、それから国益が守れないときには脱退することを政府として明確に各約すること、というようなことで慎重に進めるべきというような内容でございます。表題と内容には乖離が齟齬があり、これは一貫していません。陳情自体をまず認めることができないというふうに考えております。なお内容の国民的議論というところなんですが、何をもちって国民的議論とするのか、TPPの国民投票をしるというのか、それともTPPを争点とした総選挙を行えということなのか、はっきり明示がなく具体性に欠けています。また国益に反する場合不参加ということは、既に安部首相が明言されているものでありこれ以上何を求めるのかということが不明であります。以上の点から本陳情を採択するわけにはいかないというふうに私は考えております。よって本陳情を不採択とすべきといたします。

議長  
 5番  
 浜田議員  
 他に討論はありませんか。

議長  
 この陳情を採択すべき立場から討論いたします。ここには提出者であるJAの様々な懸念が語られています。現実には首相が交渉参加を表明した状況の下でその前提となっている条件が満たされたか、このことが最大の問題点だろうというふうに思っております。この書面の内容はそういうことであります。これまで見てきたところ現実にはTPPの交渉に対して、既に交渉に参加している国々の決めたことは変えられない、あるいはですねその内容については特別の権限を持った人間以外には内容を開示されることがない。つまり国民の目に見えないところで日本の国益、国境措置という国の一番重要な権限に属するところがですね変えられようとしている。このことに対する懸念がここには示されていると思えます。よって私は国民に何も開示もされないまま、また国民的議論という意味では情報が全く開示されていないこと自身が国民的議論以前の問題であると私は考えておまして、そういった状況の下でTPPの交渉が推進されるということに断固反対するものであります。そういう意味でこの陳情書は採択されるべきというふうに考えます。

議長  
 他に反対討論はありませんか。

議長 (なしの声)  
 賛成討論はありませんか。

議長 (なしの声)  
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 25陳情第8号「TPP断固反対に関する陳情書」について採決いたします。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立ください。

議長 [賛成者起立]  
 お座りください。起立多数です。よって25陳情第8号は採択することに決定しました。

議長  
 次に25陳情第7号「農作物被害対策に関する陳情書」について討論を行います。  
 討論はありませんか。

議長 (なしの声)  
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 25陳情第7号「農作物被害対策に関する陳情書」について採決いたします。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)  
 異議なしと認めます。よって25陳情第7号は採択することに決定しました。

議長  
 次に25陳情第9号国に対し、消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情書について討論を行います。  
 反対討論はありませんか。

議長 (なしの声)  
 賛成討論はありませんか。

議長  
 9番  
 三浦議員  
 それでは国に対し消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情書について、採択に賛成の立場で討論を行います。近年、生活保護基準以下という言葉が当たり前のように使われています。言い換えれば厳しい生活環境にある人が多くなっているということになります。派遣労働者、非正規雇用の労働者が増加し、青年の3人に1人は非正規雇用と言われている環境にあると言われています。子どもの貧困も社会問題となっています。また東日本大震災の復興も緒についたところですが、福島第一原発事故では15万人以上の人が避難生活を送り、家族がバラバラになり、二重三重の生活を余儀なくされている人も多く困難を抱えて頑張っております。アベノミクス効果を期待する声もありますが、年金額が下がる一方で、一般庶民の暮らしは生活必需品や小麦など食料品の値上げがめじろ押しで決して良くなっていませんし、一層厳しいものになることが目に見えています。消費税が上がればセーフティネットである電気・ガス・水道など軒並み影響してまいります。このようなときに消費税を増税することがどのような状況を生み出すかは、消費税が3%から5%に増税された後の日本経済の実態や庶民の暮らしぶりを振り返ってみれば想像に難くありません。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律にある附則第18条に照らしても、平成26年4月か

ら消費税を増税する状況ではないと言わざるを得ません。消費税についての見解は違っても町民の命、暮らしを危うくするような現況の中での消費税の増税については、飯島町議会として意見書を提出するべきと考えております。国に対し、消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情書の採択に対して賛成とするものです。

議長  
2番  
坂本議員

他に討論はありませんか。

この意見書を採択すべきものという賛成の立場で討論いたします。消費税が導入されたのは平成元年だっと思いますが、あれから約25年が経ちます。日本の経済はこれを境に低迷の一途をたどり税収は減収となっております。この間に大企業はますますグローバル化で大きくなり、お金の流れは世界を駆け巡り、法の目をかいくぐり、タックスフリーといわれる場所で口座を作り税逃れをしている実態が報道されています。地方の下請け中小企業は大企業に翻ろうされ、また安定した経済政策がとれない日本の政府にも助けられず、独自の道を行くか企業間合併を続けながら今日に至っています。またそれに係る個人の所得格差も広がり、日本でも富裕層と言われる人々が増えています。そして1999年に労働者派遣事業法の自由化と、2003年に適用を製造業に拡大させたことによる使い捨て雇用によって低所得者層も広がっております。これら企業への税のあり方、個人の所得格差に対する考え方など、30年前の日本とは明らかに違います。増税する前にやるべきことはまだまだあります。長期視点に立った日本の経済の進むべき方向を考え、福祉、教育、社会保障のあり方をどうするのか、その中からの抜本的な税制改革を行うべきだと思います。よってこの意見書提出に賛成するものです。

議長  
6番  
久保島議員

他にありませんか。

私はこの陳情を不採択すべき、委員長報告のとおりにすべきということで討論させていただきます。消費税そのものに反対するというものなのか、来年の4月からの見直しをするというものなのか、その辺がですねはっきりしていません、この陳情は。社会保障費が増大する中、国民が負担していかなければならない財源というのは必ずどこかから出してこなきゃならないということで、それは議論の余地のないところだと思います。主な財源として国債の発行ということに頼っているということではいつまで経っても改善はされてまいりません。そこで消費税こそが国民が比較的平等に負担できる、徴収できる税だということで先進欧米諸国でも付加価値税として主流となっている財源でございます。高所得者はそれなりの消費をしますので金額的に大きくなるでしょう。私たち庶民には多少多くなると思います。私なんかはあの裏庭で作っている野菜を食べたり、いただき物で生活をしていますので、それほど消費税はかかりません。なお国民年金のみの生活の高齢者の世帯の方にはまあマイナンバー制の導入ということも考えていらっしゃるということで、これで給付ということも考えられるということでございます。まあ誰もが税金や負担は少ない方がいいに決まっている。だけど困っている人を見過ごすということではできません。必ずどこかで負担しなきゃならない。誰かが負担しなきゃならない。ならばここで躊躇することなく来年4月でもいいし、来年7月でも結構ですが、早急な消費税を上げることがつらいですけれど認めざるを得ないと、これが国民全体で支え合っていくという心ではないかと、今求められていることではないかと思えます。よって本陳情は委員長の報告

通り不採択とすべきと考えます。

議長  
5番  
浜田議員

他にありませんか。

この陳情を採択すべきという立場から討論いたします。消費税が取りやすいところから取る税である。で、生活弱者に厳しい税であるということは与党側も認めています。で、今回8%の値上げに当たっていろいろの措置をとるという検討も行われましたけれども、結局10%の時に税制の措置をとるということで先送りされました。まあその位この税の不公平性というのは明白であります。他に財源はないのか。様々な税があります。もちろん企業に対する税金もありますし、それから証券取引に対する税金もあります。そういったところから取らずに一番取りやすいところから取るのがこの消費税ではないかと思えます。で、それ以前にですね私はちょっとこの議会で、この今回の採択がどうなるかということについての重要性を1点指摘させていただきたいと思えます。去る平成23年12月議会では飯島町議会は全会一致で消費税増税に反対の意見書を提出しました。それから1年半、もしここでもって消費税増税に賛成する意見書を提出するというのであれば、私たちは町民に対してその意見の変更に対する説明義務があるんだろうというふうに考えます。この間に2つの変化が起こりました。1つは言うまでもなく町議会議員の選挙が行われたことであります。しかしながら12名のうち、少なくとも9名、当時の消費税増税に反対する意見に賛成された9名の方はこの議場にいらっしゃるわけであります。それから町議選において私の知っている限り、私自身は消費税増税反対を選挙の公約に掲げましたけれども、賛成を掲げた議員はおられなかったというふうに私は認識しています。そうであるならば少なくとも12月、1年半前の議論に対していかなる認識の変化が起こったのか、これを説明する責任はですね、この場であれ、個人的であれ、いずれかの場所でやる責任があるのではないかと、このことを指摘したいと思えます。それからもう1つの変化は、当時は民主党の政権でした。で、ご存じのように、野田内閣が国会解散することと取引の材料として国会外の高級ホテルで自民、民主、公明の3党で消費税増税が決定されたこと、極めて非民主的なやり方で決定されたわけであります。ではこの間に意見を変えたのはこのことを承認することなのか、これについても私は町民の生活を守る立場から明確にする必要があるのではないかとこのように考えます。で、1年半前のこの本会議で委員長報告は次のようでした。出された意見は「この時期にやるべきではない。財政支出の見直し、景気政策などを行うべきで増税は見送るべきだ。消費税は生活が苦しい人にも震災で被災した人にも課税される、この時期にやるべき政策ではない。富む者が有利になる税制である、消費者増税でなく復興国債の発行や埋蔵金の活用などで復興財源を確保すべきである」これが委員長報告でした。これに対して誰一人これに対する異論を述べた方はいらっしゃいませんでした。従って私はですね、やはり飯島町議会はその政治の一端を担う、とりわけ町民の生活の一端を担う重要な役割を果たす議会としてですね、自らの言ったことについての責任を果たすべきであらうし、もし当時と状況が違うというのであればそのことを明確に説明する必要があるでしょう。で、ここで述べられている経済の状況は良くなったのか。財政健全化は達成されたのか。ご存じのように未だに日銀の景気短観は50%を下回っています。私たちの所得、国民の所得全体は低下傾向から回復していません。つまり状況は一向にこの1年半前の採決の時点から良くなっていないということであります。

そして国の財政についてもですね、もし今これからやるから安心して消費税を上げるというのであれば、実は民主党政権も同じことを言っていました。で、ご存じのような仕分けとか、まあいろんなことをやっていたわけでありましてけれども、その結果は皆さんがご存じの通りであります。つまり100歩譲っても消費税を上げるというのに賛成するとしてもですね、少なくともその実効性を具体的に証明することが先決ではないか、何もやらないうちから、一番取り易いところから消費税を取る、こんなやり方はやめるべきではないかということをお願いして、この意見書を採択すべきという討論にいたしたいと思えます。

議長  
11番  
堀内議員

他にありませんか。

この案件につきまして不採択すべきものとして意見を述べさせていただきます。日本の債務は世界最高で約920兆円余ということでございます。平成25年度末には1,000兆円を超えるということが言われております。ここ1年ばかり前にはギリシャが債務超過ということで非常に厳しい状況に追い込まれた状況もありますし、世界の各国には今そういう状況の国はいくつもあるわけです。ただ日本の債務の約930兆円というのは世界で最高でございます。これ以上この債務を多くして我々の子孫に対してこれを渡せるでしょうか。私たちは消費税は確かに目的税的な部分もありますが、国全体の債務というものを考えればそれぞれお互いに現世代の者が負担をして、将来の子孫にはできるだけ債務を少なくして引き渡したいというのが私の考えでございます。税金につきましてはそれぞれ引き上げというのはできるだけ少ない方がいいに決まっております。しかし今回は間接税でございますが、直接税につきましてもそれぞれ見直していかないとこの債務がまだ増えていく可能性が多いのではないかなど、まあそんなように思いますので、是非税金につきましてはもう一度考えていただいて、今回につきましては消費税でございますが引き上げについてはやむを得ないという判断をいたしますので不採択に賛成といたします。

議長  
4番  
中村議員

他にありませんか。

私もこの陳情に対して不採択すべきものとして意見を述べさせていただきます。そもそもこの消費税というものは誰しもが上がることは嫌であります。昨年この消費税が上げられるということに対して、我が党公明党としてもなんとか阻止しようという努力をいたしました。しかしながら国会は多数決で採択されてしまいます。その当初は今あります軽減措置とかですね、低所得者措置というものが一切入っておりませんでした。公明党としても反対をしていたわけですが、多数決でされてしまえば本当に国民の皆さんが犠牲となって、すごい負担を強いられることになるということで、大変判断を考えたわけですが、強行になってしまうのであれば生活者の皆様の負担を軽減するためにということで、軽減措置ですね、低所得者の皆様に何とか軽減措置を取るようなそういうものを盛り込み、そしてですね消費税は全て社会保障に使うようにという、そしてまた経済がですねそのまま低迷のままであれば、要するにGDPが2%にならない限りでは所得税の増税はしないという諸々のそういう制約をしてございます。ですのであの則、例えば今年やるという、次年度ですね26年度に実施するというものではなく、すべてのその社会保障と税の一体改革の中の制約、そういうものがきちっと整わなければ上げるということではな

いことですので、そういうところはしっかりと監視していくものもありますが、でも少子高齢化というものに対して毎年すごい国債を出しております。これは我々はいいかもかもしれませんけれども本当に未来の日本を担う子ども達、また若者たちの安心というものにはですね程遠くなっていってしまいます。それは私たちの世代で何とかしていかねばならないという、これは責任もありますので低所得者や障がい者の皆様にはもちろんそういう軽減措置等もとっていきますけれども、ここで消費税を上げていくというふうな方向はやむを得ないというふうに思いますので、この件に対して不採択すべきものと判断いたします。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

それでは討論なしと認めます。これで討論を終わります。

25陳情第9号「国に対し、消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情書」について採決いたします。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。

本陳情は原案を採択することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議長

お座りください。

起立少数です。よって25陳情第9号は不採択とすることに決定しました。

議長

日程第3 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

議長

ここで休憩といたします。再開時刻を10時5分といたします。休憩。

[追加日程・追加議案配布]

午前 9時53分 休憩

午前10時 5分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りいたしましたとおり、町長、中村明美議員、坂本紀子議員、折山誠議員、浜田稔議員から計6件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第6として議題にしたいと思えますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従いまして議案6件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1 第13号議案飯島町一般職の職員の給与の特例に関する条例。  
追加日程第2 第14号議案飯島町一般職の職員の給与の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。  
以上2議案につきましては関連がありますのでこれを一括議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)  
議長 本2議案について提案理由の説明を求めます。  
町長 それでは第13号議案飯島町一般職の職員の給与の特例に関する条例、及び第14号議案飯島町一般職の職員の給与の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。国は東日本大震災等の復興財源を確保するため平成24年度、25年度の2年間に亘り、国家公務員の給与の削減を図り、内閣総理大臣をはじめ国会議員や閣僚においてもそれぞれ給与の削減の取り組みを行ってきております。こうした状況の中で国は地方公共団体に対しても、防災減災事業や地域経済の活性化の喫緊な課題に対処するため、25年度に限った特例措置として地方公共団体の給与、報酬の削減支給措置を要請してまいりました。また地方交付税における人件費分の削減も同時に行ってきております。町といたしましてはこうした国の要請に対し、平成25年7月1日から平成26年3月31日の期間を特定し、国家公務員の給与水準や国の示した基本的な考え方と共に、苦渋の判断として国と同水準の減額支給の取り組みを行わざるを得ないと考えまして、この度2件の給与に関する条例案を提出をさせていただくものでございます。第13号の条例案は職員の給与に関する内容で、毎月の給料を3.3%削減し、期末勤勉手当を除き給料と関連する超過勤務手当等についても連動して削減をするという内容でございます。第14号の条例案は特別職報酬等審議会の答申を尊重する中で、理事者の給与、議員の報酬に関わる内容でございます。理事者については現在5%の削減をしておりますが、町長については更に3%加算し8%、副町長につきましては2%加算し7%、教育長につきましては1%加算し6%の減額を行います。議員の皆様は報酬につきましても一律1%の削減支給をお願いするという内容でございます。細部につきましては担当課長から説明させますので、何とぞよろしくご理解をいただきまして審議をいただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長 (補足説明)  
議長 これより質疑を行います。質疑は2議案一括して行います。質疑はありますか。  
9番 三浦議員 ただいま給与についての条例に関する説明がありましたが、特に一般職の職員の皆さんの給与に対する中では合意が得られているということですが、その中で、話し合いがされる中で職員の皆さんから意見など出されていることで特筆したものがあれば是非お答えいただきたいと思っております。

総務課長 職員組合との話の中では昨今給与等上がっていない中で減額されるのは大変厳しいという意見もいただきましたけれど、これはあの今回のこういう趣旨に基づいてやむを得ない

という回答をいただきました。

議長  
1番  
北沢議員

他にありませんか。  
2点程お伺いします。1つあの交付税算定においては非常に複雑で難しいと思っておりますけれども、今回これに伴って国の基本的な方針として交付税が既に減額されているという内容がございますが、この問題に関する交付税の減額が概算どの位で、今回のこの条例改正による影響額の総額というのはどの位であるかという点と、もう1つは給与の部分の内容を見ますと、例えばあの生涯給与である年金の掛け金率だとか長期短期の共済の掛け金率の基礎的な数字については、この減額分が適用されないというふうに解釈してよろしいかどうか伺います。

総務課長 それでは交付税の関係でございますが、まずあの飯島町の一般会計上の当初予算上では当初40,000,000という位に見ておりました。で、細部計算した段階では最終的に交付税での影響額30,000,000円位ではないかとなっております。ただあのこれらの中から地域の元気づくり推進費というのが交付される予定でございます。その見込みが現段階で20,000,000円程ではないかということで、差引き10,000,000円位の影響が出るのではないかと考えております。それから年金の掛け金率については先程議員がお話あった通りでございます。で影響する削減額の数字の総額ですか。につきましては約、一般職それから特別職を含めまして11,000,000弱ではないかというふうに試算しております。

議長  
他にありませんか。  
ありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより議案ごとに順次討論採決を行います。最初に第13号議案飯島町一般職の職員の給与の特例に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

1番  
北沢議員

それではあのこの条例には一応賛成する立場でございますけれども、まあ今回、議会としても陳情を受けて国に対する要望を採択するものでありますけれども、まあこの今回の措置に対する国が地方に、まあこうした問題についての要請の仕方、こういったものについては一定の不満を持つものでございまして、地方とあくまでも協議の上でこういった問題を解決していただきたいというふうに強く願うものであります。まあそうした中で苦渋の決断をされこの条例改正に至った、こういうことについては一応賛成するものでございます。

議長  
はい他にありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第13号議案飯島町一般職の職員の給与の特例に関する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)  
議長 異議なしと認めます。よって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第14号議案飯島町一般職の職員の給与の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第14号議案飯島町一般職の職員の給与の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第3 発議第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

4番 中村明美 議員。

4番 中村議員

それでは、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出理由の説明を申し上げます。政府は平成25年度政府予算編成にあたり、国家公務員給与減額支給措置について地方にも同様の措置を要請するとし、地方交付税を4,000億円削減いたしました。しかしそもそも使い道の自由な地方交付税を減額し、使い道に縛りのある財政措置に置き換えることは自治体の自由な裁量枠を著しく制限するだけでなく、地方分権を否定する行為であります。地方自治体は長きに亘り地方財政への締め付けなどで厳しい財政運営を強いられてきており、その結果、職員給与の独自削減、職員数の大幅な削減、市町村合併、行政機能のアウトソーシングなど様々な行革努力を国に先んじて推し進めてきたことを政府は考慮すべきであります。今後、地方交付税等については地方交付税の権限を尊重し、地方との十分に協議を重ねた上で決定すべきであります。また政府は防災減災地域活性化対策等へ使い道を限定する形での給与削減に見合った特別枠を計上し、地方財源に掛かる総枠は確保したとしています。しかし被災自治体の復興に要する財源は国の責任において通常予算と別枠で確保すべきであり、被災地の復興は財源とともに人材の確保も十分行い、住民の方々が安心できる生活環境を実現すべきであります。よって自治体財政の確保と地方分権の確立のためにも、地方財政の充実・強化を求める意見書を提出するものであります。全議員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。以上です。

議 長 次に本案に賛成者の意見を求めます。

7番 橋場みどり 議員。

7番 橋場議員

ただいまの趣旨説明により賛成意見を申し上げます。地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する地方団体の独立性の強化、地方行政の計画的な運営に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため地方財政計画、地方交付税については国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく、地方交付税の原則を堅持し、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定すべき

であります。このことから意見書に賛成するものであります。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 浜田議員

この意見書全体には全く異議はありませんけれども、あの今の賛成討論の中にあつたようにですね、国の政策の一方向的に決すべきではない、まあ例えば意見書の本文第8行目ですか、「国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく国と地方の十分な協議を保障した上」という文言だけでは不十分だというのが委員会の審議であつたと思います。つまりどういうことかという、もともと地方交付税の基準というものは定められたものであつてですね、の前提を抜きに十分な協議を保障しても意味がない。あくまでもそのルールを前提としてということが委員会の合意であつたと思います。従いましてあのこの文言の中にですね、「一方向的に決すべきではなく地方交付税の原則を堅持し」という、本来の文言を入れるべきではないかと思ひますけれどもいかがでしょうか。

議 長 他にありませんか。

今の問題は質疑ではなく質問。

5番 浜田議員

つまりあの委員会審議の方で合意された内容がですね、文章から抜け落ちているということに対する質問であります。

中村議員説明してください。

議 長 4番 中村議員

それではあのご説明いたします。今、浜田議員がおっしゃられました通り委員会の中ではその文言を追加することになっておりましたけれども、ただいま提出した意見書の中に漏れてしまいましたことをお詫びいたします。今言われましたことを付け加えて意見書の提出にいたしたいと思ひます。

議 長 はいよろしいですか。

はい他にありませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。それではただいまの質問に対し議長に一任させていただきたいと思ひますがよろしいですか。

(異議なし)

議 長 それじゃそういうことで決定をいたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにいたしますが、ただいま質問がありましたとおり原文を訂正追加した上、決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって発議第3号は可決されました。

議長 追加日程第4 発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2番 坂本紀子 議員。

2番 坂本議員 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書提出について趣旨説明を行います。1953年、昭和28年以前には地方財政により教員の人数が不足したり、教員の待遇が様々であったことを解決するために、義務的な経費を国が負担する法律、義務教育国庫負担法ができました。この法律は義務教育において義務教育無償の原則にのっとり国民の全てに対し、その妥当な規模と内容を保障するため国が必要な経費を負担することで、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るものです。1953年の成立以来、学校事務職員への適用から始まり児童手当、共済費、公務災害補償費、学校栄養職員への適用に至るまで内容的にも充実してきました。しかし1985年中曾根内閣の始まりから旅費、教育費が一般財源化され、地方交付税へ組み込まれることになり、地方によってはその目的へ支出される保障がなくなっていました。その後年々と削減され一般財源化に恩給費、共済費、公務災害補償費が組み込まれ、2004年から退職手当、児童手当も一般財源化され、2006年国庫負担割合が2分の1から3分の1に削減され約2兆円の削減となり、県の財政を大きく圧迫し続けています。一方、地方税収等においては地域間格差が拡大し、地方と東京などの大都市での歳入の差も大きくなっており、全国的に少人数学級などの政策に格差が生まれております。憲法に基づいて義務教育の根幹の機会均等、水準確保、無償性を支えるために、国は義務教育国庫負担法を守り負担率を2分の1に復元する必要があります。国全体の財政を思うと東日本大震災の復興費、原発事故の処理など多額の予算が必要なことは分かりますが、子どもたちの教育は未来の日本の礎となるものです。よって国は義務教育を無償にし、教育条件を全国一律にする責務があると思います。県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう最低限の財政保障をする責務を国に守らせるため、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を国に提出するものです。是非ご賛同をお願いいたします。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。

9番 三浦寿美子 議員。

9番 三浦議員 それでは義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について、坂本議員の提案に賛成の立場で意見を述べます。子ども達には事務教育を受ける権利があります。そして大人には教育を受けさせる義務があります。子ども達が日本全国どこに暮らしていても、また生活環境に関わりなく等しく教育を受けることができる環境を保障するためにあるのが義務教育費国庫負担制度であると認識をしております。子どもの貧困が社会問題になっていますが、修学旅行に行くことを諦めたり、授業に使う教材を用意できない子どもがいるという話も聞いています。私が議員になった時、既に義務教育費国庫負担の教材費、旅費の復元、教職員増を求めており、現状は更に深刻になっています。平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、各県の財政状況を圧迫して

います。教育に地方格差が生まれることは本来あってはならないことです。そのため国の責任で教育水準を担保し、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。国庫負担率を2分の1に復元すること。既に除外をした教材費、旅費などの復元を求める意見書の提出に賛同するものです。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第5 発議第5号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

10番 折山 誠 議員。

10番 折山議員 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書につきまして提案の趣旨の説明をいたします。当議会では長い間この同種の意見書を国に要望してきたところでございます。その成果として23年度から小学校1年生、これにつきましては35人学級が法的な整備をされ実現しているところでございます。しかしながら2年生以降、40人学級として定められておる関係で多くの都道府県では国の加配措置、その職員を充てたり、独自予算で35人以下学級を実現しているところではございますが、財政力等の事情によりまして、教職員の配置数、それから非正規職員の多用、地方によってはこういった教育環境の差が生じているのが実情でございます。この発議は、すべての子どもに行き届いた教育を実現するために国の責任において35人以下学級を実現するため、そのための法改正、並びに計画の策定と実施、関係予算の確保、これを求めてまいるのでございます。意見書の提出により、日本の未来を担う子ども達が等しく質の高い教育を受けることが出来ますように、全員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨の説明といたします。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。

6番 久保島 巖 議員

6番 久保島議員 ただいま折山議員から提出されました国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書に賛成の意見を申し上げます。長野県では既に全学年において35人以下学級を実施しているところでございますけれども、その費用の裏付けとなる義務標

準法の規定によりまして、小学校2年生以上は40人以下学級のために、学級の増とか全科教職員につきましては加配措置ということで、正規ではなく臨時的任用職員を配置することをしています。これが非常に不安定な教育環境を生んでいると言っても過言ではないでしょう。子ども達の個性が多様化している現代において、従前の考え方・体制では目の行き届きにくい状況となっている。これは早急に法律を改正し、全学年で35人以下学級を実施することが必要だと思えます。よってこの意見書の提出に賛成するものであります。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
発議第5号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第6 発議第6号「TPPに断固反対する意見書の提出について」を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)  
議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
5番 浜田 稔 議員。

5番 浜田議員 それではTPPに断固反対する意見書の提出趣旨の説明を申し上げます。既に本議会ではですね過去に2度TPPに関する議論が行われてまいりました。従いまして細部を繰り返すことは省略させていただきたいと思っておりますけれども、これまでの2回の議決と違って今回は既に首相がTPP交渉参加を表明した時点での意見書だということが1つ大きなポイントだろうというふうに思います。それともう1つは、当初はですねどちらかというところと農業対輸出産業との競合関係、まあこういったところが論点であったと思っておりますけれども、その後の様々な議論の中でこのTPPという条約はですね、単に農業をターゲットとするのに留まらず、医療、食の安全、保険制度など日本の国民の生活全般に対して非常に強い縛りがかけられる制度だということが次第に明らかになってきました。しかしその一方で、当初、菅総理がTPP参加を表明した以降から今日に至るまで、このTPP交渉の内容は具体的な姿が国民に知らされないまま今日まで推移してきております。日本の国境措置、さらにISD条項ということになればですね日本の法体系にまで影響を与える。こうしたTPPの条約に対して私たちは町民の生活あるいは町内の産業を守る立場からも反対を表明するべきではないかというふうに考えます。この趣旨について議員諸兄のご賛同を求めて提案趣旨の説明といたします。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。  
3番 本多 昇 議員

3番 本多議員 意見書に賛成する立場から意見いたします。自民党はTPP参加について6項目を公約して政権与党となりました。6項目とは、聖域なき関税撤廃を前提とする限りTPP交渉参加には反対。2番目、自由貿易の理念に反する自動車などの工業製品の数値目標は受け入れない。3、国民皆保険制度は守る。4、食の安全安心の基準は守る。5、国の主権を損なうようなISD条項は合意しない。6、政府調達金融サービスなどはわが国の特性を踏まえる。以上の6項目です。しかしその後も交渉経過の十分な情報開示や国民的議論は行われず、6項目の公約が守られる保障もないまま交渉が進められていることは大問題です。よってTPP断固反対に関する意見書に賛成いたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
発議第6号「TPPに断固反対する意見書の提出について」を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって発議第6号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。  
ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。

町長 それでは6月議会定例会の閉会にあたりましてごあいさつを申し上げます。去る6日から本日まで12日間の会期をもって開催をされました6月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、追加提案いたしました議案を含めていずれも全案件につきまして原案のとおり議決、承認をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第であります。今後とも議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、負託に応えてまいる所存でございます。

さて当地域も本格的な梅雨の季節を迎えております。今のところ小康状態にありますが、近年は異常気象が続いておりまして、全国各地で大きな災害が思わぬ場所で発生をいたしております。災害が起らないことを祈るとともに災害を想定した対応を重ねて万全を期してまいりたいというふうに考えております。町民の皆さんにおかれましては日頃から防災備品並びに備蓄食料などの準備につきましてもご協力をお願いをするところでもあります。

一方、当町をはじめ地方における経済情勢や雇用情勢は依然として厳しい状況が続いております。今後、国、県、町が連携した経済対策とともに、平成25年度の予算を計画的に執行し、各種事務事業に精力的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。このような中、安倍首相は6月の5日、特区の新設や規制改革などを盛り込んだ成長戦略の第三弾を発表をいたしました。内容は、医薬品のネット販売の解禁、石炭火力発電所の



世界展開、インフラ長寿命化基本計画等々から、この成長戦略を実現をすることで、数年で失われた50兆円に及ぶ国民所得を当面3年間くらいで取り戻せるという考え方から、10年後の1人当たりの国民総所得を1,500,000円以上の増額、地域や農業の担い手の所得も倍増すると高らかに謳っております。続いて翌6月6日には骨太の方針が閣議決定をされたところでありますが、アベノミクスによる日本経済再生に向け健全財政化への取り組みが極めて重要というふうに明記をされまして、財政健全化をアベノミクスの第4の矢と位置付けております。ただ現状の財政政策の延長ではたとえ消費税を10%に上げても、財政の指標ともされております基礎的収支バランス、いわゆるプライマリーバランスの黒字化実現は極めて難しいというふうに思うわけでございまして、重ねて申し上げますけれども、景気の回復などこれらの目標達成に向けて安倍内閣には実現可能な着実な目標達成のための道筋を示すとともに、これを実行し、また苦渋の判断をせざるを得なかった給与・報酬等の削減措置の重みを肝に銘じて、決して期待倒れに終わることのないように、将来に希望の持てる政治を切に願うものでございます。

さて今議会の議案審議や一般質問を通じて貴重な数々のご意見や提案をいただきました。このことを十分胸に留めおきまして今後の町の財政運営に全力で努めてまいりたいと考えております。議会ははじめ町民各位のご理解とご協力を重ねてお願いを申し上げる次第でございます。本年の関東甲信越地方の長期予報は、気温は高めで平年同様曇りや雨の日が多い見込みであるというふうにされております。議員各位におかれましては時節柄健康には十分ご留意をいただき、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げまして6月議会定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長

以上をもって、平成25年6月飯島町議会定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

午前11時11分 閉会

上記の議事録は、事務局長 宮沢卓美の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員